

筑西市第9期高齢者福祉計画

介護保険事業計画



令和6年3月

筑西市

はじめに



我が国の65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、特に、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、医療や介護の支援を必要とする人の増加が見込まれます。また、長期的な人口推計においても、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年まで増加し続けると見込まれていることから、介護サービス需要への対策と、高齢者を地域で支える仕組みをより充実させる必要があります。

この状況を踏まえ、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組の重要性が示されているところです。

今般策定しました「筑西市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、「住み慣れた地域で支え合い 自分らしく安心して暮らせるまち」を基本理念とし、第8期計画で掲げた基本理念「みんなが自立し安心して暮らせるまち」を継承しながら、住み慣れた地域で、尊厳ある自立した生活を送れるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの更なる推進に向けて取り組んでまいります。また、災害や感染症に係る体制整備、介護サービス基盤の適切な整備と、介護現場の生産性の向上に係る取組についても推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見及び御提案を賜りました市民の皆様をはじめ、介護保険等運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の委員の皆様、各関係者に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

筑西市長 須藤 茂

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	2
第1節 計画の策定にあたり	2
第2節 計画の位置づけと役割	3
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の策定体制と進行管理	4
第5節 SDGsの推進	5
第2章 高齢者を取り巻く現状	6
第1節 人口の状況	6
第2節 高齢者世帯の状況	8
第3節 要支援・要介護認定者の状況	9
第4節 認知症高齢者の状況	10
第5節 総合事業の利用状況	11
第6節 介護保険サービスの利用状況	13
第7節 アンケート調査からみる高齢者の状況	18
第3章 策定に向けた課題のまとめ	36
第4章 基本方針	43
第1節 基本理念	43
第2節 基本目標	44
第3節 重点施策	48
第4節 日常生活圏域の考え方	50
第2部 各論	51
第1章 高齢者の「はりのある生活」を支援します	52
施策1 介護予防・健康づくりの推進	52
施策2 社会参画の推進	59
第2章 地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます	63
施策3 保健・医療・福祉の連携強化	63
施策4 安心して在宅生活を送るための支援	67
第3章 高齢者の「安全・安心」を守ります	74
施策5 認知症対策の強化	74
施策6 高齢者の権利擁護の推進	77
施策7 防災・感染症対策の推進	79
第4章 介護保険サービスを推進します	80
施策8 介護保険サービスの推進	80
施策9 持続可能な介護保険制度の構築に向けた取組の推進	94
施策10 介護保険事業費の見込額と介護保険料	101

資料編	109
策定経過	110
筑西市介護保険等運営協議会及び筑西市地域包括支援センター運営協議会委員名簿	111
筑西市介護保険等運営協議会設置規則	112
筑西市地域包括支援センター運営協議会設置規則	114

第1部 総論

第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画の策定にあたり

筑西市(以下、「本市」という。)では、「筑西市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(令和3～5年度)において、「みんなが自立し安心して暮らせるまち」という基本理念のもと、“高齢者の「はりのある生活」の支援”、“地域包括ケア体制づくりの強化”、“高齢者の「安全・安心」を守る”、“介護保険サービスの推進”の4つの基本目標を掲げ、高齢者施策を推進してきました。一方、本市の少子高齢化は進行しており、高齢化率は令和5年時点で 32.3%となっています。また、後期高齢者^{*1}の増加に伴い要支援・要介護認定者数の増加も見込まれており、更なる介護需要の高まりによる社会保障費の増大や、介護人材の不足、介護離職の増加等、高齢者を取り巻く課題の多様化・複雑化が予想されます。

このような状況のなか、国においては、持続可能で質の高い介護保険サービスの提供に向け、令和5年に全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が成立しました。第9期計画の推進にあたっては、団塊世代が全て後期高齢者となる令和7年(2025)や、団塊ジュニア世代が高齢者となり生産年齢人口の減少が見込まれている令和 22 年(2040)を見据え、介護人材の確保や包括的な相談支援体制の構築、地域の実情に応じた介護予防事業の展開、認知症の早期発見・早期対応が可能な仕組みづくりなど、「地域包括ケアシステム^{*2}」の深化・推進に向けた取組が求められています。また、地域には多種多様な課題やニーズが存在しており、誰もが安心して暮らし続けられるまちに向けて、介護・高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度の枠や、「支援する側」「支援される側」という関係性を超え、多様な主体が生きがいや役割を持って参画し、ともに支え合いながら地域を創る「地域共生社会^{*3}」の実現が重要です。

こうした国の動向及び社会背景並びに第8期計画までの取組を踏まえて、今後3年間の高齢者施策を総合的に推進するため、「筑西市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

*1 「後期高齢者」6ページ参照

*2 「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に切れ目なく提供される体制をめざしたシステム。

*3 「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの縦割りや支え手・担い手という役割を超えて、地域住民や地域の様々な主体が「我が事」として地域に参画し、人と人、人と資源が世代等を超えて「丸ごと」つながることで、住民の生きがいや暮らしがともに創り上げられていく社会。

第2節 計画の位置づけと役割

1. 本計画は、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、本市における高齢者福祉施策の総合的な指針として位置づけるものです。
2. 「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」であり、本市に住んでいる全ての高齢者に関わる政策目標などを定め、高齢者への福祉サービスを総合的かつ体系的に提供するための計画です。
3. 「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」であり、利用者の選択により、保健・医療・福祉にわたる介護サービス、介護予防サービスなどを総合的に利用できるよう、介護サービス給付事業、介護予防サービス給付事業、地域支援事業の見込量などを定めるものです。
4. 本計画の一部を、市町村の介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定める「市町村介護給付適正化計画」として位置づけます。
5. 本計画の一部を、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定める「市町村認知症施策推進基本計画」として位置づけます。
6. 本計画は、本市の最上位計画である「第2次筑西市総合計画」の高齢福祉分野に関する個別計画です。また、福祉分野の上位計画である「筑西市第4次地域福祉計画」や、障害者福祉・児童福祉等、各種計画との整合・連携を図ります。

第3節 計画の期間

介護保険事業計画は、3年ごとに計画を見直す必要があり、計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間とします。また、高齢者福祉計画は、介護保険事業計画と一体的に見直しを行う必要があるため、同様の計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	第2次筑西市総合計画 後期基本計画					次期計画		
	筑西市第4次地域福祉計画 筑西市成年後見制度利用促進基本計画					次期計画		
			茨城県第8次保健医療計画					
筑西市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画			筑西市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画			筑西市第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画		

第4節 計画の策定体制と進行管理

(1) 計画策定の検討

市民団体等の代表、公募による被保険者の代表、保健・医療及び福祉分野の各関係者等から構成される「筑西市介護保険等運営協議会」を4回開催し、本計画の審議を行いました。

具体的には、本市の現状・課題の検討、本計画骨子案の検討、本計画素案の検討、サービス見込量の検討等を行いました。

(2) 行政内部の連携体制

本計画策定にあたり、高齢福祉課・介護保険課・地域医療推進課を中心に、庁内関係課の各担当部門との連携を図り、調整を行いました。

(3) アンケート調査の実施

高齢者の日常の生活状況や健康状態、介護保険サービス等の利用状況等を把握するため、令和4年度に実施しました。

(4) パブリック・コメントの実施

令和6年1月18日～1月31日にパブリック・コメントを実施し、本計画案に対して市民から広く意見を募集しました。

(5) 計画の進行管理

本計画の進行・評価については、本計画策定後も、市民参画による運営協議会において、現状や課題を分析し、対策を講じていきます。また、点検指標や評価項目を設定するなど、継続的、客観的な評価ができるよう努めます。

第5節 SDGsの推進

SDGs(エスディージーズ)とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された、令和12年(2030)までに達成すべき国際目標で、17のゴール(目標)とそれに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

本計画においても、SDGsの理念を踏まえた上で、将来にわたって持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 高齢者を取り巻く現状

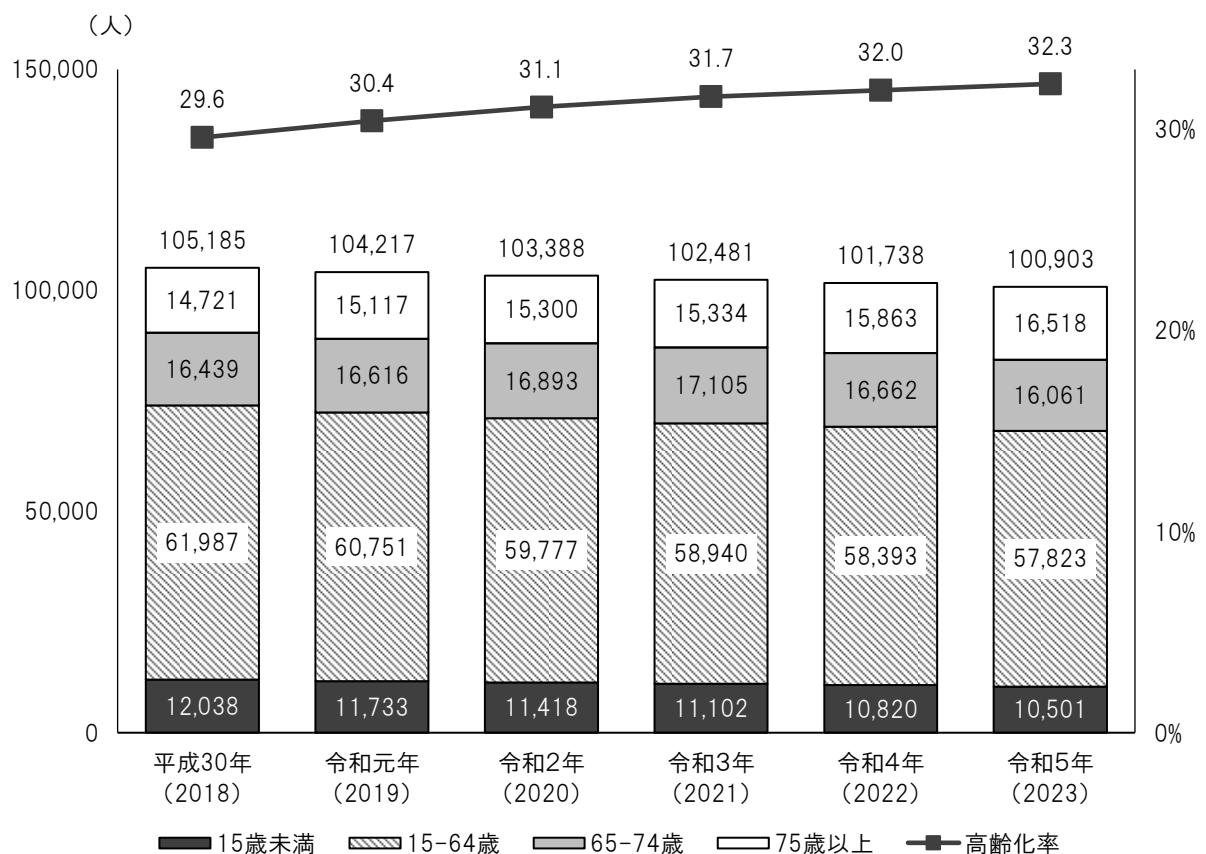
第1節 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の総人口は減少が続いており、令和5年時点では100,903人となっています。年齢構成別にみると、15歳未満、15-64歳は減少、75歳以上は増加傾向にあります。65-74歳は令和3年まで増加し、令和4年に減少に転じています。また、高齢化率は一貫して増加しており、令和5年で32.3%となっています。

後期高齢者数をみると、令和4年までは後期高齢者よりも前期高齢者*が多くなっていましたが、令和5年では前期高齢者(65-74歳)が16,061人、後期高齢者(75歳以上)が16,518人と、後期高齢者が前期高齢者を上回っています。

■年齢4区分別人口の推移



資料:市資料(住民基本台帳 各年9月末時点)

* 「前期高齢者」とは65歳から74歳まで、「後期高齢者」とは満75歳以上の高齢者。

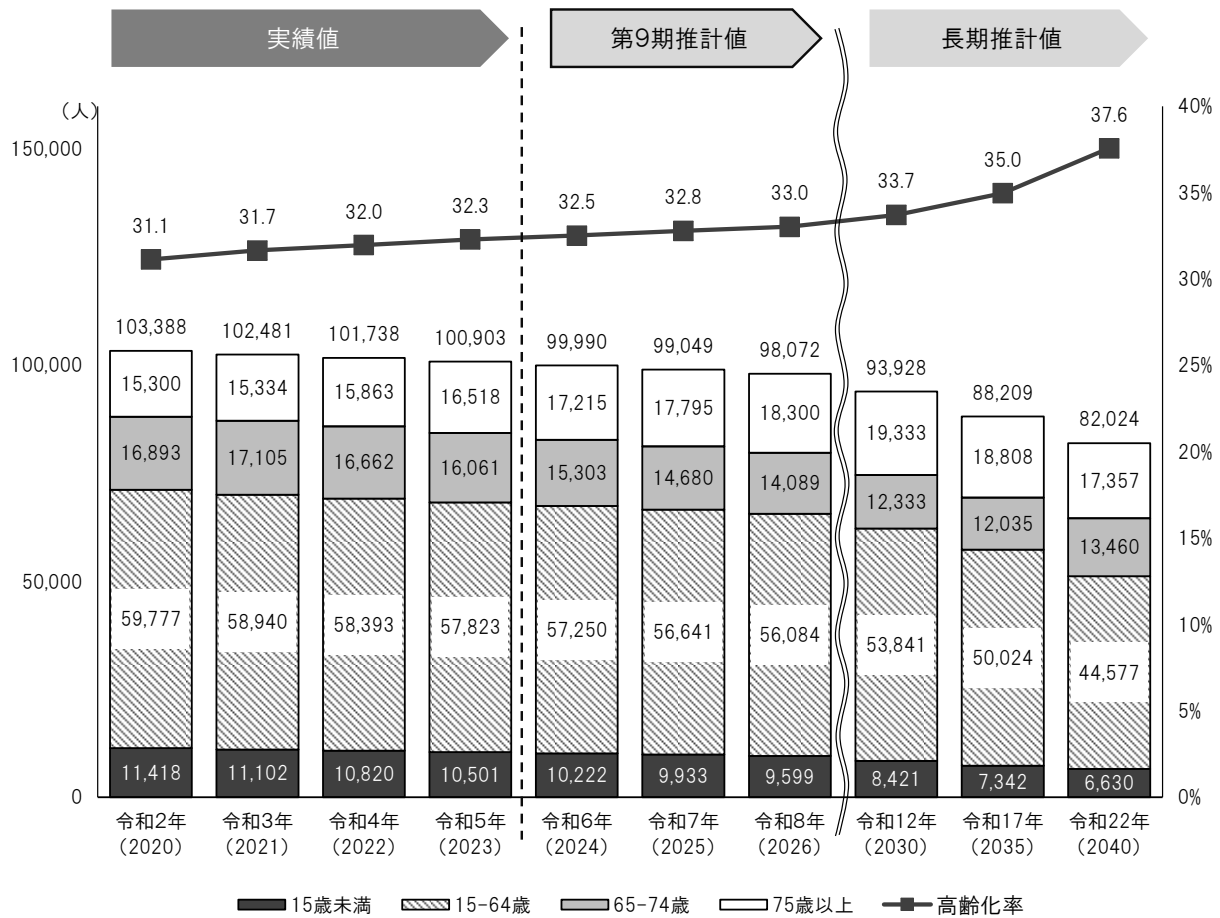
(2) 人口の推計

本市の将来人口の推計については、令和元年から令和5年の9月末時点の住民基本台帳を基に行いました。

総人口は減少が続くと予想されており、本計画期間の最終年である令和8年では 98,072 人、令和 22 年(2040)では 82,024 人となる見込みです。また、高齢化率は上昇が続き、令和8年で 33.0%と人口の約3人に1人が高齢者となることが予測されます。その後も上昇が続き、令和 22 年(2040)では 37.6%となる見込みです。

高齢者数をみると、前期高齢者は、令和4年以降当面減少が続くことが予想される一方、後期高齢者は令和 12 年(2030)まで増加が続くと予想されています。

■年齢4区分別人口の推計



資料:実績値は市資料(住民基本台帳 各年9月末時点)

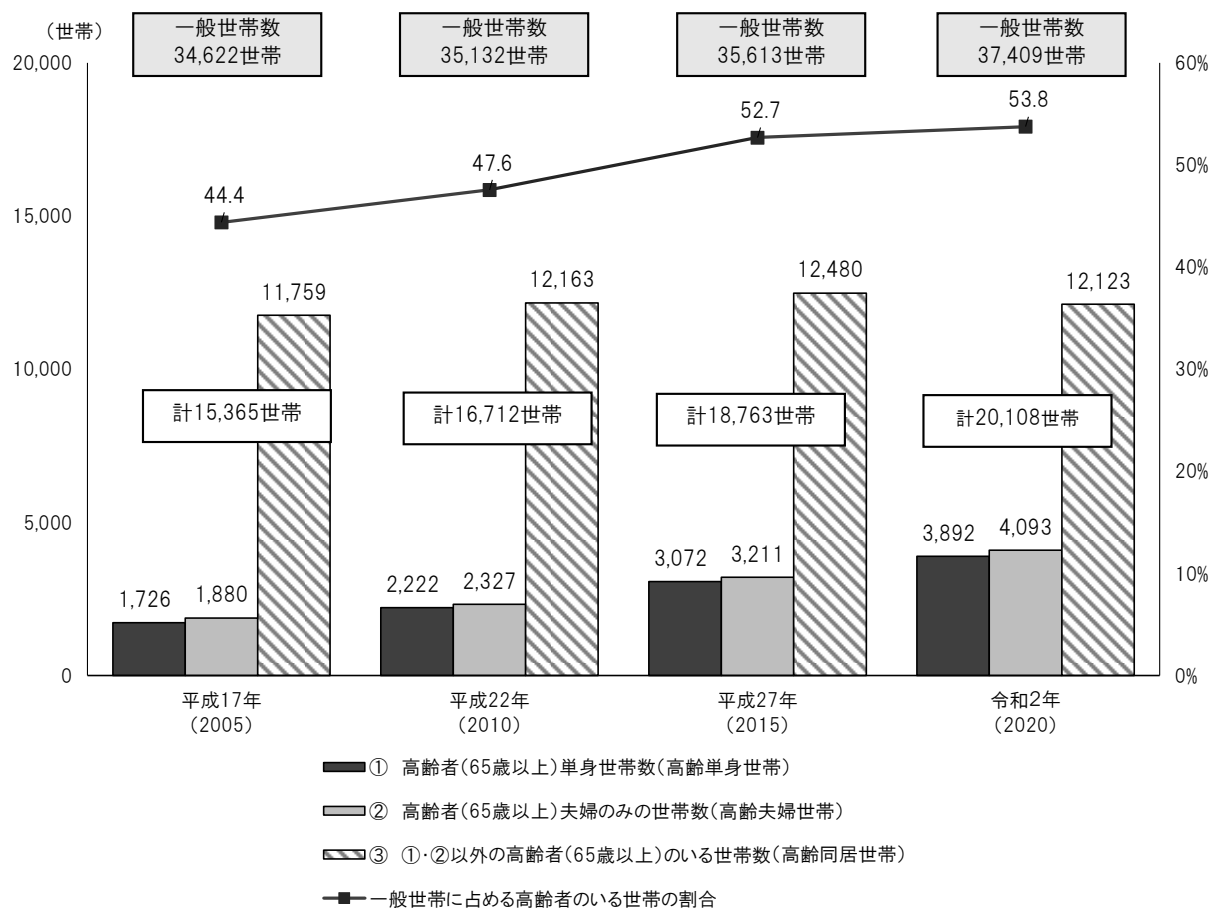
第2節 高齢者世帯の状況

(1) 高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の推移

高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数は増加し続けており、令和2年で高齢単身世帯が3,892世帯、高齢夫婦世帯が4,093世帯となっており、平成17年と比較すると15年間でいずれも2倍以上となっています。

高齢者がいる世帯数は増加傾向にあり、令和2年で20,108世帯と平成17年と比較すると15年間で約1.3倍となっています。また、一般世帯*数に占める高齢者がいる世帯の割合も上昇しており、令和2年では53.8%となっています。

■ 高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の推移



資料:国勢調査

* 「一般世帯」とは、施設等の世帯以外の世帯(施設等の世帯とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯)。

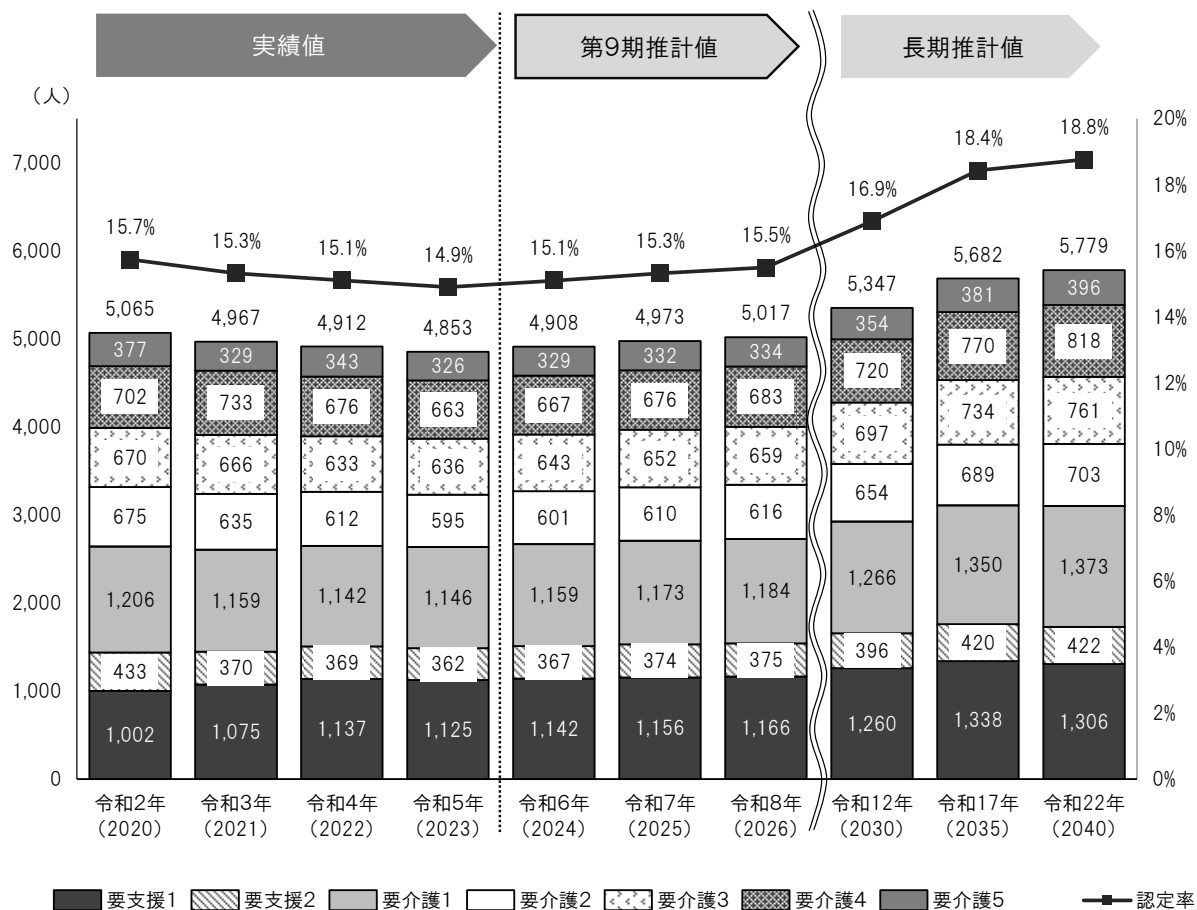
第3節 要支援・要介護認定者の状況

(1) 要支援・要介護認定者の推移と見込み

要支援・要介護認定者数は、令和2年以降年々減少しており、令和5年で4,853人となっています。減少の要因の1つとして、新型コロナウイルスの影響が考えられます。区分別にみると、要支援認定者数は増加傾向にあり、令和2年と令和5年を比較すると、要支援1では約1.1倍となっています。

要支援・要介護認定者数の推計をみると、令和6年以降は増加に転じ、本計画期間の最終年である令和8年では5,000人を上回り、認定率も上昇する見込みです。その後も増加が続き、令和22年(2040)では5,800人近くなることが予想されます。

■要支援・要介護認定者の推移と推計



資料：実績値は介護保険事業状況報告(各年9月末時点)
推計値は出現率の変化率を基に独自推計

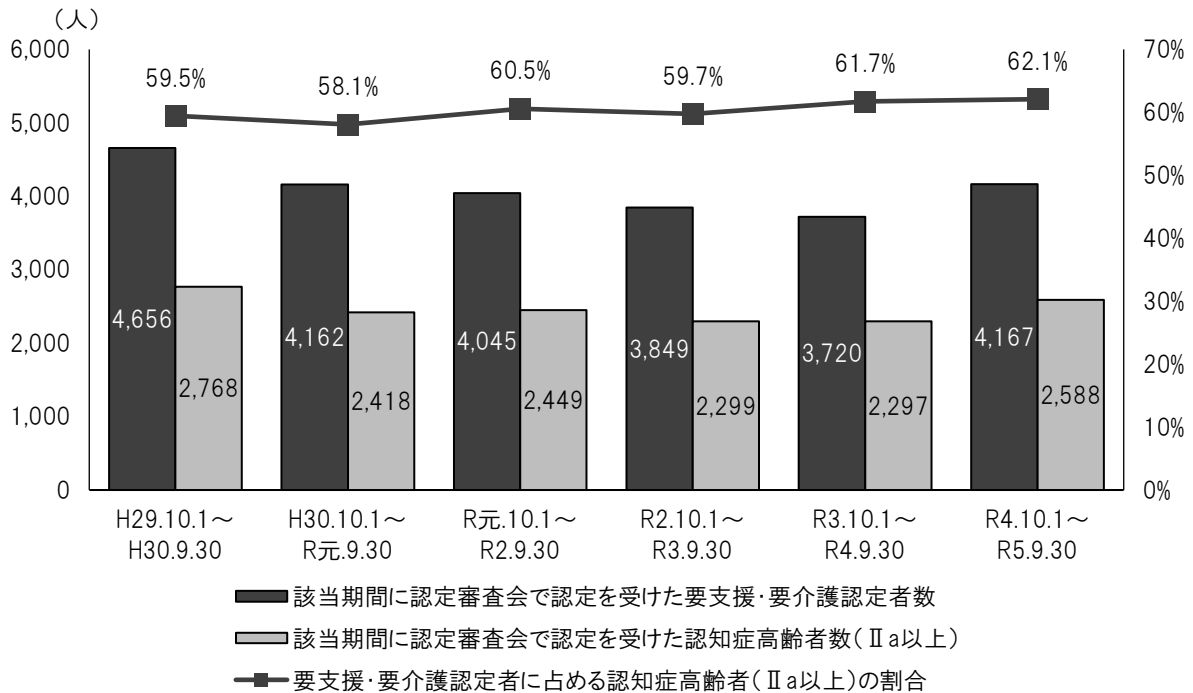
※認定審査会の回数

H29.10.1～ H30.9.30	H30.10.1～ R元.9.30	R元.10.1～ R2.9.30	R2.10.1～ R3.9.30	R3.10.1～ R4.9.30	R4.10.1～ R5.9.30
157回	139回	137回	129回	127回	142回

第4節 認知症高齢者の状況

該当期間に認定審査会で認定を受けた認知症高齢者数(Ⅱa以上)は、令和4年10月1日～令和5年9月30日で2,588人となっています。介護申請における認知症者数の割合は6割前後を占めており、今後も高い水準を維持していくと考えられます。

該当期間に認定審査会で認定を受けた要支援・要介護認定者に占める認知症高齢者(Ⅱa以上)の割合も上昇傾向にあり、令和4年10月1日～令和5年9月30日で62.1%となっています。



資料: アイラビット(期間に認定審査会で認定を受けた人数を集計)

※認知症高齢者の日常生活自立度

	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱb	家庭内で上記Ⅱの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。	
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態がみられる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態がみられる。	ランクⅢaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

第5節 総合事業の利用状況

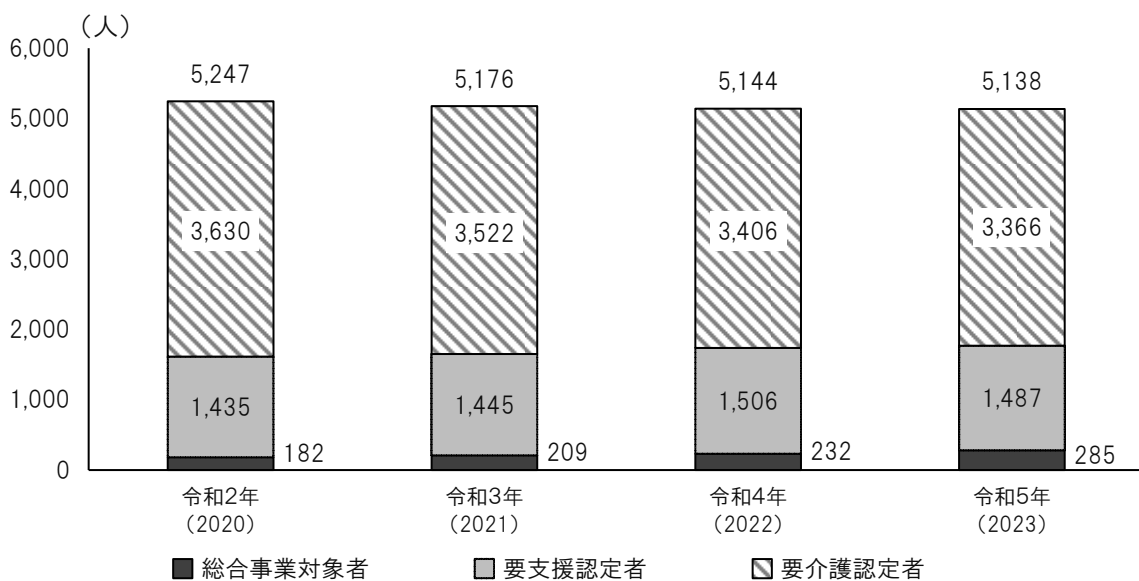
総合事業*1対象者数は年々増加しており、令和5年で 285 人となっています。内訳をみると、後期高齢者の増加がうかがえます。

総合事業対象者と要支援・要介護認定者の合計は、令和5年で 5,138 人となっています。

総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスの延べ利用人数は、年々増加しています。平成 30 年度と令和5年度を比較すると、訪問型サービスは約 1.4 倍、通所型サービスは約 1.3 倍となっています。

延べ利用人数の増加に伴い、総合事業費(訪問型サービス・通所型サービス・ケアマネジメント*2)も増加しており、令和5年度で 248,271 千円となっています。

■総合事業対象者数及び要支援・要介護認定者数の推移



資料: 要支援・要介護認定者は介護保険事業状況報告(各年9月末時点)
総合事業対象者は茨城県国民健康保険団体連合会(各年9月末時点)

■総合事業対象者の内訳

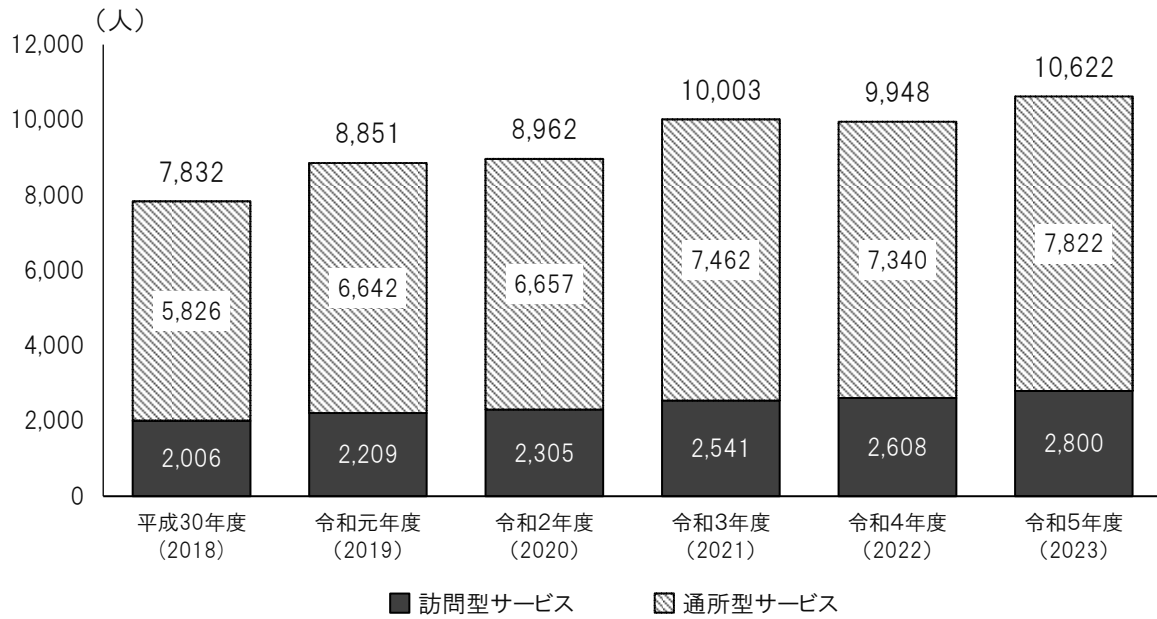
単位: 人	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総合事業対象者	182	209	232	285
65歳未満	0	0	0	0
前期高齢者	34	32	36	48
後期高齢者	148	177	196	237

資料: 茨城県国民健康保険団体連合会(各年9月末時点)

*1 「総合事業」とは、「介護予防・日常生活支援総合事業」の略称で、効果的な介護予防の推進に向け、市町村が地域の実情に応じて提供するサービス。総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれており、「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者は要支援者と基本チェックリスト該当者、「一般介護予防事業」は 65 歳以上の全ての高齢者。

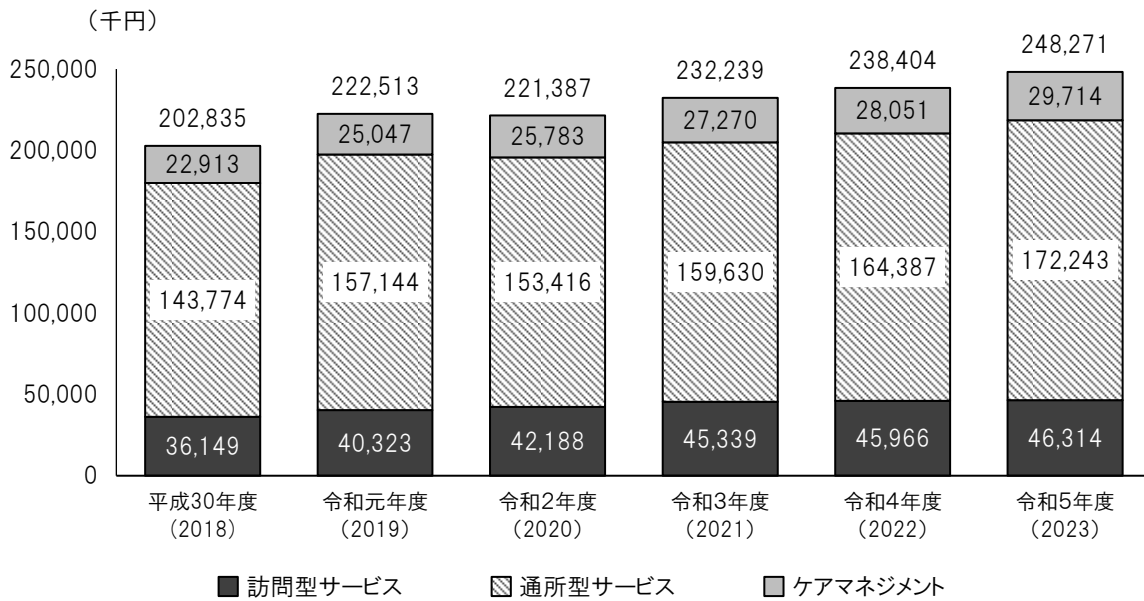
*2 「ケアマネジメント」とは、保健・医療・福祉のサービスを総合的・効率的に提供する手法で、介護保険においては要介護者の需要に合わせた介護支援の仕組み。

■訪問型サービス及び通所型サービスの延べ利用人数の推移



資料:茨城県国民健康保険団体連合会(各年度の累計、令和5年度は見込み)

■総合事業費（訪問型サービス・通所型サービス・ケアマネジメント）の推移



資料:茨城県国民健康保険団体連合会(各年度の累計、令和5年度は見込み)
 ※端数処理の関係により、合計の数字が合わないものがあります。

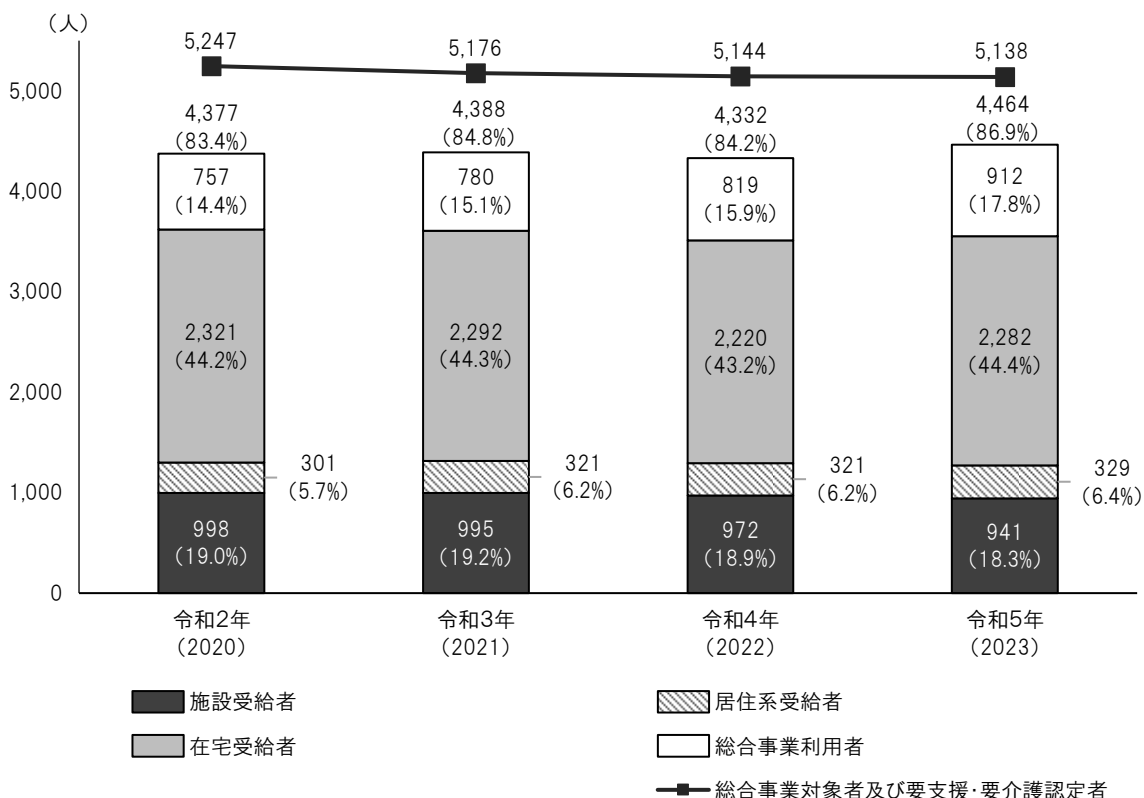
第6節 介護保険サービスの利用状況

(1) サービス種別受給者数について

サービス種別受給者数は令和3年から令和4年に減少しましたが、令和5年に増加に転じ、4,464人となっています。内訳をみると、施設受給者は減少傾向である一方、居住系受給者は増加傾向にあります。在宅受給者は令和4年まで減少していましたが、令和5年に増加に転じています。総合事業利用者は毎年増加しています。

また、総合事業対象者及び要支援・要介護認定者におけるサービス利用率は、8割台半ばで推移しています。

■サービス種別受給者の推計



資料：要支援・要介護認定者は介護保険事業状況報告(各年9月末時点)
 施設・居住系・在宅受給者は介護保険事業状況報告(各年9月末時点、令和5年は5月末時点)
 総合事業利用者及び総合事業対象者は茨城県国民健康保険団体連合会(各年9月末時点)
 グラフ中()内は認定者に対する割合を示す

【施設サービス】介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

【居住系サービス】特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

【在宅サービス】訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(介護老人保健施設)、短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)、短期入所療養介護(介護医療院)、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

(※利用者を重複してカウントすることを防ぐため、介護予防支援・居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の3サービスの受給者総数の総計を概数として利用)

【総合事業】訪問型サービス、通所型サービス

(2) 介護給付サービスの利用者の状況

介護給付サービスの利用者の状況についてみると、[1]居宅サービスでは、訪問看護の伸び率が41.4%となっており、令和5年度の実績値は第8期計画の計画値より高くなっています。また、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護についても伸び率が20%を超えており、利用の増加がみられます。

一方、通所リハビリテーションの伸び率は▲19.4%、短期入所生活介護は▲11.1%、特定福祉用具購入費は▲10.1%と減少がみられます。

■介護給付サービスの利用者数の状況（1/2）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	伸び率 (%) ①→③
		実績値(令和5年度は見込値)			第8期 計画値	
		①	②	③		
[1]居宅サービス						
訪問介護	回/年	88,949	92,261	106,691	113,928	19.9
訪問入浴介護	回/年	2,818	2,948	3,502	5,112	24.3
訪問看護	回/年	10,246	11,256	14,489	13,008	41.4
訪問リハビリテーション	回/年	7,948	8,795	10,745	15,996	35.2
居宅療養管理指導	人/年	5,747	5,778	6,636	5,676	15.5
通所介護	回/年	100,375	91,896	94,661	145,872	▲ 5.7
通所リハビリテーション	回/年	35,431	30,112	28,555	49,560	▲ 19.4
短期入所生活介護	日/年	43,932	38,459	39,041	62,370	▲ 11.1
短期入所療養介護	日/年	5,411	5,397	6,884	8,244	27.2
特定施設入居者生活介護	人/年	1,392	1,446	1,404	1,500	0.9
福祉用具貸与	人/年	13,755	13,489	13,752	16,800	0.0
特定福祉用具購入費	人/年	267	276	240	408	▲ 10.1
住宅改修費	人/年	81	101	84	228	3.7
居宅介護支援	人/年	20,754	20,051	20,376	24,840	▲ 1.8

[2]地域密着型サービスについてみると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の伸び率が71.4%と増加がみられます。一方で、小規模多機能型居宅介護の伸び率は▲42.9%と減少しており、令和5年度の実績値は第8期計画の計画値より低くなっています。

[3]施設サービスについてみると、介護療養型医療施設から介護医療院への転換の関係で、令和4年度から介護医療院の利用があります。また、令和3年度から令和5年度にかけて、介護老人福祉施設と介護老人保健施設は若干の減少がみられます。

■介護給付サービスの利用者数の状況（2 / 2）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	伸び率 (%) ①→③
		実績値(令和5年度は見込値)			第8期 計画値	
		①	②	③		
[2]地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	56	61	96	60	71.4
看護小規模多機能型居宅介護	人/年	0	0	0	0	—
認知症対応型通所介護	人/年	8	9	0	192	—
小規模多機能型居宅介護	人/年	252	206	144	444	▲ 42.9
認知症対応型共同生活介護	人/年	1,968	1,936	2,112	2,112	7.3
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	625	603	612	660	▲ 2.1
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/年	0	0	0	0	—
夜間対応型訪問介護	人/年	0	0	0	0	—
地域密着型通所介護	回/年	30,577	32,168	32,659	53,364	6.8
[3] 施設サービス						
介護老人福祉施設(特養)	人/年	6,188	6,135	6,036	7,452	▲ 2.5
介護老人保健施設(老健)	人/年	4,732	4,650	4,560	4,908	▲ 3.6
介護医療院	人/年	0	6	150	0	—
介護療養型医療施設	人/年	349	338	336	432	▲ 3.7

(3) 介護予防給付サービスの利用者の状況

介護予防給付サービスの利用者の状況についてみると、[1]居宅サービスでは、多くのサービスで増加傾向にあります。特に、介護予防短期入所療養介護では令和3年度から令和5年度にかけて大幅な増加がみられます。また、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護についても伸び率が60%を超えており、利用の増加がみられます。

■介護予防給付サービスの利用者数の状況（1/2）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	伸び率 (%) ①→③
		実績値(令和5年度は見込値)			第8期 計画値	
		①	②	③		
[1]居宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	1	0	0	—
介護予防訪問看護	回/年	1,743	2,058	2,094	2,532	20.1
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	893	940	1,440	2,568	61.3
介護予防居宅療養管理指導	人/年	636	656	672	564	5.7
介護予防通所リハビリテーション	人/年	1,515	1,381	1,368	1,944	▲ 9.7
介護予防短期入所生活介護	日/年	565	992	1,008	1,824	78.4
介護予防短期入所療養介護	日/年	14	122	212	240	1414.3
介護予防特定施設入居者生活介護	人/年	334	342	336	420	0.6
介護予防福祉用具貸与	人/年	4,992	5,413	5,748	6,096	15.1
特定介護予防福祉用具購入費	人/年	122	93	120	192	▲ 1.6
介護予防住宅改修費	人/年	61	66	72	132	18.0
介護予防支援	人/年	6,235	6,551	6,840	7,776	9.7

[2]地域密着型サービスについてみると、介護予防小規模多機能型居宅介護はおおむね横ばい、介護予防認知症対応型共同生活介護は減少傾向にあります。

■介護予防給付サービスの利用者数の状況（2 / 2）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	伸び率 (%) ①→③
		実績値(令和5年度は見込値)			第8期 計画値	
		①	②	③		
[2]地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	人/年	0	0	0	0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年	49	48	48	24	▲ 2.0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/年	76	80	60	36	▲ 21.1

（4）総合事業の利用者の状況

介護予防・日常生活支援総合事業についてみると、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスの利用人数は、どちらも増加傾向にあります。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	伸び率 (%) ①→③
		実績値(令和5年度は見込値)			第8期 計画値	
		①	②	③		
[1]訪問型サービス						
訪問介護相当サービス	人/年	2,080	2,221	2,470	2,290	18.8
訪問型サービスA	人/年	461	387	330	670	▲ 28.4
[2]通所型サービス						
通所介護相当サービス	人/年	6,609	6,702	6,986	7,350	5.7
通所型サービスA	人/年	853	638	836	1,110	▲ 2.0

第7節 アンケート調査からみる高齢者の状況

本計画の策定にあたり、市内在住の高齢者及びその主な介護者の実態等を把握するため、以下5種のアンケート調査を実施しました。

調査種類	(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	(2)在宅介護実態調査
目的	要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、地域の抱える課題を抽出。	高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討。
対象	・要介護認定を受けていない65歳以上の方(総合事業、要支援1・2を含む) ・令和4年12月1日時点の住民基本台帳より無作為抽出	要介護(要支援含む)の認定を受け、在宅で生活されている方
調査方法	郵送配付・郵送回収	認定調査員による聞き取り・訪問調査
実施期間	令和5年1月31日～3月31日	令和4年7月1日～令和5年3月31日
調査(発送)件数	4,000件	600件
回収件数	2,431件	600件
回収率	60.8%	100.0%

調査種類	(3)在宅生活改善調査	(4)介護人材実態調査	(5)居所変更実態調査
目的	在宅での生活維持が難しくなっている利用者の実態を把握。	事業所における介護人材の性別・年齢構成、過去1年間の採用・離職等の状況把握。	過去1年間の施設・居住系サービスから居所を変更した人数やその理由等の把握。
対象	居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所	市内の介護事業所	特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、サービス付き高齢者向け住宅*、有料老人ホーム
調査方法	郵送配付・郵送回収		
実施期間	令和5年4月7日～21日		
調査(発送)件数	34件	105件	35件
回収件数	17件	57件	23件
回収率	50.0%	54.3%	65.7%

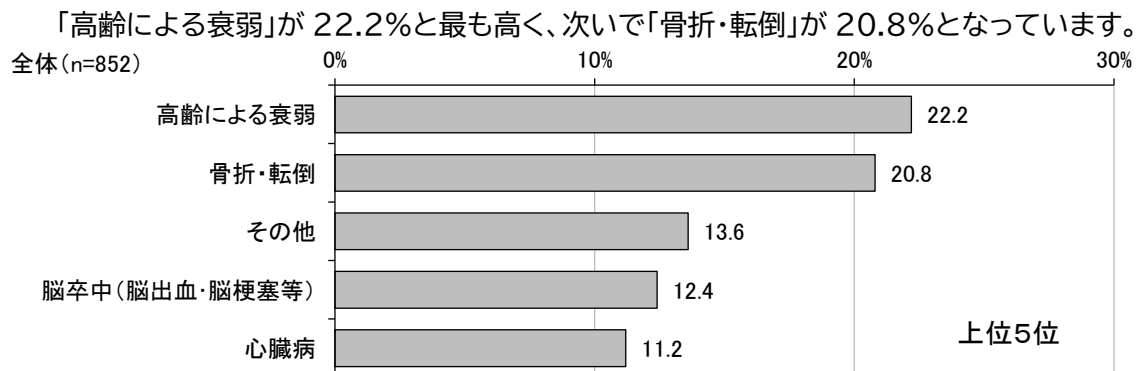
* 「サービス付き高齢者向け住宅」とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により創設された、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の賃貸住宅。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

■アンケート結果をみる際の注意点

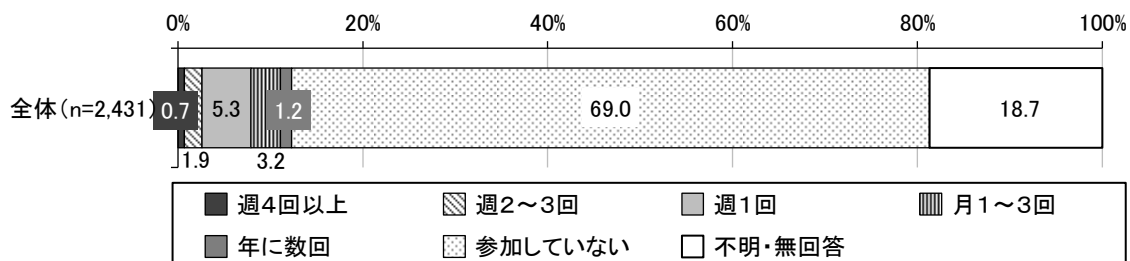
- 1 「n(number of cases)」は、集計対象者数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 2 回答結果の割合「%」は集計対象者数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 3 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 4 「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない又は回答の判別が困難なものです。

① 【何らかの介護・介助が必要な人限定】介護・介助が必要になった主な原因 (複数回答)



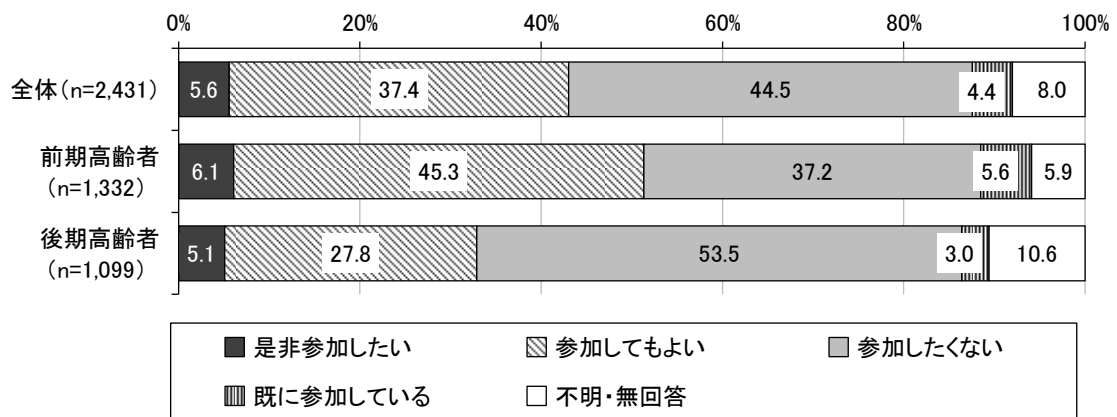
② (シルバーリハビリ体操教室、元気ふらす教室、生きがい講座など) 介護予防のための通いの場への参加頻度 (単数回答)

「参加していない」が69.0%と最も高く、次いで「週1回」が5.3%となっています。



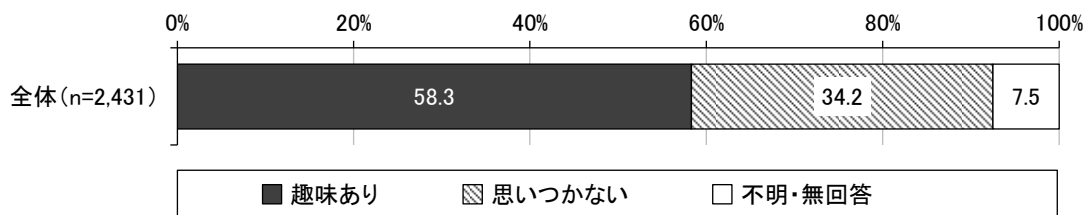
③ 地域活動への参加者としての参加意向（単数回答）

「参加したくない」が44.5%と最も高く、次いで「参加してもよい」が37.4%となっています。前期・後期別にみると、<前期高齢者>では「参加してもよい」、<後期高齢者>では「参加したくない」が最も高くなっています。



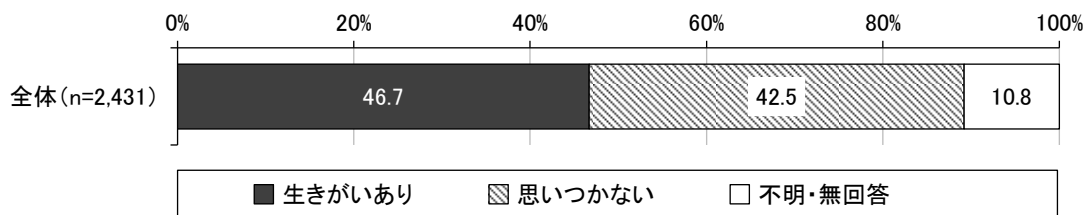
④ 趣味の有無（単数回答）

「趣味あり」が58.3%と、「思いつかない」の34.2%を上回っています。



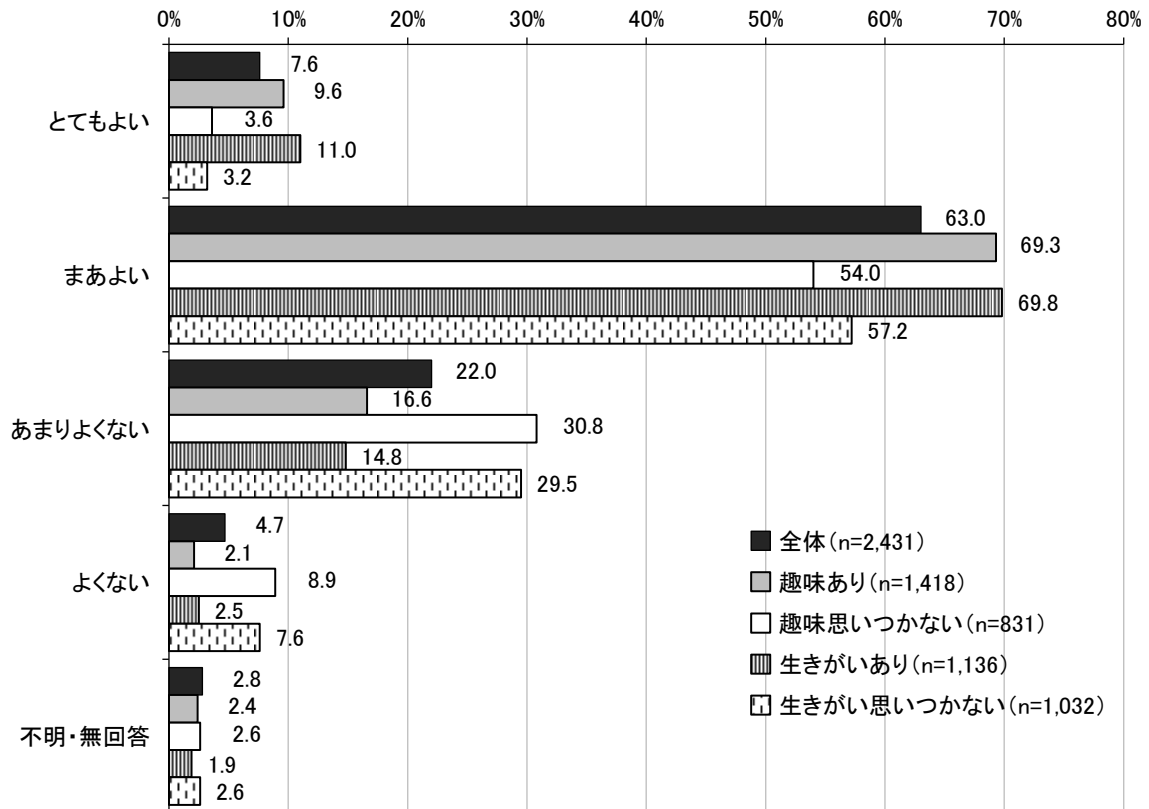
⑤ 生きがいの有無（単数回答）

「生きがいあり」が46.7%と、「思いつかない」の42.5%を上回っています。



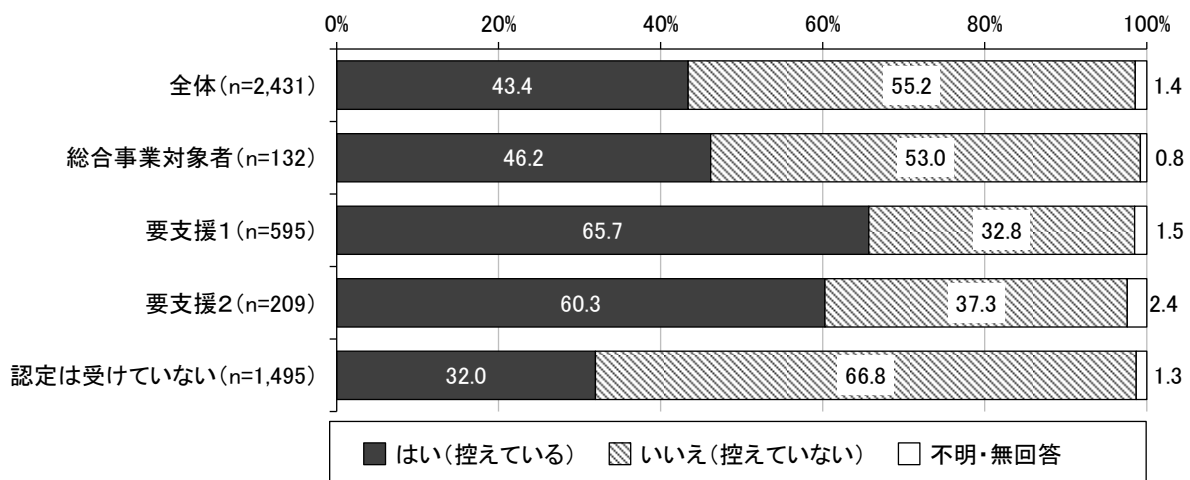
⑥ 現在の健康状態（単数回答）

「まあよい」が63.0%と最も高く、次いで「あまりよくない」が22.0%となっています。
 趣味の有無別にみると、＜趣味あり＞では『よい（「とてもよい」と「まあよい」の合計）』が78.9%、＜趣味思いつかない＞では57.6%となっています。
 生きがいの有無別にみると、＜生きがいあり＞では『よい』が80.8%、＜趣味思いつかない＞では60.4%となっています。



⑦ 外出を控えているか（単数回答）

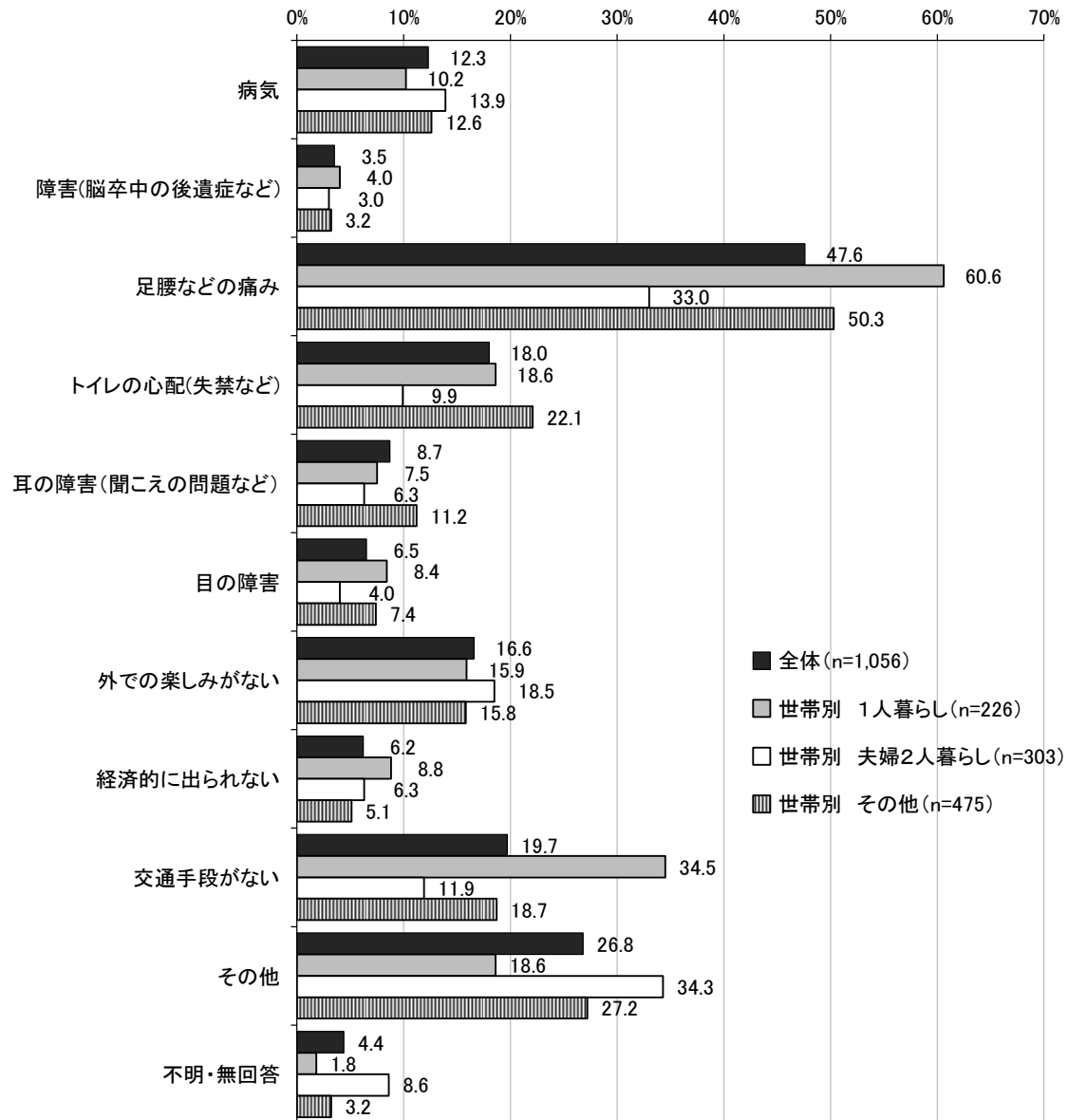
「いいえ(控えていない)」が55.2%と、「はい(控えている)」の43.4%を上回っています。
 要支援認定別にみると、＜要支援1＞＜要支援2＞では「はい(控えている)」が「いいえ(控えていない)」を上回っています。



⑧ 【外出を控えている人限定】外出を控えている理由（複数回答）

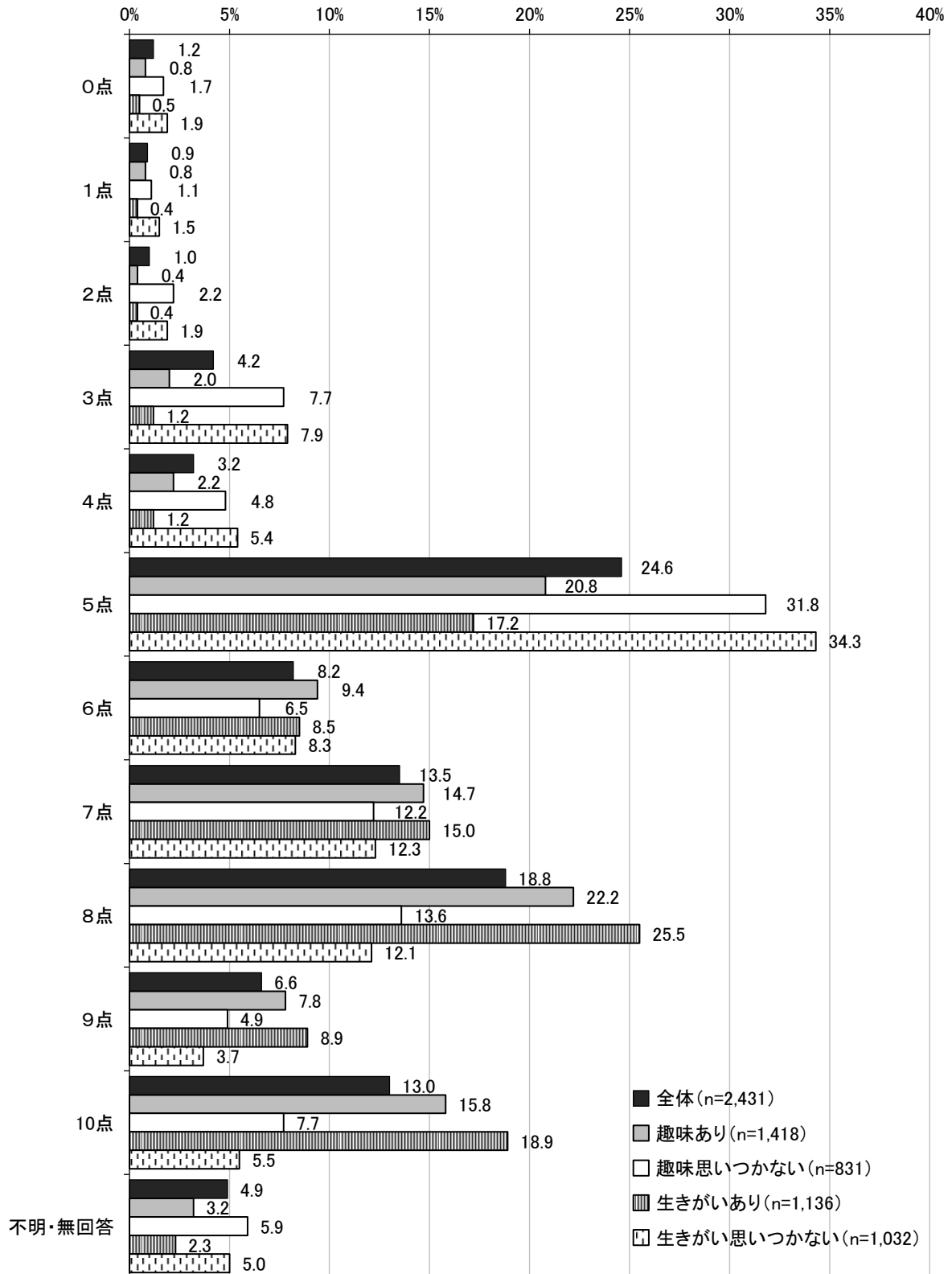
「その他」を除いて、「足腰などの痛み」が 47.6%と最も高く、次いで「交通手段がない」が 19.7%となっています。

世帯別にみると、いずれの区分においても「足腰などの痛み」が最も高くなっています。また、<1人暮らし>では「交通手段がない」が3割を超えています。



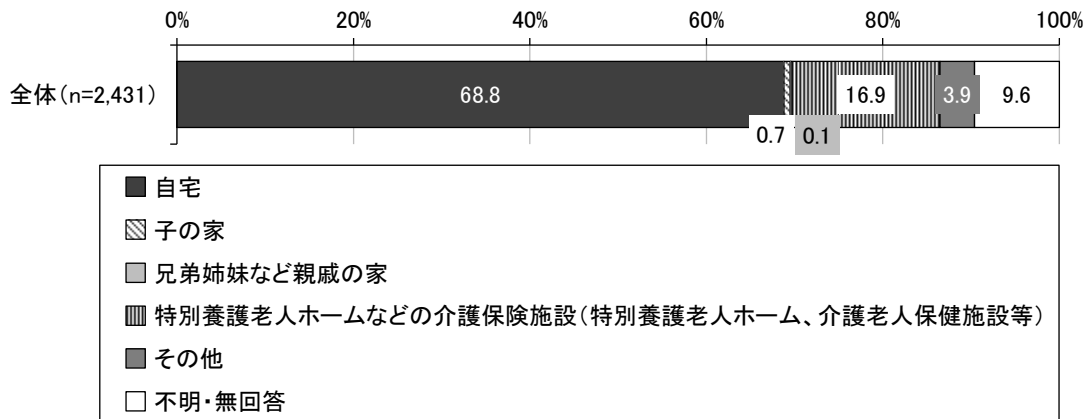
⑨ 幸福度（0点が「とても不幸」、10点が「とても幸せ」）（単数回答）

「5点」が24.6%と最も高く、次いで「8点」が18.8%、平均点は6.3点となっています。
 趣味の有無別にみると、＜趣味あり＞では平均点が6.9点、＜趣味思いつかない＞では5.6点となっています。
 生きがいの有無別にみると、＜生きがいあり＞では平均点が7.2点、＜生きがい思いつかない＞では5.4点となっています。



⑩ 最期の場所の希望（単数回答）

「自宅」が 68.8%と最も高く、次いで「特別養護老人ホームなどの介護保険施設」が 16.9%となっています。

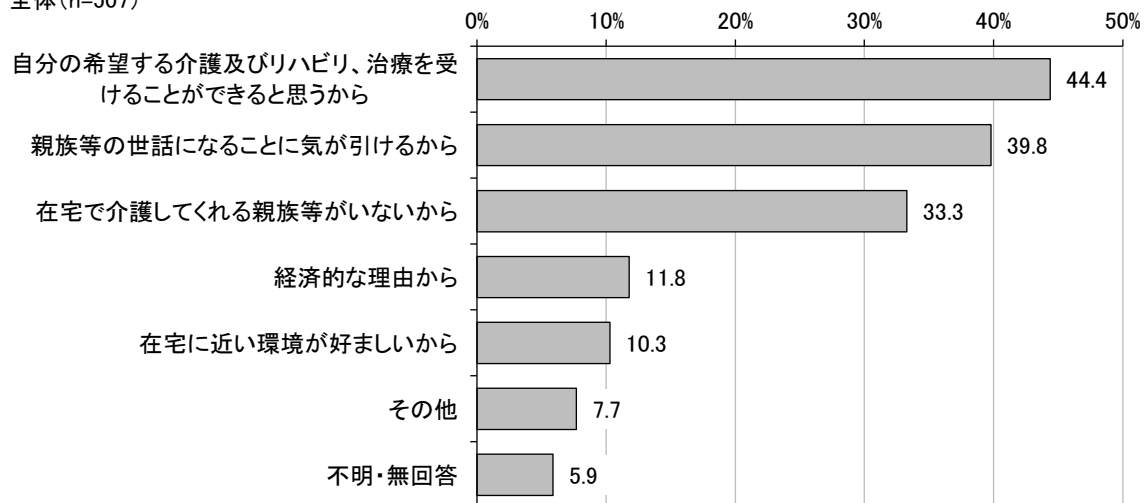


⑪ 【「特別養護老人ホームなどの介護保険施設」「その他」を選んだ人限定】

「特別養護老人ホームなどの介護保険施設」「その他」を選んだ理由（複数回答）

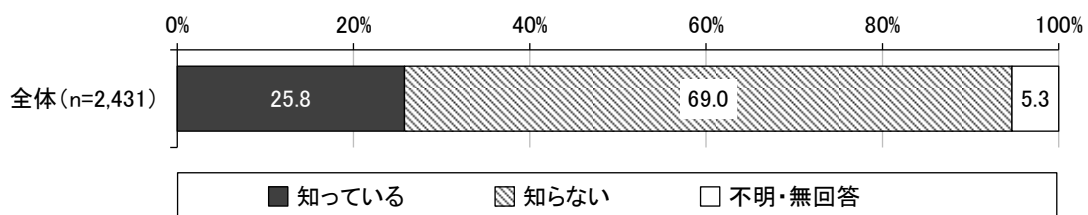
「自分の希望する介護及びリハビリ、治療を受けられると思うから」が 44.4%と最も高く、次いで「親族等の世話になることに気が引けるから」が 39.8%となっています。

全体 (n=507)



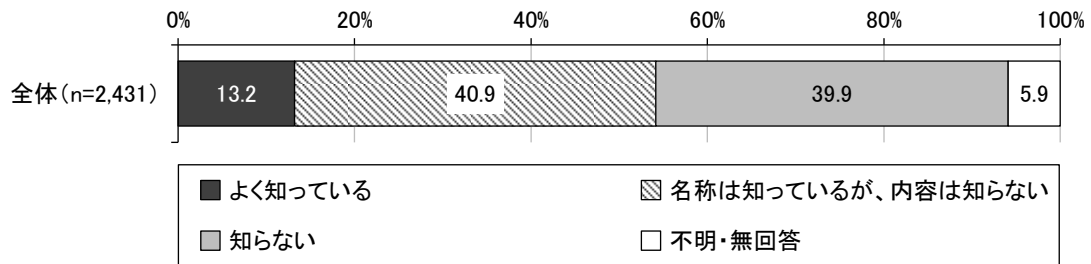
⑫ 認知症に関する相談窓口の認知状況（単数回答）

「知らない」が 69.0%と、「知っている」の 25.8%を上回っています。



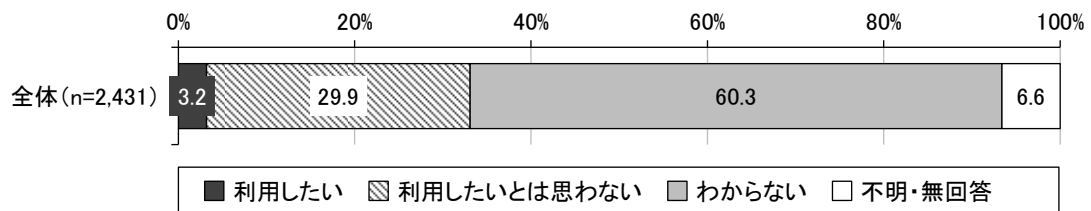
⑬ 成年後見制度*の認知状況（単数回答）

「名称は知っているが、内容は知らない」が40.9%と最も高く、次いで「知らない」が39.9%となっています。



⑭ 成年後見制度の利用意向（単数回答）

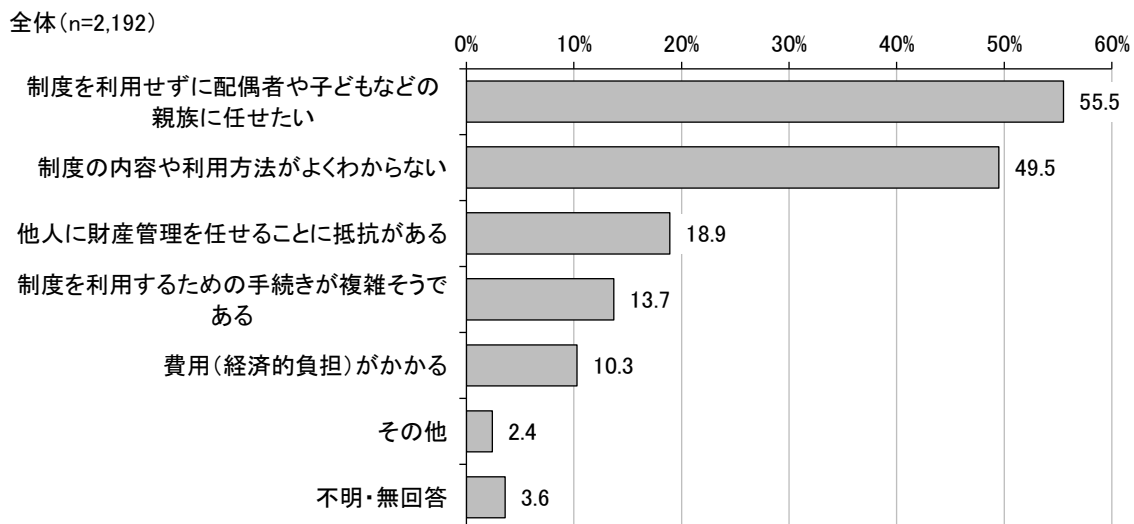
「わからない」が60.3%と最も高く、次いで「利用したいとは思わない」が29.9%となっています。



⑮ 【「（成年後見制度を）利用したいとは思わない」「わからない」を選んだ人限定】

「（成年後見制度を）利用したいとは思わない」「わからない」を選んだ理由（複数回答）

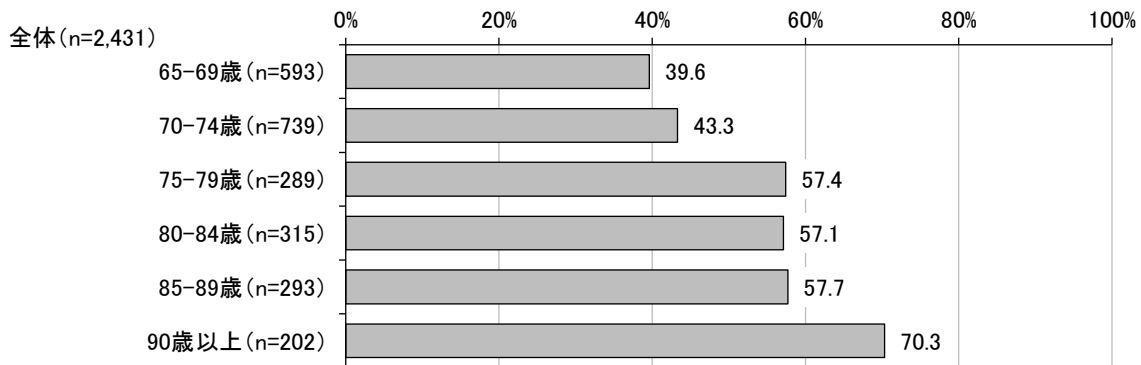
「制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい」が55.5%と最も高く、次いで「制度の内容や利用方法がよくわからない」が49.5%となっています。



* 「成年後見制度」とは、知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選定したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

⑩ 認知機能のリスク判定

認知機能のリスク該当者の割合は、年代が上がるにつれて高くなり、65-74歳では3~4割台、75-89歳では5割台、90歳以上では7割を上回っています。

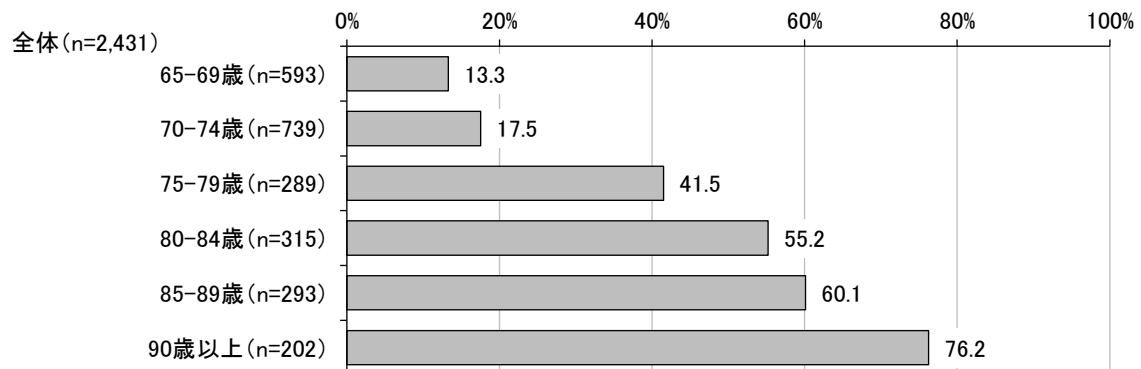


■認知機能のリスク判定

設問項目	選択肢	評価方法
●物忘れが多いと感じますか	「はい」	左記の設問のうち、該当する選択肢が回答された場合リスクあり

⑪ 運動機能のリスク判定

運動機能のリスク該当者の割合は、75歳未満では1割台ですが、75歳を境に急激に上昇し、75-79歳で4割台、80-89歳で5~6割台、90歳以上で7割を上回っています。



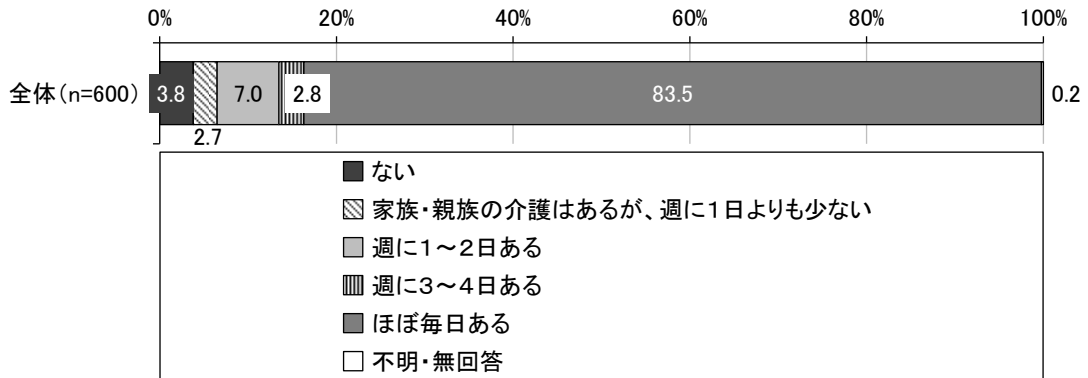
■運動機能のリスク判定

設問項目	選択肢	評価方法
●階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか ●椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか ●15分位続けて歩いていますか	「できない」	左記の設問のうち、該当する選択肢が3問以上回答された場合リスクあり
●過去1年間に転んだ経験がありますか	「何度もある」 「1度ある」	
●転倒に対する不安は大きいですか	「とても不安である」 「やや不安である」	

(2) 在宅介護実態調査

① 家族やご親族からの介護の頻度（同居していない子どもや親族等を含む）（単数回答）

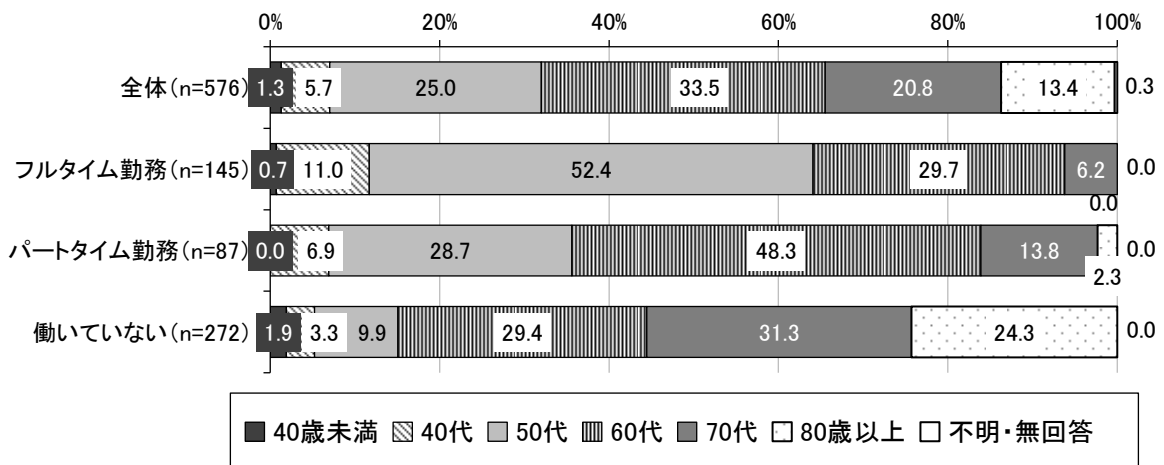
「ほぼ毎日ある」が 83.5%と最も高く、次いで「週に1～2日ある」が 7.0%となっています。



② 【家族やご親族からの介護がある人限定】主な介護者の年齢（単数回答）

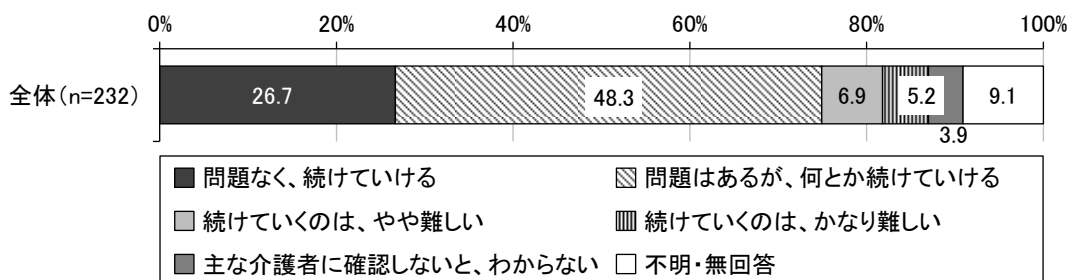
「60代」が 33.5%と最も高く、次いで「50代」が 25.0%となっています。

介護者の勤務形態別にみると、＜フルタイム勤務＞では「50代」、＜パートタイム勤務＞では「60代」、＜働いていない＞では「70代」が最も高くなっています。



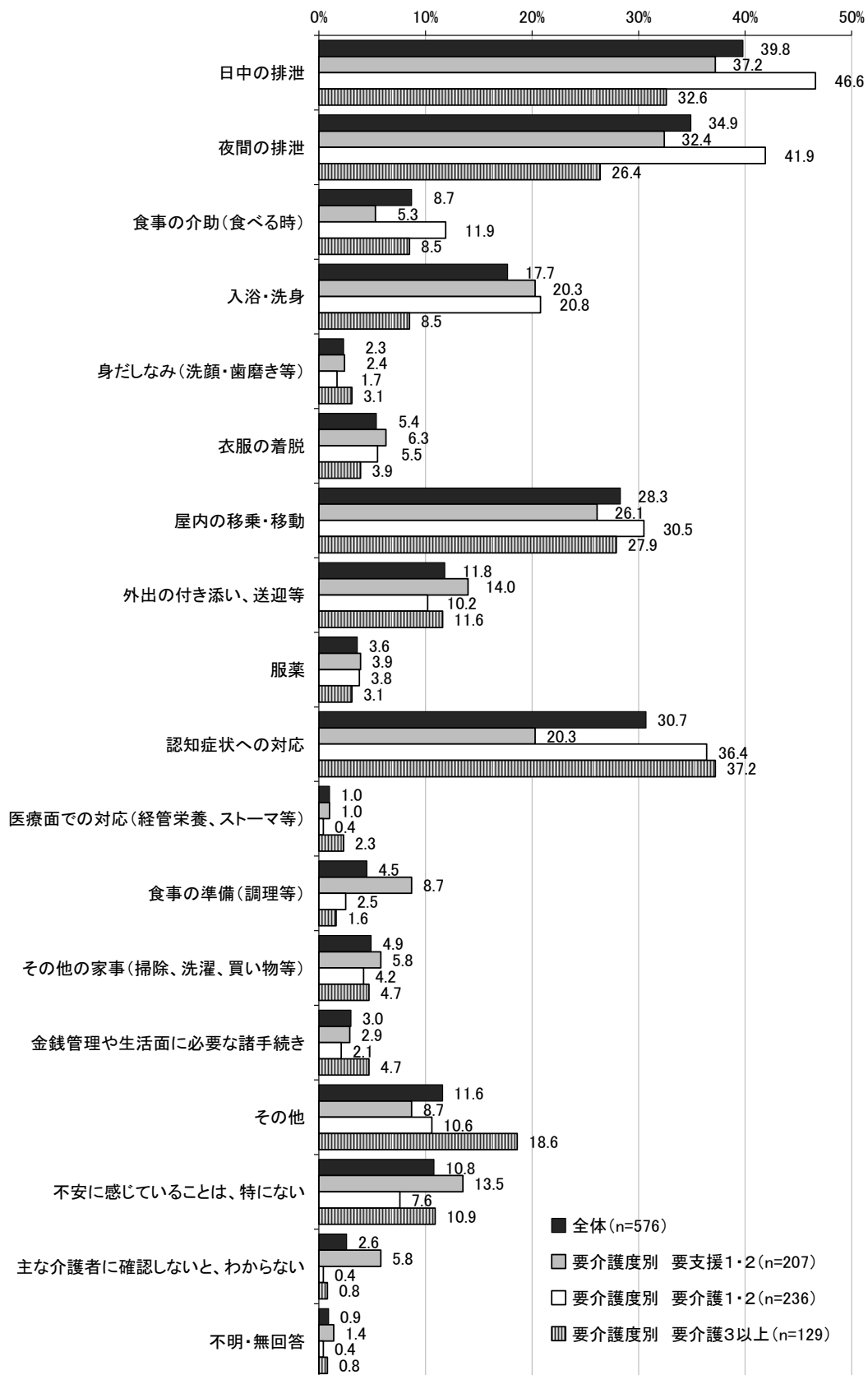
③ 【家族やご親族からの介護がある人で、主な介護者が就労している人限定】 主な介護者の仕事と介護の両立の状況（単数回答）

「問題はあるが、何とか続けていける」が 48.3%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が 26.7%となっています。



④ 【家族やご親族からの介護がある人限定】主な介護者が不安を感じる介護等（複数回答）

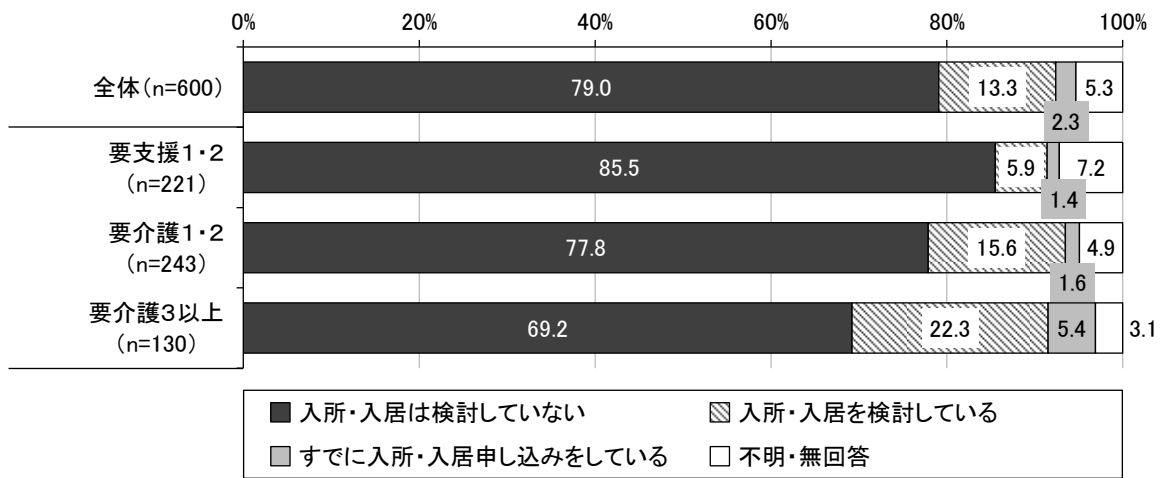
「日中の排泄」が39.8%と最も高く、次いで「夜間の排泄」が34.9%となっています。
 要介護度別にみると、<要支援1・2><要介護1・2>では「日中の排泄」、<要介護3以上>では「認知症状への対応」が最も高くなっています。



⑤ 施設等への入所・入居の検討状況（単数回答）

「入所・入居は検討していない」が 79.0%と最も高く、次いで「入所・入居を検討している」が 13.3%となっています。

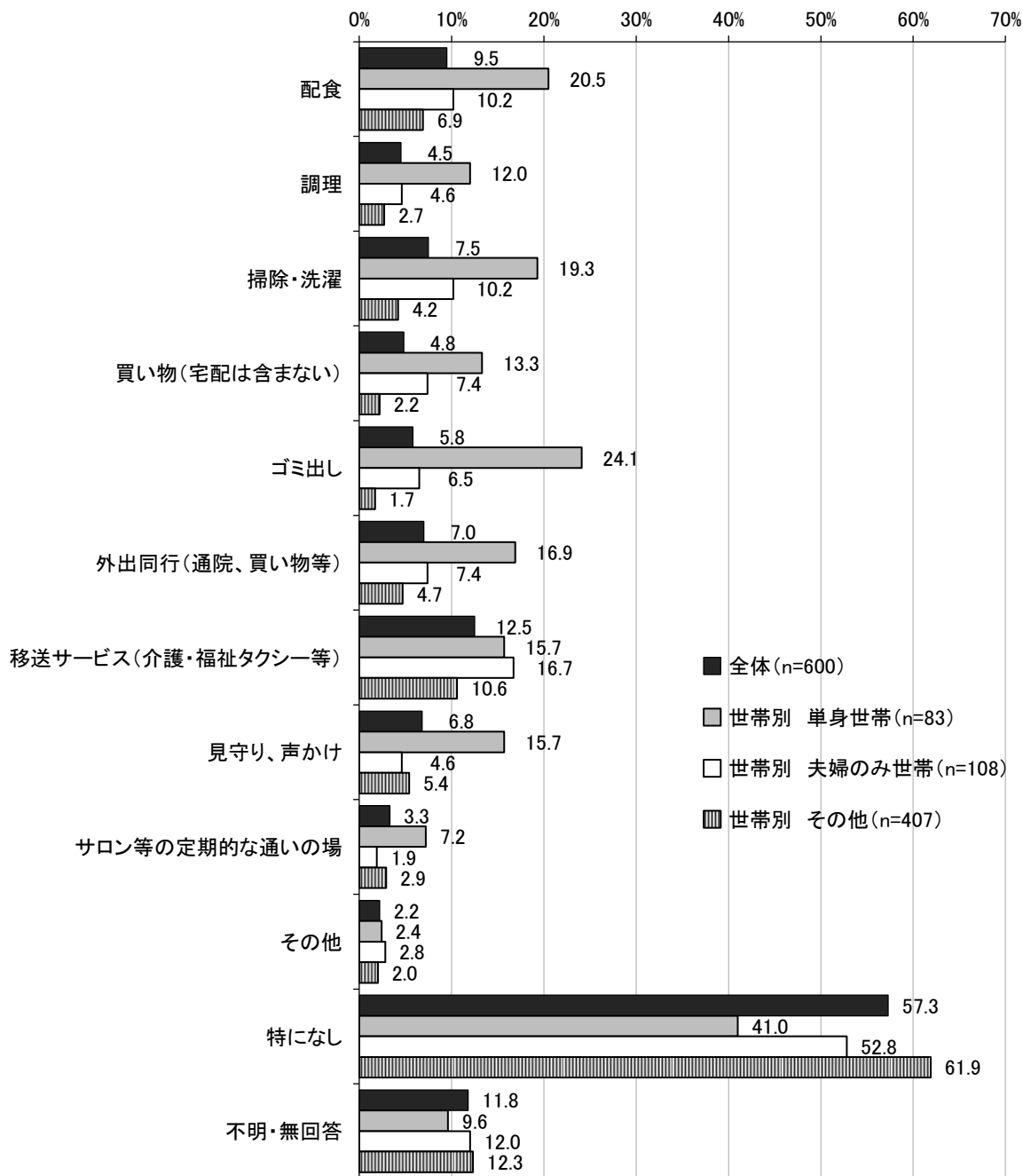
要介護度別にみると、いずれの区分においても「入所・入居は検討していない」が最も高くなっています。また、要介護度が高くなるにつれて、「入所・入居を検討している」が高くなっています。



⑥ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、更なる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）（複数回答）

「特になし」が57.3%と最も高く、次いで「移送サービス」が12.5%となっています。

世帯別にみると、「特になし」を除くと、＜単身世帯＞では「ゴミ出し」、＜夫婦のみ世帯＞＜その他＞では「移送サービス」が高くなっています。また、＜単身世帯＞では「配食」が2割を超えています。

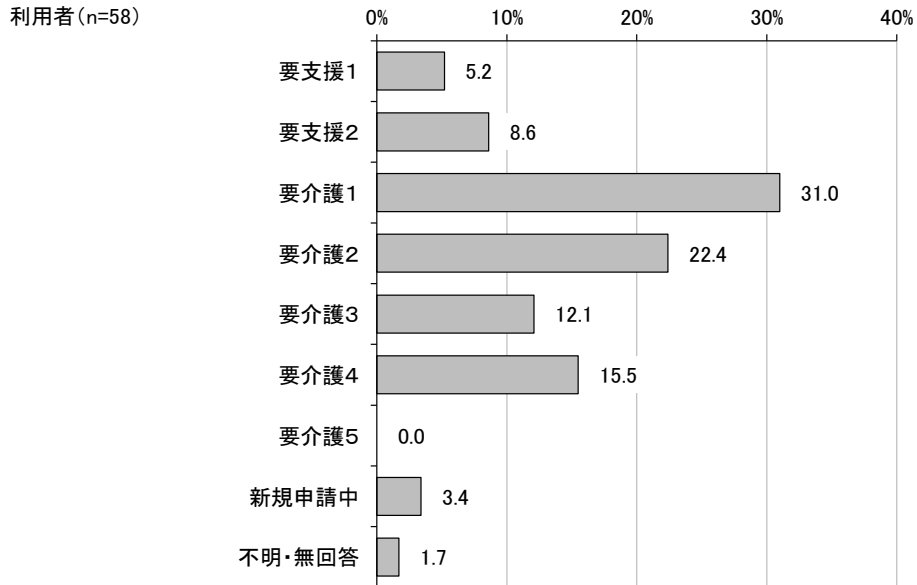


(3) 在宅生活改善調査

※「自宅」「サービス付き高齢者向け住宅」「住宅型有料老人ホーム」「軽費老人ホーム」にお住まいの方のうち「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」について

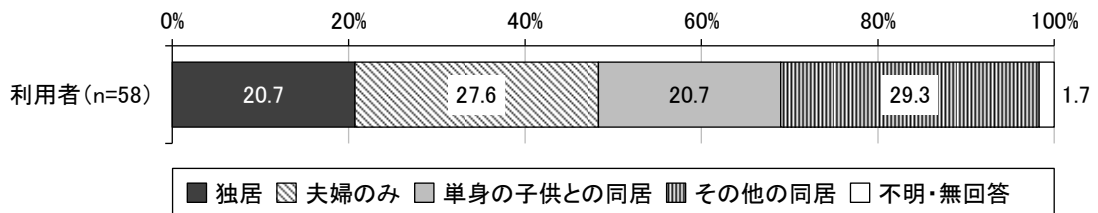
① 要支援・要介護度（単数回答）

「要介護1」が31.0%と最も高く、次いで「要介護2」が22.4%となっています。



② 世帯類型（単数回答）

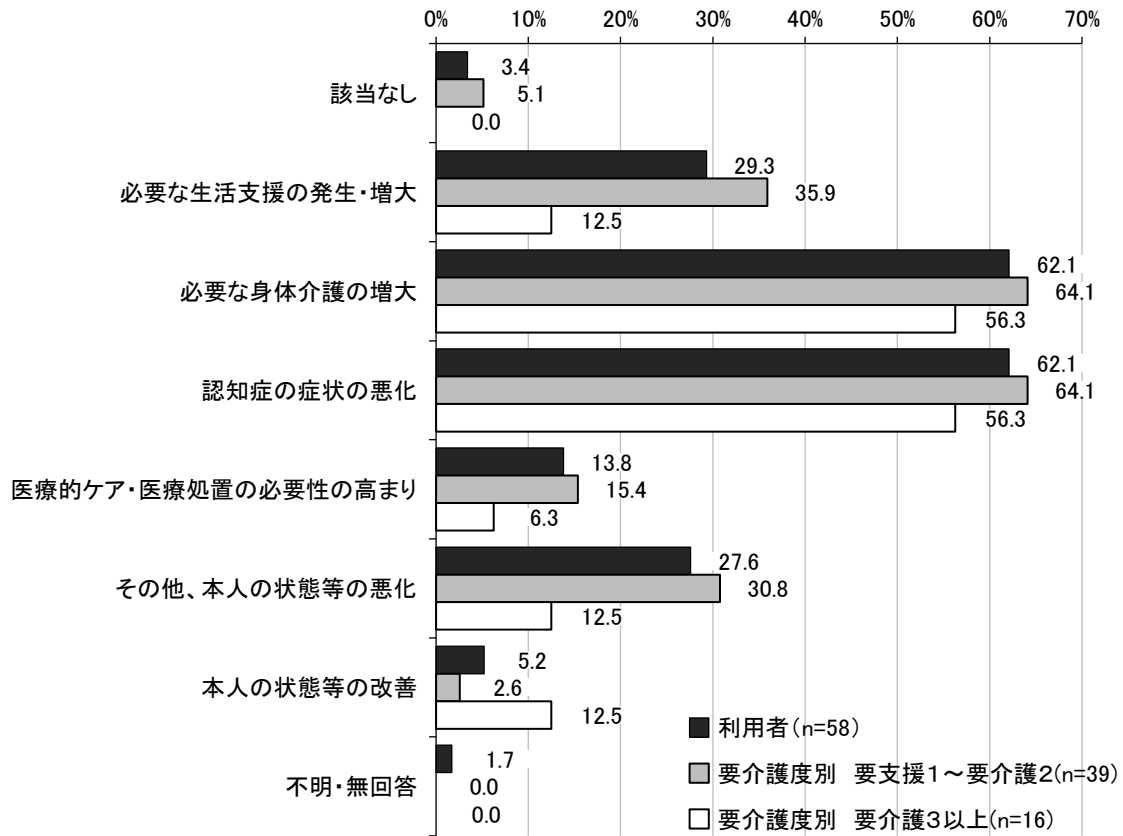
「その他の同居」を除いて、「夫婦のみ」が27.6%と最も高く、次いで「独居」「単身の子供との同居」が20.7%となっています。



③ 現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている理由（複数回答）

「必要な身体介護の増大」「認知症の症状の悪化」が 62.1%と最も高く、次いで「必要な生活支援の発生・増大」が 29.3%となっています。

要介護度別にみると、いずれの区分においても「必要な身体介護の増大」「認知症の症状の悪化」が最も高くなっています。



【「認知症の症状の悪化」を選んだ人限定】認知症の症状

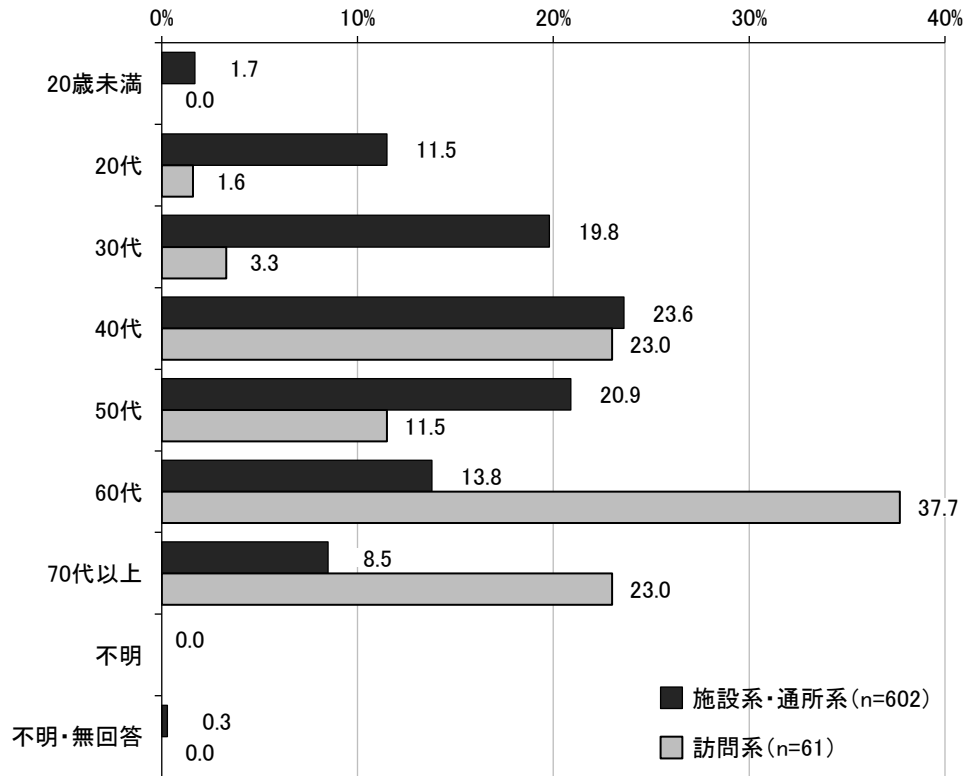
具体的な認知症の症状 (n=36) 上位3位	
1	薬の飲み忘れ 77.8%
2	一人での外出が困難 69.4%
3	家事に支障がある 58.3%

(4) 介護人材実態調査

① 介護職員の年齢（単数回答）

<施設系・通所系>では「40代」が23.6%と最も高く、次いで「50代」が20.9%となっています。

<訪問系>では「60代」が37.7%と最も高く、次いで「40代」「70歳以上」が23.0%となっています。

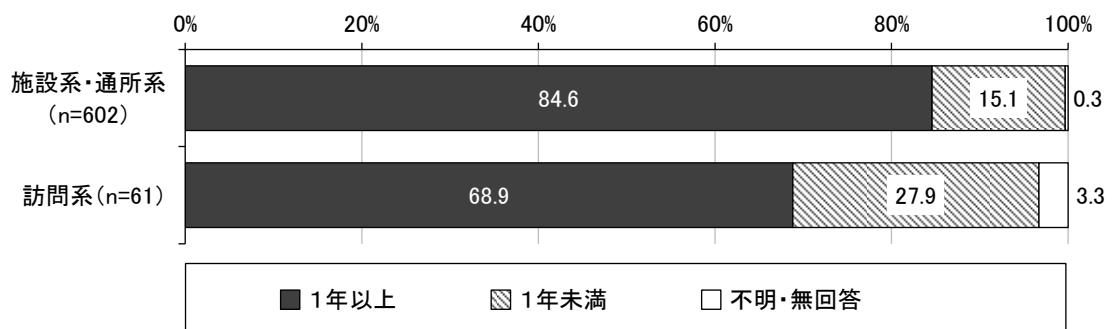


※<訪問系>は「不明」の選択肢なし

② 介護職員の勤務年数（単数回答）

<施設系・通所系>では「1年以上」が84.6%、「1年未満」が15.1%となっています。

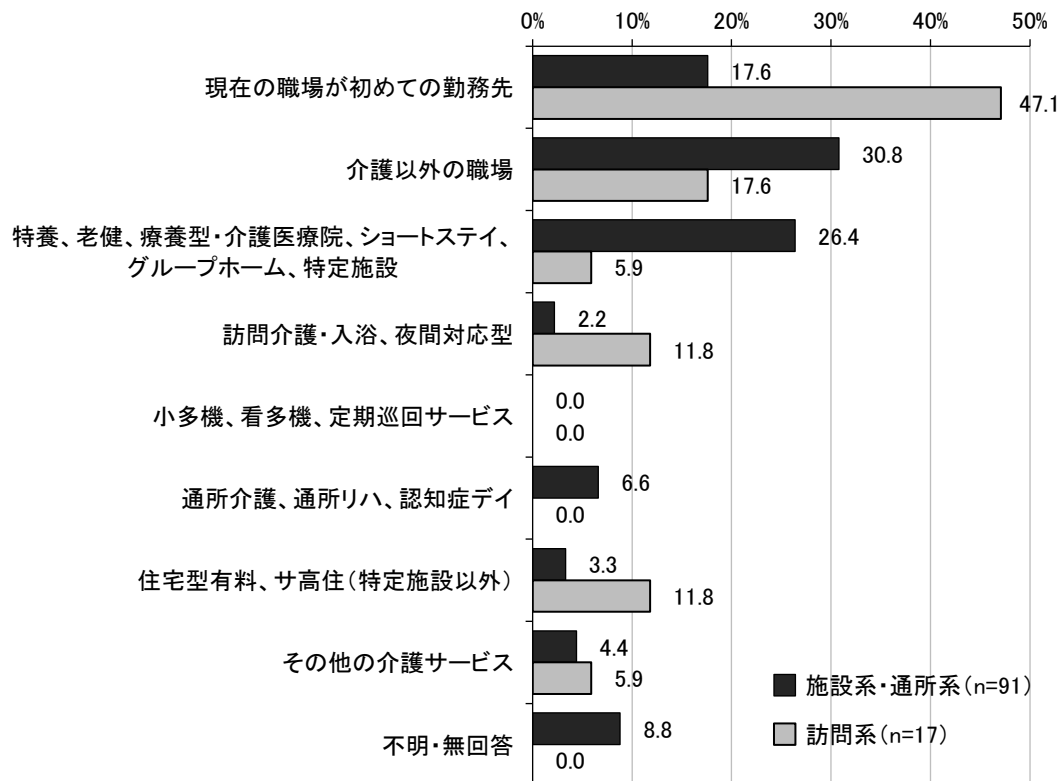
<訪問系>では「1年以上」が68.9%、「1年未満」が27.9%となっています。



③ 【勤務年数1年未満の職員限定】現在の施設等に勤務する直前の職場（単数回答）

<施設系・通所系>では「介護以外の職場」が30.8%と最も高く、次いで「特養、老健、療養型・介護医療院、ショートステイ、グループホーム、特定施設」が26.4%となっています。

<訪問系>では「現在の職場が初めての勤務先」が47.1%と最も高く、次いで「介護以外の職場」が17.6%となっています。

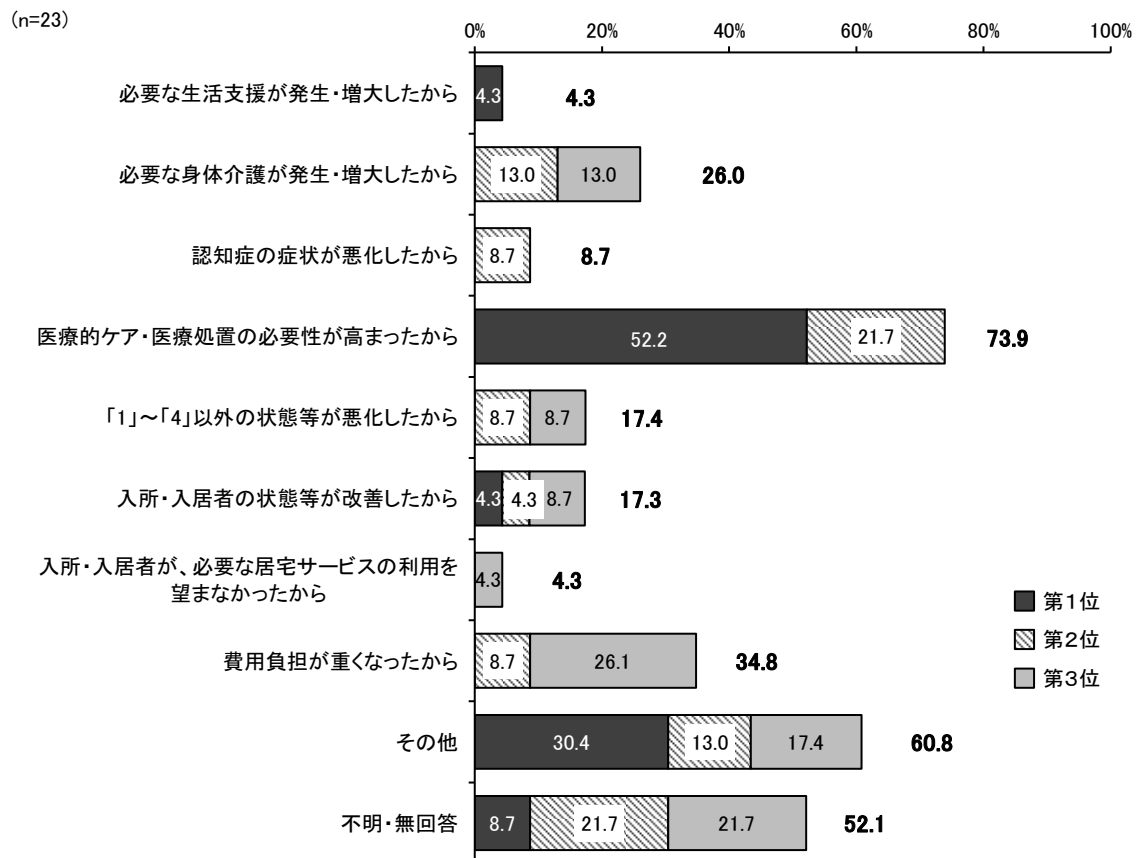


(5) 居所変更実態調査

① 退去理由（第1位から第3位までそれぞれ単数回答）

第1位では「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」が52.2%と最も高く、次いで「必要な生活支援が発生・増大したから」が4.3%となっています。

第1位から第3位までの合計をみると、「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」が最も高く、次いで「費用負担が重くなったから」となっています。（「その他」を除く）



※選択肢「『1』～『4』以外の状態等が悪化したから」

→「1. 必要な生活支援が発生・増大したから」「2. 必要な身体介護が発生・増大したから」

「3. 認知症の症状が悪化したから」「4. 医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」

第 3 章 策定に向けた課題のまとめ

基本目標 1 高齢者の「はりのある生活」を支援します

施策 1 介護予防・健康づくりの推進

第 8 期計画の検証・課題

- ◆生きがい講座への積極的な参加が各地区でみられました。参加者の増加に伴い、講座への様々な要望があるため、多種多様な講座の検討が求められます。
- ◆アンケートによると、シルバーリハビリ体操教室、元気ぷらす教室、生きがい講座など通いの場を開催していますが、約7割の人が参加していない状況であり、参加しやすい環境づくりが課題となっています。
- ◆健康運動普及員や健康推進員が中心となり、健康運動教室や歩く会など健康づくりを進めています。一方、普及員・推進員の高齢化が進行しており、担い手不足が課題となっています。
- ◆アンケートによると、運動機能のリスク該当者について、75 歳未満では1割台ですが、75 歳を境に急激に上昇し、75-79 歳で4割台、80-89 歳で5～6割台、90 歳以上で7割以上となっています。専門職と協力し、運動機能の維持・向上に向けた取組が求められます。

第 9 期計画の方向性

- ◇高齢者が身近な場所で、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防に取り組むことができるよう、地域の事業所や団体等とも連携しながら、通いの場などに参加しやすい環境づくりを進めます。
- ◇生きがいサロンは、明野地区の小学校の閉校に伴い、生きがい講座と統合して実施していきます。
- ◇運動機能のリスクが高い後期高齢者に注力し、転倒予防や筋力トレーニング、バランス改善のプログラムを強化するなど、介護予防プログラムの充実を図ります。
- ◇若い世代に対しても健康づくりや介護予防の重要性を啓発し、健康支援への関心を高めることで、健康づくりの担い手の確保・育成につなげます。
- ◇自立支援・介護予防に向けて、リハビリテーション専門職や地域包括支援センター等と連携し、地域の実態や状況に応じた取組を推進します。また、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。
- ◇フレイル*予防の観点から、医療保険の保健事業と介護保険の介護予防事業の一体的実施を進めます。

* 「フレイル」とは、加齢に伴い心身の機能(運動機能・認知機能)が衰えた状態をいい、健康な状態と要介護の状態の間の虚弱な状態。

施策2 社会参画の推進

第8期計画の検証・課題

- ◆高齢者が生きがいを持ちながら健康で豊かに暮らせるよう、高齢者クラブ活動を促進しています。一方、会員の高齢化等が進み、解散・休止するクラブもあるため、若い世代の加入促進など、クラブの存続支援が求められます。
- ◆保健福祉分野における登録市民団体数は、令和2年度以降増加傾向にあります。活動内容についても、高齢者の孤立対策や居場所づくりなど、現在の福祉ニーズに即した多様な活動が展開されており、市民協働による課題解決の進行がうかがえます。
- ◆地域におけるボランティア活動の担い手が高齢化するなか、有償や無償にかかわらず、ボランティア人材の確保が求められており、着実かつ効果的な手法を検討する必要があります。
- ◆アンケートによると、地域活動に参加者として参加してみたいと思うかについて、参加意向あり（「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計）は、前期高齢者で約5割、後期高齢者で3割台前半となっています。参加意向のある人が地域活動に参加できるよう、第一歩を促すようなサポートが求められます。

第9期計画の方向性

- ◇高齢者の就労的活動による社会参加を進めるなど、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを進めます。
- ◇高齢者の社会参画や生きがいづくりを促進できるよう、高齢者の経験やスキルを地域課題の解決に活用する仕組みや、若い世代との交流の場など、地域と関わる機会を提供します。
- ◇地域活動に意欲がある人が実際の活動に結びつくよう、多様な趣味・興味関心に合わせた情報提供やイベントの充実、団体の設立支援などを行い、幅広い世代が参加しやすい環境整備を進めます。

基本目標 2 地域包括ケア体制づくりを強化します

施策 3 保健・医療・福祉の連携強化

第 8 期計画の検証・課題

- ◆在宅医療を切れ目なく提供できる診療体制の構築にあたり、医療提供施設等グループ化を進めています。参加事業所数は増加しており、地域で支え合う体制構築がうかがえます。医療機関での死亡率が高い傾向にあることから、患者や家族が希望した場合には、自宅で最期を迎えられるよう、医療及び介護体制をさらに進める必要があります。
- ◆地域ケア会議*推進事業と連携を図り、多職種との連携による介護予防のための地域ケア個別会議の開催や、支援困難事例に対する個別対応を行い、ケアマネジメント力の向上に努めています。また、地域の職能団体と連携して、介護支援専門員が抱えている問題等に応じた研修会を開催し、自己解決能力の向上等、資質向上につなげています。
- ◆地域の医療関係者と介護関係者等の在宅医療・介護連携に関する相談を行う窓口の設置は検討段階となっています。
- ◆高齢者からの様々な相談に応じ、サービスに関する情報提供や継続的・専門的な支援を行っています。年々相談件数は増加しており、内容としては、閉じこもりやフレイル、認知症が多くなっています。相談内容を分析し、個別ケースから地域課題を見出すなどして他の事業との連携や新たな支援体制につなげることも重要です。

第 9 期計画の方向性

- ◇今後さらに高齢化が進展し、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者が増加することが見込まれます。多種多様な課題に対応するため、保健・医療・福祉の各施設や専門家と連携し、切れ目のない支援体制を強化します。
- ◇患者・利用者の在宅療養生活を支えるため、医療・介護関係者間で速やかな情報共有を行うことができるよう、ICTを活用した情報共有システムの利用を推進し、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。
- ◇意見交換や研修会等、在宅医療・介護関係者の教育・育成を推進するなど、専門的な知識とスキルを持った人材育成を進めます。
- ◇在宅で療養が必要になったときに、必要なサービスを適切に選択できるよう、在宅医療や介護に係る情報を積極的に提供します。
- ◇居宅要介護者の在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの普及に努めます。また、様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を推進します。

* 「地域ケア会議」とは、地域住民、民生委員児童委員、保健・医療・福祉の専門家等がニーズを抱える住民の福祉等の課題について話し合い、解決方法等を検討する会議。

施策4 安心して在宅生活を送るための支援

第8期計画の検証・課題

- ◆生活支援体制整備事業では、新型コロナの影響で活動が縮小傾向となっていました。第1層、第2層協議体において定期的に会議を開催しました。引き続き、生活支援コーディネーターを中心とした各協議体の会議を開催し、地域の情報から課題を見つけ、自治会やボランティア等の団体とマッチングを図ることが必要です。
- ◆筑西市広域連携バスの増便や、筑西市地域内運行バス及び筑西市道の駅循環バスのルート変更、また、のり愛くんの増車や予約オペレーターの増員など、利用者確保と利便性の向上を図っています。一方、アンケートによると、外出を控えている理由について、ひとり暮らし高齢者では、約3人に1人が「交通手段がない」を挙げており、外出支援に係る取組の充実が求められます。
- ◆高齢者の買い物をする機会及び外出機会の確保を図るため、令和3年8月より高齢者等買い物支援事業を開始しました。当初は移動販売車1台で対応していましたが、令和4年11月から移動販売車1台を増便し、停留場所の拡大を図りました。高齢者の買い物の利便性が向上したことに加え、地域住民の交流の場として機能することで、高齢者の閉じこもり予防につながりました。一方、自治会からの新たな要望に対し、早急な対応が難しいことが課題となっています。
- ◆アンケートによると、在宅生活を送る要支援・要介護認定者のうち、家族や親族から、ほぼ毎日介護がある人が8割以上となっています。また、主な介護者の仕事と介護の両立について、「問題はあるが、何とか続けていける」が約5割、「続けていくのは難しい」が1割台前半と、仕事と介護の両立に関して何らかの問題を抱えており、労働環境の調整が困難な人がいることがうかがえます。家族介護者の負担軽減や介護離職防止のため、企業等との連携が課題となっています。

第9期計画の方向性

- ◇高齢者の在宅生活を支えるためには、市民の意識向上と地域協力の推進が重要です。地域住民に対して、高齢者のニーズや生活支援策などを情報提供し、地域全体で高齢者を支える体制構築に努めます。
- ◇外出に係る費用負担の軽減や、交通機関の利便性の向上、施設のバリアフリー化の推進等により、高齢者が外出しやすい環境づくりを進めます。また、地域と連携した移動手段の確保・維持を進め、高齢者の生活維持や社会参加に取り組みます。
- ◇ヤングケアラー*も含めた家族介護者が一人で悩みを抱え込むことがないよう、介護に関する相談窓口や介護者同士の交流機会の充実に取り組みます。
- ◇ひとり暮らし高齢者が増えている状況を踏まえ、ひとり暮らし高齢者が地域の中で孤立しないよう、地域の見守り体制や生活支援に係るサービスを強化します。
- ◇高齢者向け住まいの確保にあたり、既存の施設やサービス基盤を組み合わせるなど、住宅政策を所管する課や関係機関と連携し、住まいと生活の一体的な支援を進めます。

* 「ヤングケアラー」とは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。

基本目標 3 高齢者の「安全・安心」を守ります

施策 5 高齢者が被害にあわない地域づくりの推進

第 8 期計画の検証・課題

- ◆成年後見制度の利用促進に向けて中核機関を設置し、広報機能・相談機能を中心とした運営を行っています。また、出前講座において、成年後見制度に関する普及啓発に取り組んでいます。ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加していることから、権利擁護支援の体制づくりを推進し、関係機関とのネットワーク構築を進めることが求められます。
- ◆アンケートによると、成年後見制度を知らない人が約4割となっており、将来的な成年後見制度の利用意向は、利用したいと思わない人が約3割、わからない人が約6割となっています。また、その理由として、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が約半数となっており、成年後見制度の一層の周知が求められます。
- ◆災害時の避難行動に支援を要する高齢者を適切に誘導・救出できるよう、個別避難計画の作成を進めていますが、避難行動要支援者の半数以上から名簿情報提供同意が得られておらず、個別避難計画の作成率は、全体の3割程度となっています。引き続き個別避難計画の重要性の啓発など、理解促進が求められます。
- ◆緊急通報等サービス提供事業では、75歳以上の病弱なひとり暮らし高齢者等に対し、突発的な災害、急病、事故等の緊急時に加え、24時間365日対応可能な相談サービスや安否確認を目的とした「伺い電話」を行い、日常的な見守りも進めています。

第 9 期計画の方向性

- ◇成年後見制度に対する理解を深めるため、成年後見制度の重要性や利用方法について積極的に周知啓発します。また、司法を含めた関係機関と権利擁護支援の体制を構築します。
- ◇高齢者虐待防止に向け、警察や事業所、地域等とネットワークを強化し、虐待を受けている高齢者の早期発見・早期対応に努めます。また、虐待を行った養護者や養介護施設従事者に対し、指導を行うなど、再発防止に取り組みます。
- ◇地域全体で防災意識の向上を図り、災害時に高齢者を支援できる体制を整備します。また、円滑な避難支援につなげるため、個別避難計画の重要性を周知啓発し、個別避難計画の作成率向上や、平常時からの関係者への名簿提供を推進します。

施策6 認知症対策の強化

第8期計画の検証・課題

- ◆認知症について正しい理解を持ち、認知症の人とその家族を見守り・支援できる人材を育成するため、認知症サポーター*1養成講座を開催しています。オンラインなども活用し、開催回数や参加人数は増加傾向にあります。幅広い世代が認知症サポーター養成講座に参加するよう、周知や情報発信に取り組むことが必要です。
- ◆認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制として、認知症初期集中支援チーム*2を配置しています。対応件数に大きな変動はみられませんが、対応に苦慮し、適切な支援につなぐまでに時間がかかる困難ケースが増加しており、医療機関との連携強化が一層課題となっています。
- ◆アンケートでは、主な介護者が不安を感じる介護として、「認知症状への対応」が3割を超えており、要介護度が高くなるにつれて、不安を感じる人の割合も高くなっています。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療機関、介護サービス事業所、認知症地域支援推進員*3等と連携した地域の認知症ケア体制の推進が求められます。
- ◆令和4年度より、認知症高齢者が行方不明となった際に早期発見できる仕組みとして、SOS ネットワーク事業を開始しました。まだ協力事業者の数が少ないことから、更なる周知が必要です。

第9期計画の方向性

- ◇認知症サポーター養成講座の拡充や、啓発イベントの開催など、市民の認知症に対する正しい理解を促進します。また、認知症サポーターやキャラバンメイト*4の役割を広く周知し、認知症の人と家族を見守り・支援できる人材の確保に努めます。
- ◇認知症の人とその家族が悩みを抱え込まないよう、認知症に関する相談窓口の普及と周知を行い、市民が必要な情報やサポートを得られる体制の充実を図ります。
- ◇認知機能低下のある人や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター*5等との更なる連携強化に努めます。
- ◇令和5年に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や、国が今後策定する「認知症施策推進基本計画」の内容を踏まえ、認知症の人やその家族等の意見も反映できるよう認知症施策に取り組みます。

*1 「認知症サポーター」とは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守る応援者。認知症サポーターになるためには、「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。

*2 「認知症初期集中支援チーム」とは、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を複数の専門職が訪問し、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

*3 「認知症地域支援推進員」とは、地域における認知症支援のネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開している人。

*4 「キャラバンメイト」とは、「認知症サポーター養成講座」を企画・開催する講師。

*5 「認知症疾患医療センター」とは、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応に関する相談受付などを行う専門医療機関。

基本目標 4 介護保険サービスを推進します

施策 7 介護保険サービスの推進

施策 8 持続可能な介護保険制度の構築に向けた取組の検討

施策 9 介護保険事業費の見込み額と介護保険料

第 8 期計画の検証・課題

- ◆新たに第1号被保険者となった方に、介護保険納入通知書の発送に合わせて介護保険制度のパンフレットや保険料リーフレットを同封するなど、介護保険制度の周知に努めました。引き続き介護保険制度の理解促進が求められます。
- ◆4か所の地域包括支援センターを中心として総合相談を実施しており、市民からの相談に対して適切な関係機関につなげています。地域包括支援センターの総合相談件数は、年々増加しており、介護サービスについての相談も増えている状況です。引き続き相談しやすい体制づくりが必要です。
- ◆国の第9期計画の基本指針では、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等が重要視されており、介護ロボットやICTの活用、元気高齢者、外国人人材を含めた介護人材の確保・定着が求められています。

第 9 期計画の方向性

- ◇第8期計画の利用実績及びニーズの変化を捉えながら、各種サービスの提供量を適切に見込みます。また、令和 22 年(2040)など、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズも適切に踏まえつつ、既存施設・事業所のあり方も含めて検討し、地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保に努めます。
- ◇介護人材の確保に向けて、福祉・介護職の魅力向上や就労定着支援、研修によるスキルアップ支援等に努めます。
- ◇認定事務の効率化に向けて、介護認定審査会に係るデジタル化を検討します。
- ◇感染症法等の規定も踏まえ、高齢者施設等が感染症への適切な対応を行うことができるよう、平時から関係機関と連携します。また、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、介護サービス事業者が業務継続に向けた計画策定後の研修や訓練等を実施する際に、必要な助言及び適切な援助を行います。
- ◇事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適正化主要5事業を3事業に再編するとともに実施内容の充実を図ります。

第4章 基本方針

第1節 基本理念

本市の最上位計画である「第2次筑西市総合計画」では、将来都市像「あらゆる世代が安心して暮らせる元気都市 筑西 ～若者よ 筑西に～」の実現に向けたまちづくりを推進しています。

また、同計画において、保健福祉分野におけるまちづくりの目標として、「あらゆる世代が快適に暮らせる安心都市づくり」を掲げ、健康づくり意識の啓発、地域医療体制の充実、地域活動を促進する体制づくり等、様々な施策を推進しています。

本計画においては、将来都市像や保健福祉分野の目標でも掲げている「安心して暮らせる福祉の充実」をキーワードに、高齢者がいつまでも自立した生活を送り続けることができるよう、地域包括ケア体制や高齢者の生きがいづくりの推進をめざすものとして、保健・医療・福祉・介護の高齢者施策に取り組んでいくことから、「住み慣れた地域で支え合い自分らしく安心して暮らせるまち」を基本理念として掲げます。

… 基本理念 …

**住み慣れた地域で支え合い
自分らしく安心して暮らせるまち**

第2節 基本目標

基本理念「住み慣れた地域で支え合い自分らしく安心して暮らせるまち」の実現に向けて、次の4つの基本目標を定め、目標の達成に向けた10の施策について取り組みます。

基本目標

1 高齢者の「はりのある生活」を支援します

施策1 介護予防・健康づくりの推進

- ◇元気なうちから健康づくりや介護予防を進め、心身の虚弱や認知症の予防に取り組みます。
- ◇高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取組に参加できるよう、介護予防・健康づくり施策の推進体制の整備を進め、適切な効果検証を踏まえた事業の推進を図ります。
- ◇医療保険の保健事業と介護保険の介護予防事業を一体的に実施できる体制を整備します。

施策の方向

- 1-1 健康づくりの推進
- 1-2 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- 1-3 生きがいづくり・介護予防普及啓発事業の推進
- 1-4 介護予防・健康づくり施策の推進体制整備

施策2 社会参画の推進

- ◇高齢者が生涯現役で、いきいきと暮らし、充実した生活を送ることができるよう就労支援を推進します。
- ◇地域の中においても、これまで培った技術・知識・経験を活かして主体的な役割を持つ場を充実させるとともに、ボランティア団体等との連携を図ることで、高齢者の社会参加を推進します。
- ◇ボランティア人材の確保に向けて、ポイント制度や有償ボランティアの導入に向けた検討を進めます。

施策の方向

- 2-1 高齢者の社会参画に向けた支援の推進
- 2-2 市民協働による事業の取組の推進

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます

施策3 保健・医療・福祉の連携強化

- ◇高齢者がいつまでも安心して住み慣れた地域に住み続けられるよう、保健・医療・福祉の連携を強化し、一人ひとりの高齢者の実情に合った必要なサービスが、適切に包括的に提供されるケアマネジメント体制を推進します。
- ◇在宅医療・介護連携事業の更なる充実を図り、医療や介護が必要になっても、在宅での生活が実現可能となるよう、総合的・包括的な支援体制を強化します。

施策の方向

- 3-1 在宅医療・介護連携の強化
- 3-2 総合的・包括的な相談支援体制の充実

施策4 安心して在宅生活を送るための支援

- ◇在宅で生活する高齢者が、日常生活において支援が必要になった場合でも安心して生活し続けられるよう、福祉サービスや相談支援、買い物支援等の充実を図ります。
- ◇バリアフリー化された住宅への住み替えや一時的な入居施設の確保など、高齢者の状況に応じた住まいの場への移行を支援します。
- ◇高齢者の在宅生活や社会参加を支えるため、外出支援を推進します。
- ◇家族介護者の身体的・精神的・経済的負担軽減につながる取組を推進します。また、ヤングケアラーに関する広報啓発活動の充実を図ります。

施策の方向

- 4-1 在宅福祉の推進
- 4-2 高齢者の安心住まいの推進
- 4-3 外出支援の推進
- 4-4 家族介護者への支援

3 高齢者の「安全・安心」を守ります

施策5 認知症対策の強化

- ◇認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるよう、軽度認知症の早期発見・早期対応や認知症高齢者の地域での見守り、認知症の介護者の方を支援する人材育成を図ります。
- ◇認知症に対する理解を深めるために、広報・教育・地域活動といった様々な面から、正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ◇認知症の人の意欲及び能力に応じた活動機会の確保につながるよう、認知症カフェ*等の充実を図ります。

施策の方向

- 5-1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- 5-2 認知症の人とその家族への支援の強化

施策6 高齢者の権利擁護の推進

- ◇認知症等によって判断能力が不十分となっても、住み慣れた地域で尊厳を持って生活を続けられるよう、成年後見制度の利用促進に努めます。
- ◇高齢者が地域の中で安全・安心に生活することができるよう、虐待の防止と早期発見を図るとともに、犯罪被害の未然防止に向けた対策を推進します。

施策の方向

- 6-1 成年後見制度・虐待防止・防犯施策の推進

施策7 防災・感染症対策の推進

- ◇感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、平時から関係部局・関係機関と連携し、防災・感染症対策を推進します。
- ◇円滑な避難支援につなげるため、個別避難計画の重要性を周知啓発し、「個別避難計画」の作成を推進します。

施策の方向

- 7-1 防災・感染症対策の推進

* 「認知症カフェ」とは、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と交流・情報共有を行い、お互いを理解し合う場。

4 介護保険サービスを推進します

施策8 介護保険サービスの推進

◇介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域において、一人ひとりの状態に応じて必要な介護保険サービスを安心して受けられるようサービスの質の向上を図ります。

施策の方向

- 8-1 居宅サービス
- 8-2 地域密着型サービス
- 8-3 施設サービス

施策9 持続可能な介護保険制度の構築に向けた取組の推進

◇介護保険制度を持続可能かつ効率的に実施できるよう、サービスの質の向上や要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合を実施し、介護給付の適正化を推進します。

◇介護人材の確保に向けて、事業所と連携し、福祉・介護職の魅力向上や就労定着支援を行います。また、介護認定審査会に係るデジタル化・ICTの導入等の先進事例を研究するなど、介護現場の生産性向上に係る取組を推進します。

施策の方向

- 9-1 介護保険制度の円滑な運営
- 9-2 介護給付適正化に向けた取組の推進
- 9-3 介護人材の確保・ICTの導入等にかかる取組

施策10 介護保険事業費の見込額と介護保険料

◇介護保険サービスの利用見込みについて、適切な推計を行うことで、介護保険事業の推進を図ります。

施策の方向

- 10-1 介護保険の財源
- 10-2 給付費の適切な見込額
- 10-3 保険料の設定

第3節 重点施策

第9期計画の推進にあたっては、全ての人々が生きがいとともに創り、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、「地域包括ケアシステム」のより一層の深化・推進が求められています。

「地域共生社会」の実現に向けた取組について、本市の現況と地域特性を踏まえ、以下の重点施策を設定します。

重点施策1 高齢者の健康寿命の延伸

高齢者が地域で自立して生活するためには、心身ともに健康であることが大切です。

引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防事業を推進し、高齢者が健康増進や介護予防に積極的に取り組めるよう、ニーズに合わせた通いの場づくりなど環境整備に努めます。また、心豊かにいきいきと暮らせるよう、就労の場の拡充や高齢者クラブの活動支援等、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進します。

関係する
施策の方向

- 1-1 健康づくりの推進
- 1-2 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- 1-3 生きがいづくり・介護予防普及啓発事業の推進
- 1-4 介護予防・健康づくり施策の推進体制整備
- 2-1 高齢者の社会参画に向けた支援の推進

重点施策2 認知症支援の充実

一般的に、加齢とともに認知症の発症リスクが高くなることが知られており、後期高齢者の増加が見込まれる本市においても、認知症高齢者の増加が予想されます。

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるよう、地域において認知症の正しい知識と理解を一層広めていきます。また、認知症の人の意欲及び能力に応じた活動機会の確保等、認知症の人本人の意思を社会に反映できるよう努めます。加えて、認知症カフェの開催協力や相談体制の充実など、家族介護者を支える取組も推進します。さらに、認知症等によって判断能力が不十分となっても、本人の意向を十分に尊重できるよう、成年後見制度等の利用を促進します。

関係する
施策の方向

- 5-1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- 5-2 認知症の人とその家族への支援の強化
- 6-1 成年後見制度・虐待防止・防犯施策の推進

重点施策 3 多機関・多職種連携の強化

最期の場所として「自宅」を希望する人が多く、在宅での医療ニーズに対応できる体制づくりが求められます。

高齢者やその家族の多様なニーズに適切に対応できるよう、限られた人材を有効に活用するための多職種の効率的・効果的な連携体制の構築を図り、医療・介護関係者とのネットワークづくりや、退院後の生活の継続的な支援のための相談体制づくり等を進め、在宅生活の継続を支援します。

関係する 施策の方向

- 3-1 在宅医療・介護連携の強化
- 3-2 総合的・包括的な相談支援体制の充実
- 4-1 在宅福祉の推進

重点施策 4 介護や福祉サービスを担う人材の養成・確保

生産年齢人口の減少が進むなか、介護現場を支える人材の確保が喫緊の課題であり、職員の負担軽減や職場環境の改善、介護サービスの質の確保など生産性の向上が求められます。

介護人材の確保に向けて、事業所と連携し、福祉・介護職の魅力向上や就労定着支援を推進します。また、高齢者の社会参加が、高齢者の生きがいや介護予防につながるという観点も踏まえ、シルバー人材センターとの連携や有償ボランティア制度の導入など、地域住民の力を活用し、幅広い層の参入を促進します。

関係する 施策の方向

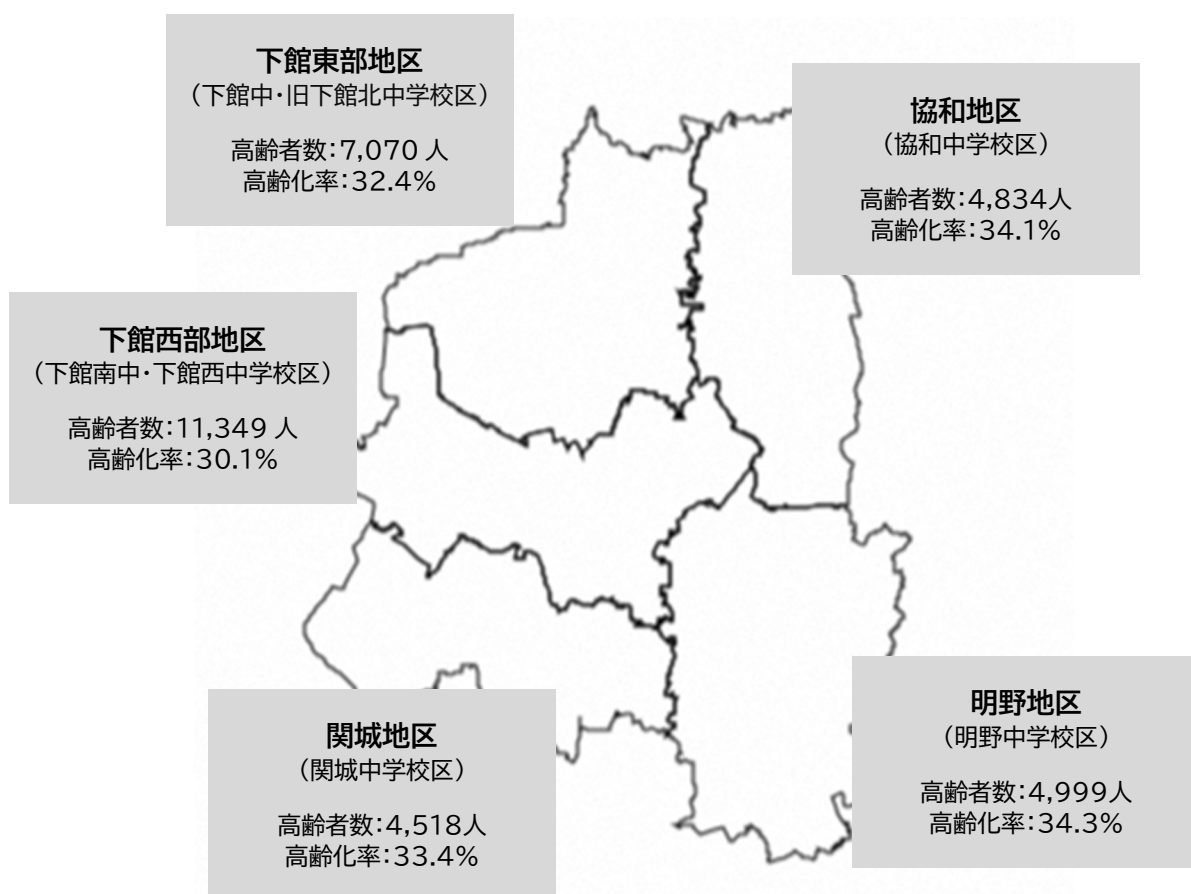
- 2-1 高齢者の社会参画に向けた支援の推進
- 2-2 市民協働による事業の取組の推進
- 9-3 介護人材の確保・ICTの導入等にかかる取組

第4節 日常生活圏域の考え方

本市においては地域性、人口の集積、生活環境等を総合的に勘案して、『関城地区(関城中学校区)』、『明野地区(明野中学校区)』、『協和地区(協和中学校区)』、『下館東部地区(下館中・旧下館北中学校区)』、『下館西部地区(下館南中・下館西中学校区)』の合計5つの圏域を設定し、サービスを提供してきました。

近年、地区ごとに人口や高齢化率には違いがみられていますが、第9期となる本計画においても、引き続きこれらの5つの生活圏域において、施設サービス、居宅サービスの質の確保・向上を図るとともに、住み慣れた圏域での社会生活が継続可能となるよう基盤整備を進めていきます。

◆本市の日常生活圏域【高齢者数（65歳以上）】



資料：TASK クラウドシステムより抽出(令和5年9月末時点)

第2部 各論

第 1 章 高齢者の「はりのある生活」を支援します

施策 1 介護予防・健康づくりの推進

1-1 健康づくりの推進

(1) 健康運動普及員会運営事業

健康運動普及員会による健康運動教室を開催し、市民の健康づくり活動を推進します。また、まちづくり出前講座を実施し、市民の運動習慣に対する意識の高揚を図ります。

高齢者の増加に対応するため、健康運動普及員養成講座を計画的に開催し、健康運動普及員の確保に努めます。

■健康運動教室開催回数・事業参加者数の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
教室開催回数 (回)	232 (214)	339 (214)	400 (214)	400	400	400
参加延人数 (人)	3,015 (4,000)	4,750 (4,000)	5,000 (4,000)	5,000	5,000	5,000

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(2) 健康推進員連絡協議会運営事業

市民自らが栄養・運動・休養等に配慮した健康的な生活を送れるよう、学習会や歩く会を地域で開催し、健康づくりを推進します。また、研修会などを開催し、地域の健康づくりのリーダーとして活動できる人材を育成して、地域での活動の定着を図ります。

■健康推進員活動回数・事業参加者数の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
活動回数 (回)	132 (250)	211 (250)	227 (250)	250	250	250
参加延人数 (人)	1,970 (7,000)	4,749 (7,000)	5,150 (7,000)	6,000	6,000	6,000

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(3) 食生活改善推進員協議会運営事業

食生活改善推進員協議会は、生活習慣病等の疾病予防や介護予防のための料理教室を実施し、バランスのとれた食生活の普及を推進します。今後、養成講座等で若い世代の会員の増加につながるよう、活動の認知度を上げる PR を積極的に行います。

■食生活改善推進員活動回数・講習会参加者数の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
活動回数 (回)	16 (100)	20 (100)	50 (100)	80	100	100
参加延人数 (人)	368 (3,000)	686 (3,000)	1,000 (3,000)	1,500	3,000	3,000

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

1-2 介護予防・生活支援サービス事業の推進

●地域支援事業の枠組み

本市においては、介護給付・介護予防給付及び地域支援事業について、国の定める事業区分の中で、本市独自のメニューを設定して事業を展開しています。

総合事業の推進にあたって、行政及び介護サービス提供事業所だけでなく、民間企業、NPOやボランティア団体などの地域に存在する多様な主体の協力を得ることが重要となります。また、地域資源や本市の高齢者の状況を勘案しながら、今後も事業を推進していきます。

■介護保険制度に基づく事業体系

介護給付（要介護1～5）		
介護予防給付（要支援1・2）		
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	
	▷ 介護予防・生活支援サービス事業（要支援1・2、総合事業対象者）	
	◇訪問型サービス	◇生活支援サービス（配食サービス）
	◇通所型サービス	◇介護予防ケアマネジメント
	▷ 一般介護予防事業（本市の全ての第1号被保険者）	
	◇介護予防普及啓発事業	
	包括的支援事業	
	▷ 地区地域包括支援センター運営事業	
	◇介護予防サービス計画（介護予防給付）	
	◇介護予防ケアマネジメント（介護予防・日常生活支援総合事業）	
	◇総合相談支援業務	
	◇権利擁護業務	
	◇ケアマネジメント支援	
	◇地域ケア会議の充実	
	▷ 在宅医療・介護連携の推進	
	▷ 認知症施策の推進	
	▷ 生活支援サービスの体制整備	
	任意事業	
	▷ 介護給付費適正化事業	
	▷ 家族介護支援事業	
▷ その他の事業		

●介護予防・生活支援サービス事業

高齢者のうち、閉じこもり予防や介護予防の必要性の高い高齢者に対する事業として、通所又は訪問により、要介護状態にならないための予防又は要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止を目的として介護予防に資する事業を推進します。

要支援1・2、総合事業対象者に対してサービスを提供します。また、サービスを柔軟に組み合わせ提供するとともに、地域の実情に応じてサービスの多様化を図ります。

(1) 訪問型サービス

訪問介護に相当する、ホームヘルパーによる身体介護や専門的なサービス、それ以外の多様なサービスとして、家事援助を中心とした訪問型サービスAを行います。

■訪問型サービスの実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問介護 相当サービス (延人数)	2,080 (1,990)	2,221 (2,140)	2,470 (2,290)	3,000	3,250	3,500
訪問型サービスA (延人数)	461 (610)	387 (640)	330 (670)	720	750	780

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(2) 通所型サービス

通所介護に相当する、専門職による身体介護や機能訓練等のサービス、それ以外の多様なサービスとして、レクリエーションや人との交流を中心とした通所型サービスAを行います。

■通所型サービスの実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
通所介護 相当サービス (延人数)	6,609 (6,550)	6,702 (6,950)	6,986 (7,350)	8,100	8,600	9,000
通所型サービスA (延人数)	853 (1,050)	638 (1,080)	836 (1,110)	1,100	1,150	1,200

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(3) 生活支援サービス(配食サービス)

介護予防ケアマネジメントに基づき、要支援1・2、総合事業対象者に対して、見守りや栄養状態改善を目的とした配食サービスを行います。

■配食サービスの実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人)	111 (140)	102 (150)	96 (160)	110	110	110

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(4) 介護予防ケアマネジメント

総合事業対象者がサービスを適切に利用することができるよう、高齢者の状況や潜在的な課題、生活環境等についての把握、サービス利用計画の作成、利用後のアセスメントなど、介護予防ケアマネジメントを行います。

■介護予防ケアマネジメントの実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
サービス利用計画 の作成回数 (回)	5,876 (6,080)	5,996 (6,330)	6,327 (6,580)	6,950	7,050	7,050
利用者数 (人)	489 (515)	499 (535)	527 (555)	550	580	580

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

1-3 生きがいづくり・介護予防普及啓発事業の推進

●一般介護予防事業

高齢者が生涯にわたって地域の中で役割や生きがいを持って生活するためには、高齢者の生活機能の維持・向上や生きがいづくりにつながる介護予防・重度化防止の取組が重要です。

また、高齢者と地域とのつながりづくりに向けた、身近な地域における多様な通いの場の充実が求められています。

加えて、国においては、ボランティアなど地域で活動する人材の確保が課題として挙げられており、様々な主体と連携して日常的な介護予防や生活支援サービスを一体的に展開する新たな仕組みづくりの推進が求められています。

これらを踏まえ、65歳以上の高齢者を対象とする事業として、介護予防事業対象者の把握、介護予防に関する知識の普及啓発、自主的な介護予防活動の育成・支援を進め、更にはリハビリテーション専門職の介護予防事業への参画も検討していきます。

(1) 生きがい講座事業

総合福祉センターや老人福祉センターなどの会場で、各講座の専門職や市民講師による「生きがい講座」を実施します。また、明野地区の小学校の閉校に伴い、令和6年度からは生きがいサロンと統合して実施します。

■生きがい講座参加者数の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
参加延人数 (人)	2,275 (4,000)	3,543 (4,100)	3,620 (4,200)	3,620	3,620	3,620

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(2) 生きがいと創造の事業

公民館や運動場、サッカー場などを会場に、グラウンドゴルフ、ゲートボール、輪投げ、趣味講座などの「生きがいと創造の事業」を実施します。

■生きがいと創造の事業参加者数の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
参加延人数 (人)	3,758 (4,200)	3,890 (4,300)	5,359 (4,400)	5,359	5,359	5,359

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(3) 元気ぱらす教室事業

総合福祉センターや各地区公民館などの会場で、理学療法士や作業療法士、保健師、歯科衛生士等の指導により、血圧測定や軽い運動、レクリエーションなどの「元気ぱらす教室事業」を年間を通じて定期的に実施します。

■元気ぱらす教室事業開催回数・事業参加者数の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
開催回数 (回)	336 (480)	457 (480)	480 (480)	480	480	480
参加延人数 (人)	5,017 (10,000)	7,426 (10,000)	10,000 (10,000)	10,000	10,000	10,000

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(4) シルバーリハビリ体操教室事業

しもだて地域交流センターや各地区公民館などの会場で、シルバーリハビリ体操指導士の指導により、年間を通じて「シルバーリハビリ体操教室事業」を定期的に実施します。

■シルバーリハビリ体操教室事業開催回数・事業参加者数の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
開催回数 (回)	708 (1,000)	1,114 (1,000)	1,000 (1,000)	1,000	1,000	1,000
参加延人数 (人)	5,858 (14,100)	9,832 (14,150)	9,000 (14,200)	9,000	9,000	9,000

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(5) 介護予防通所支援事業(いきいき号の運行)

通いの場の「あけの元気館」や「明野いきがいセンター」で実施している講座等に参加する高齢者で、移動が困難な方を支援するため、団体予約により、市内からバスによる通所支援(送迎)を実施します。

■介護予防通所支援事業参加者数の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
参加延人数 (人)	2,842 (4,700)	2,954 (4,800)	2,820 (4,900)	2,820	2,820	2,820

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

1-4 介護予防・健康づくり施策の推進体制整備

(1) 効果的な介護予防に向けたデータ利活用

介護予防・健康づくりに関して、要介護度の重度化防止に関する成果指標を設定し、PDCAサイクルに基づいた施策の推進を図ります。

事業参加者の身体機能・ADLや、その他データの利活用について検討し、効果的な成果指標の設定及び介護予防の推進を図ります。

■自立支援・重度化防止に向けた指標

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
1年間のうちで要 支援1・2の状態 が維持又は改善さ れた人の割合 (%)	77.9 (51.5)	78.1 (52.0)	80.2 (52.5)	80.0	80.0	80.0

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(2) 通いの場の参加促進に向けた高齢者へのアウトリーチ事業

介護予防・健康づくりの推進に向けて、通いの場に参加しない・できない高齢者への支援が課題となっていることから、適切なアウトリーチの手法・実施体制について検討します。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業

フレイルを予防して健康寿命を延伸するため、関係課や関係機関が連携し、保健事業と介護予防事業を切れ目なく一体的に実施します。

健康診断の結果を基に後期高齢者の健康状態を把握し、高血圧や高血糖、心房細動の発症及び重症化の予防に焦点をあてた個別支援を行います。

また、医療機関等と連携した通いの場への参加推奨や、通いの場での健康教育・健康相談及び健康診断の受診推奨を行います。

施策2 社会参画の推進

2-1 高齢者の社会参画に向けた支援の推進

(1) シルバー人材センターの運営

本格的な高齢社会の到来に向け、就労意欲のある高齢者の増加が見込まれます。高齢者の自立と社会参加を促進し、さらに健康で生きがいを持った生活を送ることができるよう、高齢者の就労の場の拡充を図る必要があります。

このため、高齢者の豊かな経験と知識、能力が発揮できるよう、多様なニーズに対応した就業施設として、シルバー人材センターの運営を支援します。

(2) 世代間交流事業の促進

幼年・若年層の教育の過程で、高齢者がこれまで蓄積してきた技術・知識・経験や、地域の伝統行事・文化を継承したり、生命や介護の問題をともに考えたりするなど、高齢者との積極的な交流を促進します。

また、幼児教育、学校教育の段階から、高齢者クラブとの交流、福祉関連施設の訪問など、幅広く高齢者と接する機会を設け、情操教育の一環として進めます。

加えて、地域ごとの特性を活かした世代間交流など、各世代と高齢者が理解を深められる場づくりを進めます。

さらに、各地区の特性に合わせた自主的な活動を行うとともに、地域活動において、文化、スポーツ、レクリエーションなどの高齢者との交流を展開します。

(3) 高齢者クラブ活動等社会活動促進

高齢者クラブは、老後を健康で豊かにするための自主的な組織であり、会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕活動、生きがいと創造に関する各種活動や健康づくりのための活動を行っています。高齢者クラブは、地域の仲間づくりができる場ですが、高齢者が増加しているにもかかわらず、会員数は年々減少しています。これは、高齢者の価値観が多様化していることと、若い高齢者の加入者が少ないことなどが理由として挙げられます。

加入を促すため、高齢者クラブ単位でのリーダー育成や入会しやすい環境づくりなどを支援し、クラブ活動の活性化や地域の仲間づくり、健康づくりを促進します。

■ 高齢者クラブのクラブ数・会員数の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
クラブ数 (団体)	112 (112)	104 (113)	95 (114)	95	95	95
会員数 (人)	3,082 (3,290)	2,801 (3,310)	2,230 (3,330)	2,230	2,230	2,230

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(4) 生涯学習の推進

誰もがいつでもどこでも、いきいきと学び交流し、それぞれのライフステージに応じた学習活動を展開できるよう、多様な学習機会が求められています。このようななか、多くの高齢者が公民館での講座、教室、高齢者学級、サークル等において学習活動を行っています。また、生涯学習人材バンク「ちくせい市民講師」制度には、自らの知識、技能、経験等を活かした高齢者が多数登録しています。

今後も、高齢者が自主的・継続的に学び、学習活動で培った成果を活かすことのできる機会の充実を図るなど、生涯学習を一層推進します。

(5) スポーツ・レクリエーション活動の促進

体力の保持、増進により、生涯にわたって健康で充実した生活を送るため、高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション活動が各地区で実施されています。また、グラウンドゴルフやターゲットボードゴルフなどの高齢者スポーツクラブが徐々にできており、高齢者自身がやりたいスポーツを自由に選択する時代になっています。

年齢や体力に応じた、様々な種目の指導者の育成を支援します。さらに、地域活動の活性化、地域の仲間づくりのため高齢者が気軽にスポーツに参加できる環境をつくり、高齢者スポーツクラブ活動を促進します。

(6) 老人福祉センター等の利用促進

老人福祉センター等は、高齢者の健康増進や教養の向上、レクリエーション活動や交流などに利用できる施設です。

生きがいや健康づくり、介護予防の活動の場となるよう、施設の整備等を進め、更なる利用促進を図ります。

■老人福祉センター利用人数の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
下館老人福祉センター利用延人数 (人)	10,688 (14,100)	14,500 (14,200)	16,000 (14,300)	17,600	19,400	21,400
関城老人福祉センター利用延人数 (人)	2,463 (3,050)	3,237 (3,100)	3,560 (3,150)	3,910	4,300	4,730
明野老人福祉センター利用延人数 (人)	789 (1,550)	1,195 (1,600)	1,310 (1,650)	1,440	1,580	1,730

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

2-2 市民協働による事業の取組の推進

市民の多様なニーズに柔軟に対応するサービスの提供と、安心して暮らせるまちづくりを進めるために、公的機関や介護保険のサービス提供事業者のみならず、NPOや市民ボランティアなど地域全体の協働で支え合う仕組みづくりが期待されます。

本市においては、今後さらに高齢化が進行し、地域での支え合いの重要性がより高まることが考えられます。そのため、本市において豊かな地域生活を実現するため、市民参加型社会の構築をめざします。

(1) 地域のネットワークづくりやNPO活動の支援

本市の高齢化が進むなかで、住み慣れた地域における豊かな生活を継続するためには、地域住民の自主的な活動が重要です。

介護保険事業の推進には、関係団体の協力と連携が不可欠であることから、地域のネットワークやNPO活動を支援し、協働で公共のサービスの不足部分を補完するなど、高齢者福祉の向上に努めます。

■保健福祉分野の市民団体登録数の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健福祉分野の 市民団体登録数 (団体)	43 (46)	44 (47)	46 (48)	47	48	49

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(2) ボランティア活動の推進

「筑西市社会福祉協議会」は、ボランティア活動に関する情報発信の中心的な役割を担っており、福祉の普及や広報活動をはじめ、高齢者の在宅福祉サービスを中心とした様々な福祉活動を展開しています。

社会福祉協議会との連携を一層強化し、より充実した介護保険事業の推進を図ります。また、地域におけるボランティア活動が今後より活発に展開されるよう、市内で活動するボランティア団体及び活動者の把握や、ボランティア養成講座の立ち上げ支援、市内登録団体間のネットワークの強化等に努めます。

■市内の登録市民活動団体数の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市内の登録市民 活動団体数 (団体)	61 (60)	59 (60)	61 (60)	63	65	67

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(3) ポイント制度や有償ボランティアの導入に向けた検討

ボランティア人材の確保に向けて、価値観や世帯構成・ライフスタイルが多様化するなかで、全国的に、ポイント制度や有償ボランティアの導入に向けた検討が行われています。

本市においても、これまでの地域におけるボランティア活動や、その他のポイント制度との連携を踏まえ、実施する取組を検討します。

第2章 地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます

施策3 保健・医療・福祉の連携強化

3-1 在宅医療・介護連携の強化

(1) 多職種との「顔の見える関係」構築に向けた取組

地域の医療、介護関係者による協議の場を定期的に開催し、在宅医療・介護連携推進委員会を中心に、在宅医療における連携の在り方等の課題解決について協議します。

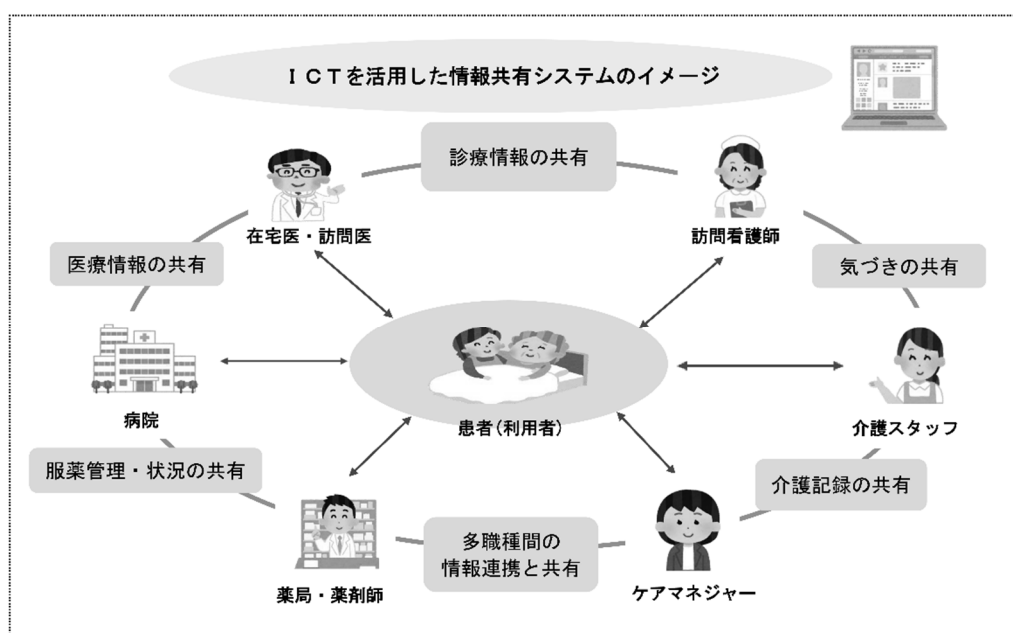
医療・介護関係者間の連携に対し、在宅医療機関や介護事業所等の情報をまとめたリストやマップ、ICTを活用した情報共有システム*の利用を推進し、より円滑な連携ができるように支援します。

また、医療関係者(かかりつけ医等)と介護関係者等の連携調整を行う相談窓口を設置し、在宅医療と介護の連携体制の充実を図ります。

■「顔の見える関係」構築に向けた取組の実績と目標値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携推進委員会開催回数(回)	5 (3)	4 (4)	5 (4)	4	4	4
情報共有システム新規登録患者数(人)	—	—	15	25	25	25

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値



* 「情報共有システム」とは、患者(利用者)、家族(代理人を含む)の同意を得た上で、患者(利用者)毎に登録し、ID・パスワードの交付を受けた関係者(医師・薬剤師・訪問看護師・ケアマネジャー等)が情報の閲覧・入力を行い、情報共有できるウェブ上の連絡帳。

(2) 研修会等スキルアップに向けた方策の実施

医療・介護分野における職員の質の向上や地域の課題解決を図るため、多職種での意見交換等を取り入れた研修の機会を充実します。事業への理解や相互の理解を深め、地域の医療・介護関係者の連携の充実を図ります。

■研修会の実施の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
研修会開催回数 (回)	1 (2)	2 (2)	2 (2)	2	2	2
研修会参加 延人数(人)	89	148	150	150	150	150

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(3) 急変時や看取りに対応できる地域資源の整備

生涯にわたって住み慣れた環境で生活できるよう、在宅医療に取り組む医療機関等の連携を図り、急変時や看取りへの対応を推進します。

また、人生会議(ACP)*に関する普及・啓発を行うことで、自らの意思決定に従って看取りを迎えるための支援を推進します。

(4) 筑西・下妻保健医療圏内病院と関係市町との連携

筑西・下妻保健医療圏(以下、「医療圏」という。)内にある市町が、当該医療圏内の病院から退院する事例等に関して、茨城県や保健所等の支援のもと、退院後に在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、情報提供の方法等を含む在宅医療・介護連携のために必要な事項について協議を行います。

さらに、急変時の対応ルールやバックベッドの体制構築についても協議を行います。

在宅医療・介護連携の推進にあたっては、「茨城県保健医療計画」との整合を図ります。

(5) 市民への在宅医療についての啓発

市民が在宅で療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、在宅医療や介護に関する講演会、出前講座の開催、パンフレットの作成・配布等の情報提供を行い、普及啓発を図ります。

■出前講座の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
開催回数 (回)	1	1	4	4	4	4
参加延人数 (人)	29	42	105	100	100	100

※令和5年度は見込値

* 「人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」とは、もしものときのために、本人が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する仕組み。

3-2 総合的・包括的な相談支援体制の充実

(1) 地区地域包括支援センター運営事業

地域で暮らす高齢者を介護、福祉、保健、医療など様々な面から総合的に支援することを目的として、本市では4か所の地域包括支援センターを設置し、委託運営しています。

身近な地区における高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族の多様なニーズに対応し、適切に支援できるよう、関係機関や団体等との連携体制づくりを促進します。また、事業評価を通して現状と課題を適切に把握し、機能強化を図ります。

(2) 総合相談事業

高齢者からの様々な相談に応じ、サービスに関する情報提供や継続的・専門的な支援を行っています。

民生委員児童委員など地域における関係者・関係機関や、サービス事業者等とのネットワーク体制を活用しながら、適切なサービス又は制度の利用につなげます。

■総合相談事業の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談件数 (件)	9,217 (5,050)	10,543 (5,100)	10,000 (5,150)	10,000	10,000	10,000

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(3) 地域ケア会議の推進

住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域において住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進をめざし、地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を開催します。

地域ケア会議では、高齢者個人が抱える課題について、多職種が協働して解決を図ります。個別ケースの検討から地域課題を明らかにし、解決のために必要な資源開発や地域づくりを行い、更には政策形成につなげ、地域全体の高齢者支援の充実を図ります。

■地域ケア会議の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
個別会議 (回)	36 (20)	17 (25)	20 (30)	30	40	40
圏域支援個別 会議(回)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4	4	4
地域ケア会議 (回)	2 (2)	2 (2)	1 (2)	1	1	1

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

医療機関や関係機関等、多職種との連携による地域ケア個別会議の開催や、支援困難事例への指導助言を行い、包括的・継続的なケア体制の充実を図ります。また、地域の職能団体と連携し、介護支援専門員が抱えている問題等に応じた研修会の開催や情報提供により、自己解決能力や資質向上につなげます。

地域のケアマネジメントの適正化を図るため、地域包括支援センターが積極的に介護支援専門員に働きかけ、ケアプランの公正・中立性を確保します。

■介護支援専門員支援件数の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
支援件数 (件)	1,794 (1,800)	1,855 (1,900)	2,000 (2,000)	2,000	2,000	2,000

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(5) 指定介護予防支援事業

本市の指定を受けた指定介護予防支援事業者に対し、介護予防給付や介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる方の介護予防サービス計画の作成や、介護予防ケアマネジメントを委託し、適切なサービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整等を行います。

■指定介護予防支援事業の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人)	723 (750)	732 (800)	750 (850)	800	800	800

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(6) 地域包括支援センター運営協議会

筑西市地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センターの設置や運営、職員の確保、業務の委託等に関することを調査審議し、センターの適切な運営を図ります。

■地域包括支援センター運営協議会の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
開催回数 (回)	3 (3)	3 (3)	3 (4)	3	3	3

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

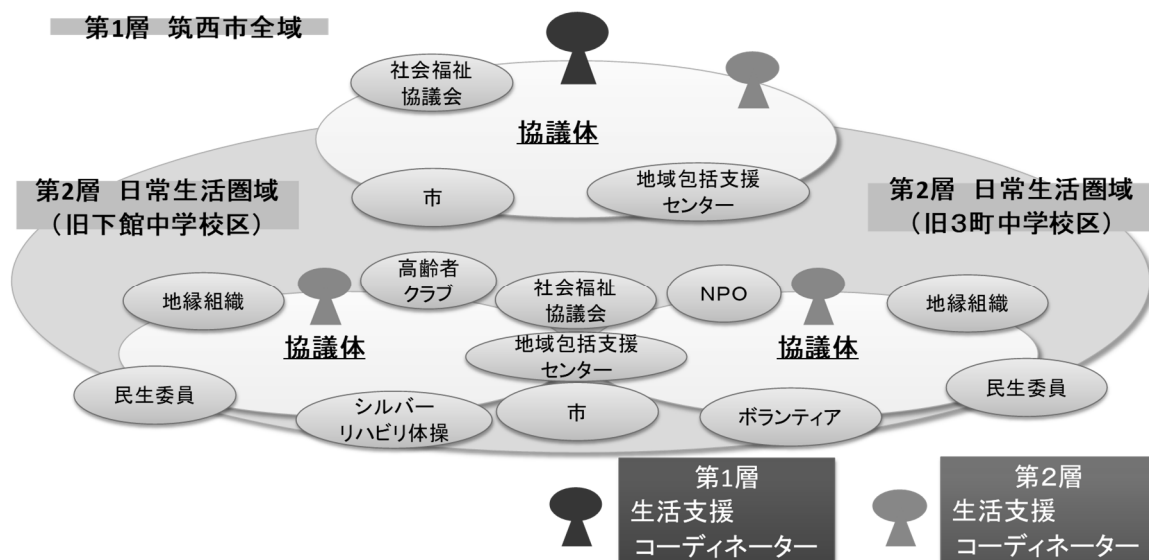
施策4 安心して在宅生活を送るための支援

4-1 在宅福祉の推進

(1) 生活支援体制整備事業

市内全域(第1層)、中学校区域(第2層)において、協議体*¹の設置及び生活支援コーディネーター*²の配置を行います。高齢者のニーズに合った生活支援等のサービスが行われるよう、既存の資源を把握し、地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成等の資源開発、関係者間の情報共有及び連携など、ネットワーク構築を進めます。

具体的には、協議体を通じて、不足していることが明らかにされたサービスや住民主体の助け合い等について、市民やボランティア、地域包括支援センター等と市が連携して、既存の組織にサービスや活動を開始できるよう働きかけたり、新たな組織の設立を支援したり(立ち上げ支援)するなど、サービス・資源の開発やマッチングを行います。



第2層協議体区分

- ・下館東部地区 「笑みの会」
- ・下館西部地区 「仁志の会」
- ・下館南部地区 「サンサン会」
- ・下館北部地区 「いきいき助け合い北部」
- ・関城地区 「関城にっこり」
- ・明野地区 「キンモクセイの会」
- ・協和地区 「紅っ子」

*1 「協議体」とは、市が主体となり、市民やボランティア、地域包括支援センター等の多様な主体が参画し、定期的に地域における高齢者の困りごと等の地域情報の把握と情報の共有を行う場。

*2 「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」とは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、多様な主体による多様な取組のコーディネート(主に資源開発やネットワーク構築・マッチング)を行う人。

(2) 愛の定期便事業

ひとり暮らし高齢者が増加するなかで、安否確認、緊急時の対応、地域での孤立感の解消を図るため、75歳以上で、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者を対象に、乳酸飲料を週2回手渡しで配布します。加えて、地域の民生委員児童委員等と協力・連携を図りながら、安否確認などを促進します。

■愛の定期便事業の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人)	309 (350)	278 (350)	300 (350)	300	300	300

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(3) 高齢者日常生活用具給付事業

75歳以上で、常時歩行において、つえ等を必要とする高齢者に対し、日常生活の便利を図り、外出を支援して自立の促進に資するため、シルバーカーの購入費用の一部を助成します。

■高齢者日常生活用具給付事業の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
シルバーカー (台)	87 (88)	59 (88)	90 (88)	90	90	90

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(4) 生活管理指導事業

おおむね65歳以上の高齢者で、介護認定が「非該当」と認定された方、又は自立とみなされる方で、基本的な生活習慣の改善が必要な方や、対人関係が成立しにくいなど社会生活を営む上で支援が必要な方を対象に、短期間(7日以内)の宿泊による日常生活支援を行い、自立を促進します。

また、虐待や急激な身体・精神状態の悪化等により在宅生活が困難となった方の一時保護を行います。

■生活管理指導事業の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活管理指導 短期宿泊事業 利用者数 (人)	2 (5)	6 (5)	5 (5)	5	5	5

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(5) 敬老記念品支給事業

永年にわたり社会・地域に貢献してきたことに敬意を表するとともに、長寿を心からたたえお祝いするため、75歳及び88歳到達者並びに100歳以上の高齢者に敬老記念品(筑西市敬老金券)を贈呈します。

■敬老記念品支給事業の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
支給人数 (人)	2,082 (2,156)	2,355 (2,460)	2,490 (2,822)	2,679	2,718	2,624

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(6) ひとり暮らし高齢者等配食サービス

要支援1・2、総合事業対象者以外の方で、心身の障害及び傷病等の理由により、調理が困難なひとり暮らし等の高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を手渡しで提供することで、安否確認を図るとともに、高齢者が健康で安心な自立した生活を送れるよう支援します。

■ひとり暮らし高齢者等配食サービスの実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数 (人)	98 (125)	96 (130)	95 (140)	110	110	110

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(7) 緊急通報等サービス提供事業

75歳以上の病弱なひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置(緊急通報システム)を貸与し、ひとり暮らし高齢者等の突発的な急病、事故等の緊急事態に対処します。

また、24時間365日対応可能な相談サービスや安否確認を目的とした伺い電話により、緊急時の対応のみならず、日常的な見守りも図ります。

■緊急通報装置の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
緊急通報システム 利用者数 (人)	—	259	280	300	320	340

※令和5年度は見込値

(8) 救急医療情報キット普及事業

緊急時に駆けつけた救急隊が、適切かつ迅速な処置を行うため、各種医療情報等を専用容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」の普及を図ります。

■救急医療情報キットの実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
救急医療情報キット 配布者数（人）	46 (70)	36 (70)	50 (70)	50	50	50

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(9) 民生委員児童委員による見守り

民生委員児童委員の協力により、見守りや福祉相談、話し相手としての活動を行い、ひとり暮らし高齢者等の安否確認や孤独感の解消などを促進します。

(10) 高齢者補聴器購入費助成事業

加齢による聴力低下のため日常生活に支障がある 65 歳以上の高齢者のうち、市民税非課税世帯の方へ補聴器の購入費を助成することにより、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図ります。

■高齢者補聴器購入費助成事業の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
申請件数 (人)	—	—	50	50	50	50

※令和5年度は見込値

(11) 高齢者等買い物支援事業

移動販売を行う事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付することにより、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の購入が困難な市民が多く居住する地域において、高齢者等の買い物及び外出の機会の確保を図り、閉じこもり予防と新たなコミュニティづくりにつなげます。

■高齢者等買い物支援事業の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
1日当たりの利用者数（人）	24	38	40	40	40	40
販売停留場所数 (か所)	57	96	96	100	100	100

※令和5年度は見込値

4-2 高齢者の安心住まいの推進

(1) 老人保護措置事業

おおむね 65 歳以上で環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方について、養護老人ホームへ入所措置します。高齢者の健康保持及び生活の安定を確保するため、速やかで適切な対応ができる体制づくりに努めます。

(2) 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、60 歳以上(夫婦の場合、どちらか一方が 60 歳以上)で、身体機能の低下等のために自立した日常生活を営むことに不安があると認められ、家族の援助を受けることが困難な方が、低額な料金で入居できる施設です。食事の提供や入浴等の準備、日常生活上の援助及び相談等のサービスが受けられます。現在、市内に2施設(各定員 50 名)があります。

(3) 高齢者向け住宅

住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、見守りや生活相談といった必要な福祉サービスを受けながら、高齢者が安心感を持って生活できる環境を整える必要があります。

本市においても、福祉施策と住宅施策の連携を強化するとともに、民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅の情報や、住宅を確保するために配慮が必要な方(賃貸住宅の入居拒否等)に向けた住宅セーフティーネット制度等を周知します。

4-3 外出支援の推進

(1) 高齢者の交通安全対策の推進

高齢者等の交通安全を確保するため、交通事故の実態に十分対応した総合的な交通安全対策が求められています。そのため、警察や関係団体等との連携・協力体制のもと、交通安全教室の開催や広報活動を推進するとともに、分かりやすい交通標識やカーブミラーなど、安全で安心して通行できる道路環境の整備に取り組み、交通事故防止を進めています。

今後も、高齢者が日常的に利用する機会の多い医療機関や福祉施設等と連携し、交通安全活動を実施します。また、高齢者の事故は、居住地の近くでの発生が多いことから、地域生活に密着した交通安全活動の充実に努めます。さらに、警察署と連携し、高齢者の運転免許自主返納支援事業を推進します。

(2) 移動手段の充実

高齢者の通院や買い物、社会参加など外出時に必要な移動手段を維持・確保するため、デマンドタクシーや市内路線バスの利便性向上に努めるとともに、地域の実情に合わせた公共交通メニューの検討を進めます。また、運転免許を自主的に返納した方を対象に、タクシー助成券と、「のり愛くん」又はバスのお試し乗車券を交付することで、公共交通の利用促進を図ります。

■移動手段の充実の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
デマンドタクシー利 用延人数（人）	32,994 (40,000)	33,262 (42,000)	39,000 (42,000)	42,000	44,000	48,000

※（ ）内は前回計画値。令和5年度は見込値

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

新設の公共施設はバリアフリーに配慮した構造となっており、既存施設についても改修工事に合わせて段差解消等を実施しています。

高齢者等が安全で快適な生活が送れるよう、道路や施設等の基盤整備をさらに進めるとともに、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

4-4 家族介護者への支援

(1) 紙おむつ支給事業

要介護高齢者を介護している家族等の経済的負担を軽減するため、65歳以上で要介護4以上の認定を受けている又は要介護3で排尿・排便に見守り又は介助が必要な方で、在宅のおむつ使用者のうち市民税非課税の方に対して紙おむつを支給します。

■紙おむつ支給事業の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
支給人数 (人)	251 (390)	210 (390)	220 (390)	230	230	230

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(2) 家族介護慰労金支給事業

市内に住所を有する65歳以上で要介護4、5の認定を受けている方を、基準日(7月31日)以前の1年間、介護保険サービスを利用せず在宅で介護した家族介護者(市民税非課税世帯)に、慰労金を支給します。

(3) 介護マーク普及啓発事業

認知症高齢者や障害者を介護している方が、買い物や介助の際に周囲から誤解や偏見を持たれることのないよう、介護マークを配布します。また、介護マークについて理解促進を図ります。

(4) ヤングケアラーも含めた家族介護者への支援

ヤングケアラーの認知度を向上させるため、広報啓発活動の充実を図ります。また、ヤングケアラーも含めた家族介護者が悩みや困りごとを抱え込むことがないように、相談しやすい体制づくりに努めます。

ケアマネジャーやホームヘルパーと情報を共有し、支援が必要な家族介護者に気づいた際は、適切な機関につなぐ仕組みづくりを進めます。

(5) 介護離職の防止

家族介護者の就労継続や負担軽減のため、柔軟なサービスを提供できる小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービス等の整備を推進します。

第 3 章 高齢者の「安全・安心」を守ります

施策 5 認知症対策の強化

5-1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

(1) 認知症サポーター・キャラバンメイトの育成

認知症について正しい理解を持ち、自分のできる範囲で地域に住む認知症の人とその家族を見守り・支援する「認知症サポーター」を積極的に増やして地域に広めていくため、認知症サポーターの養成講座を開催します。

また、講座を開催できる人材を確保するため、キャラバンメイトの育成を促進します。

■ 認知症サポーター養成講座の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
講座実施回数 (回)	9 (10)	11 (15)	20 (20)	25	30	35
参加人数 (人)	196 (100)	210 (225)	400 (400)	500	600	700

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(2) チームオレンジの構築

ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人とその家族のニーズに合った支援につなげる仕組み(チームオレンジ)を構築します。

(3) 学校教育等における認知症への理解の推進

高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者に対する理解を深めるため、学校教育において高齢者との交流活動等を推進します。また、平成25年度より実施している小・中学校での認知症サポーター養成講座の受講をより一層促進します。

■ 学校教育等における認知症への理解の推進の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
小・中学校での 認知症サポーター養成講座 の開催(回)	0 (2)	0 (5)	3 (5)	5	5	7
参加人数 (人)	0 (60)	0 (150)	75 (150)	125	125	175

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

5-2 認知症の人とその家族への支援の強化

(1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人とその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するため、認知症サポート医や医療・保健・福祉の専門職によって構成される「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置します。

認知症の人とその家族、認知症が疑われる人の家庭を個別訪問し、必要に応じて認知症に関する情報提供や医療機関の受診、介護保険サービス等の利用につなげるなどの支援を行います。

認知症疾患医療センターを中心に、市内の医療機関に対する認知症の理解促進や協力体制の強化を図ります。

■ 認知症初期集中支援推進事業の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症初期集中 支援チーム員 対応数（件）	25 (25)	28 (30)	30 (30)	30	35	35

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業

地域における認知症支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、その推進役として、市及び地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置します。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療機関・介護サービス事業所等の関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。

また、認知症の進行状況に合わせてどのような医療や介護サービス等が利用できるかを示した「認知症ケアパス*」の普及を推進します。

■ 認知症地域支援・ケア向上事業の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症地域支援 推進員数（人）	13 (10)	15 (10)	15 (10)	20	20	25

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

* 「認知症ケアパス」とは、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたもの。

(3) 認知症高齢者の見守り等の支援

認知症高齢者の日頃の見守り体制を整備するとともに、行方不明となった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関との協力連携体制(高齢者等SOSネットワーク事業)を強化します。

■高齢者等 SOS ネットワーク事業の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見守り活動協力事業者の登録件数 (件)	— (50)	8 (60)	20 (70)	20	15	15

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(4) 若年性認知症対策

65歳未満で認知症を発症した人が、適切な医療・福祉サービス利用に結びつくよう、相談体制を整備するとともに、若年性認知症に関する周知・啓発を行い、理解浸透に努めます。

また、若年性認知症コーディネーター*やハローワーク等、関係機関との連携強化に努めます。

(5) 認知症カフェの協力

市内には、認知症の人とその家族、地域の人、医療・専門職などが参加し、情報交換や相談、認知症の人の意欲や能力に応じた活動等ができる場として認知症カフェがあります。そのような認知症カフェの周知や啓発活動に協力します。

(6) 認知症に係る相談体制の整備

認知症の人とその家族が孤立しないよう、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員を中心とした相談体制を整備し、情報提供や助言、関係機関との連携など、適切な対応に努めます。

* 「若年性認知症コーディネーター」とは、若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役。

施策 6 高齢者の権利擁護の推進

6-1 成年後見制度・虐待防止・防犯施策の推進

(1) 成年後見制度等の普及・利用促進

認知症等によって判断能力が不十分となっても、誰もが住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう、適切な医療・介護サービスの利用、金銭管理などの支援につなげる成年後見制度の普及啓発、利用促進に努めます。

また、認知症高齢者の増加などにより権利擁護に関するニーズの高まりが想定されることから、中核機関を設置し、司法を含めた関係機関とのネットワークを構築して権利擁護支援の体制づくりを推進します。

■ 成年後見制度等の普及・利用促進の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見市長申 立て件数（件）	0 (5)	0 (5)	0 (5)	5	5	5
相談件数（件）	—	20	20	20	20	20

※（ ）内は前回計画値。令和5年度は見込値

■ 成年後見制度利用促進協議会の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
開催回数 (回)	—	—	1	1	1	1

※令和5年度は見込値

(2) 虐待の早期発見・対応

虐待を受けている高齢者に対して、早期発見・早期対応を行う体制を確立し、地域包括支援センター等の関係機関と連携して、本人及び養護者に対する支援を行います。

養護者や介護施設従事者による高齢者虐待の事例を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し、事例に即した適切な対応をとります。

また、虐待を未然に防ぐ環境づくりに向け、高齢者虐待を広く理解してもらえるよう、地域住民への意識啓発を図ります。

■ 虐待の早期発見・対応の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・通報件数 (件)	26 (30)	16 (30)	30 (30)
虐待件数（件）	3 (10)	5 (10)	10 (10)

※（ ）内は前回計画値。令和5年度は見込値

(3) 消費生活相談

悪質商法や振り込め詐欺など高齢者を狙った消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターや防犯担当部局と情報交換を行うとともに、出前講座などの開催や、啓発活動・広報の充実を図り、地域で高齢者を支援・保護できる安全で安心なまちづくりに努めます。

■消費生活センターへの相談件数の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談件数（件）	370 (400)	378 (400)	350 (400)	350	350	350

※相談件数には高齢者以外も含まれる。()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(4) 防犯対策の推進

近年、二セ電話詐欺など高齢者を狙った悪質な犯罪が増加し、さらにその手口は巧妙化・多様化しています。

市では詐欺などの被害にあわないための啓発活動を実施しているほか、防災行政無線やホームページ、SNS、ポスターなどによる広報啓発活動の推進と、日頃から地域の連帯意識の醸成などにより、まちぐるみの防犯体制づくりを進めています。

今後も、高齢者を狙った二セ電話詐欺などの犯罪から高齢者を守るため、被害の未然防止に努め、広報啓発活動と出前講座の充実を図るとともに、地域で高齢者を支援・保護できる安全で安心なまちづくりに努めます。

施策7 防災・感染症対策の推進

7-1 防災・感染症対策の推進

(1) 防災対策による連絡等の支援体制

避難行動に支援を要する高齢者が地震や水害などの災害に見舞われたとき、避難誘導や救出支援などが必要となります。

このため、「筑西市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿に登録された高齢者等に対する支援の内容を定めた「個別避難計画」の作成を推進するとともに、平常時より警察、消防をはじめとする避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供し、連携することで円滑な避難支援につなげます。

■防災対策による連絡等の支援体制の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
避難行動要支援者名簿掲載者数(人)	3,806 (5,000)	3,726 (5,000)	3,500 (5,000)	3,500	3,500	3,500
個別計画作成済数(人)	1,101 (3,000)	1,165 (3,100)	1,300 (3,200)	1,500	1,500	1,500

※掲載者数・計画作成済数には障害者・児を含む。()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(2) 自主防災組織支援事業

自主防災組織の育成及び活動促進に関する事業に補助金を交付し、災害時等における地域住民による初期消火・避難体制等を強化することにより、地域防災力の向上を図ります。

■自主防災組織支援事業の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自主防災組織登録数(団体)	116 (127)	134 (134)	119 (141)	149	157	165

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(3) 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、今後感染症が発生した場合に備えて感染拡大防止のための物品の備蓄を進めるとともに、事業所に対して備蓄に対する支援を行います。

また、保健所等の関係機関と連携を図りつつ、感染症対策に関する正しい知識の普及や講習会等の開催を検討します。

第4章 介護保険サービスを推進します

施策8 介護保険サービスの推進

8-1 居宅サービス

(1) 訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や、調理、洗濯、掃除等の生活援助を行うサービスです。

【訪問介護】利用回数

単位:回/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	113,964	112,764	113,928	106,555	107,766	109,100	114,214	127,190
実績値	88,949	92,261	106,691					

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護が必要な方の家庭に訪問し、浴槽搭載の入浴車などから家庭内に浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

【訪問入浴介護】利用回数

単位:回/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	5,196	5,112	5,112	3,444	3,472	3,533	3,616	3,982
実績値	2,818	2,948	3,502					

【介護予防訪問入浴介護】利用回数

単位:回/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値	0	1	0					

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき、看護師や保健師が家庭を訪問して、在宅療養上の看護や必要な診療の補助、家族等への指導、助言を行うサービスです。

【訪問看護】利用回数

単位:回/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	13,032	12,900	13,008	14,663	15,002	15,323	16,068	17,630
実績値	10,246	11,256	14,489	/			/	

【介護予防訪問看護】利用回数

単位:回/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	2,232	2,388	2,532	2,094	2,094	2,156	2,275	2,394
実績値	1,743	2,058	2,094	/			/	

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活上の自立援助のために必要な機能訓練を行うサービスです。

【訪問リハビリテーション】利用回数

単位:回/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	15,768	15,816	15,996	10,820	10,792	10,889	11,568	12,614
実績値	7,948	8,795	10,745	/			/	

【介護予防訪問リハビリテーション】利用回数

単位:回/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	2,280	2,424	2,568	1,440	1,440	1,440	1,649	1,649
実績値	893	940	1,440	/			/	

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問して、在宅療法に関する相談や指導を行うサービスです。

【居宅療養管理指導】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	5,640	5,604	5,676	6,624	6,696	6,744	7,152	7,884
実績値	5,747	5,778	6,636					

【介護予防居宅療養管理指導】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	516	552	564	684	636	624	756	780
実績値	636	656	672					

(6) 通所介護

デイサービスセンターなどに通い、入浴、食事の提供、相談・助言等、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

【通所介護】利用回数

単位:回/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	142,788	143,964	145,872	94,189	96,090	97,357	103,546	112,930
実績値	100,375	91,896	94,661					

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関に通い、主治医の指示に基づき、心身機能の維持回復と日常生活上の自立援助のために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【通所リハビリテーション】利用回数

単位:回/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	48,600	48,840	49,560	28,358	28,859	29,280	31,092	33,974
実績値	35,431	30,112	28,555					

【介護予防通所リハビリテーション】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	1,740	1,848	1,944	1,392	1,416	1,416	1,512	1,596
実績値	1,515	1,381	1,368					

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

【短期入所生活介護】利用日数

単位:日/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	62,634	61,398	62,370	39,097	39,343	39,828	42,264	46,536
実績値	43,932	38,459	39,041					

【介護予防短期入所生活介護】利用日数

単位:日/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	1,584	1,656	1,824	1,008	1,008	1,008	1,148	1,148
実績値	565	992	1,008					

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

老人保健施設等に短期間入所し、医学的管理のもとで、介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービスです。

【短期入所療養介護】利用日数

単位:日/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	8,544	8,244	8,244	7,098	7,098	7,098	7,354	7,963
実績値	5,411	5,397	6,884					

【介護予防短期入所療養介護】利用日数

単位:日/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	240	240	240	211	211	211	211	282
実績値	14	122	211					

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームと軽費老人ホーム等(以下、「特定施設」という。)に入居している要介護者に対し、特定施設サービス計画介護(施設ケアプランに相当)に沿って、介護サービス・家事援助サービス・生活や健康に関する相談など、要介護者が日常生活を送るにあたって必要な支援を行うサービスです。

【特定施設入居者生活介護】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	1,404	1,500	1,500	1,416	1,428	1,464	1,536	1,692
実績値	1,392	1,446	1,404					

【介護予防特定施設入居者生活介護】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	396	420	420	336	348	348	372	384
実績値	334	342	336					

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いす、介護用ベッドなど要介護者の日常生活の自立を助ける用具や福祉機器を貸与するサービスです。

【福祉用具貸与】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	16,524	16,584	16,800	13,704	13,968	14,148	15,000	16,416
実績値	13,755	13,489	13,752					

【介護予防福祉用具貸与】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	5,460	5,772	6,096	5,832	5,916	5,964	6,396	6,684
実績値	4,992	5,413	5,748					

(12) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつなどの福祉用具の購入に必要な費用の一部を支給するサービスです。

【特定福祉用具購入費】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	396	396	408	252	264	264	276	324
実績値	267	276	240					

【特定介護予防福祉用具購入費】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	180	192	192	120	132	132	144	144
実績値	122	93	120					

(13) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

住み慣れた自宅で生活が続けられるように、段差の解消や手すりの取り付けなど住宅の改修に必要な費用の一部を支給するサービスです。

【住宅改修費】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	216	228	228	84	84	84	84	84
実績値	81	101	84					

【介護予防住宅改修費】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	120	132	132	72	84	84	84	84
実績値	61	66	72					

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

要介護者等が居宅サービスを適切に受けられるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が、要介護者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡・調整等を行います。

【居宅介護支援】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	24,348	24,504	24,840	20,304	20,664	20,952	22,224	24,300
実績値	20,754	20,051	20,376					

【介護予防支援】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	6,924	7,344	7,776	6,948	7,056	7,092	7,620	7,968
実績値	6,235	6,551	6,840					

8-2 地域密着型サービス

■本計画期間中における地域密着型サービス整備計画

サービス名	日常生活 圏域	整備済状況	第9期整備計画			
		令和5年度末	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	関城	1施設(20人)	—	—	—	
看護小規模多機 能型居宅介護	下館西部	—	1施設(9人)	—	—	
認知症対応型 通所介護	—	—	—	—	—	
小規模多機能 型居宅介護	下館東部	—	—	—	—	
	下館西部	—	—	—	—	
	関城	—	—	—	—	
	明野	—	—	—	—	
	協和	1施設(9人)	—	—	—	
認知症対応型 共同生活介護	下館東部	3施設(36人)	—	—	—	
	下館西部	4施設(90人)	—	—	—	
	関城	2施設(18人)	—	—	—	
	明野	2施設(36人)	—	—	—	
	協和	1施設(18人)	—	—	—	
地域密着型介 護老人福祉施 設入所者生活 介護	明野	2施設(57人)	—	—	—	
地域密着型特定 施設入居者生活 介護	—	—	—	—	—	
夜間対応型訪問 介護	—	—	—	—	—	
地域密着型通 所介護	下館東部	5施設(87人)	—	—	—	
	下館西部	6施設(108人)	—	—	—	
	関城	3施設(30人)	—	—	—	
	明野	0施設(0人)	1施設(15人)	—	—	
	協和	3施設(30人)	—	—	—	

※()内は定員。ただし、看護小規模多機能型居宅介護については、宿泊定員。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	60	60	60	108	108	108	108	120
実績値	56	61	96					

(2) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

【看護小規模多機能型居宅介護】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	0	0	0	108	300	300	300	300
実績値	0	0	0					

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

状態が比較的安定した認知症の要介護者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事の提供、相談・助言等、日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスです。

第9期計画期間中については事業者参入の意向がないと考え、事業量を見込みませんでした。

【認知症対応型通所介護】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	192	192	192	0	0	0	0	0
実績値	8	9	0	/			/	

【介護予防認知症対応型通所介護】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	/			/	

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い(日中ケア)」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて「訪問(訪問ケア)」や「泊まり(夜間ケア)」を組み合わせるサービスです。

【小規模多機能型居宅介護】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	444	444	444	156	168	180	180	192
実績値	252	206	144	/			/	

【介護予防小規模多機能型居宅介護】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	24	24	24	48	48	48	48	60
実績値	49	48	48	/			/	

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

状態が比較的安定した認知症の要介護者が、共同生活を営む住宅(グループホーム)において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

【認知症対応型共同生活介護】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	2,100	2,100	2,112	2,124	2,172	2,184	2,316	2,544
実績値	1,968	1,936	2,112					

【介護予防認知症対応型共同生活介護】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	36	36	36	60	60	60	60	72
実績値	76	80	60					

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している要介護者に対して、入浴や排せつ、食事、相談など日常生活上の介護、機能訓練などを提供するサービスです。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	660	660	660	612	612	612	660	744
実績値	625	603	612					

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な特定施設に入居している要介護者に対して、介護サービス・家事援助サービス・生活や健康に関する相談など、要介護者が日常生活を送るにあたって必要な支援を提供するサービスです。

なお、本サービスについては第8期計画期間中に利用実績がなかったため、第9期計画期間中についても事業者参入の意向がないと考え、事業量を見込みませんでした。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	/			/	

(8) 夜間対応型訪問介護

中重度の要介護状態になっても、夜間を含めて24時間安心して在宅生活を継続できるよう、夜間に定期的に各自宅を巡回して行う訪問介護に加え、利用者の求めに応じて随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。

なお、本サービスについては第8期計画期間中に利用実績がなかったため、第9期計画期間中についても事業者参入の意向がないと考え、事業量を見込みませんでした。

【夜間対応型訪問介護】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	0	0	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	/			/	

(9) 地域密着型通所介護

定員が18人以下のデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事の提供、相談・助言等、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

【地域密着型通所介護】利用回数

単位:回/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	52,584	52,920	53,364	32,568	33,000	33,602	35,519	38,986
実績値	30,577	32,168	32,659	/			/	

8-3 施設サービス

■本計画期間中における施設サービス整備計画

サービス名	整備済状況	第9期整備計画		
	令和5年度末	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	10 施設(615 人)	—	—	—
介護老人保健施設	4施設(375 人)	—	—	—
介護医療院	1施設(50 人)	—	—	—

※()内は定員。

(1) 介護老人福祉施設

原則として要介護3以上の方が利用できるサービスで、入院治療の必要はないが自宅で生活を継続するのが困難な要介護者に対して、施設サービス計画(施設ケアプラン)に基づき、入浴や排せつ、食事、相談など日常生活上の介護、機能訓練などを提供する施設サービスです。

【介護老人福祉施設】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	6,852	7,452	7,452	6,144	6,144	6,144	6,564	7,332
実績値	6,188	6,135	6,036					

(2) 介護老人保健施設

病状が安定している要介護者に対して、在宅復帰をめざし、看護・介護サービスを中心とした医療ケア、機能訓練などを提供する施設サービスです。

【介護老人保健施設】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	4,908	4,908	4,908	4,656	4,656	4,656	4,992	5,508
実績値	4,732	4,650	4,560					

(3) 介護医療院

医療療養病床と介護療養型医療施設の転換先として新設された施設サービスです。日常的な医療的ケアが必要な重度介護者の受け入れと看取り・終末期ケアの機能、生活施設としての機能を備えます。

【介護医療院】利用人数

単位:人/年

	第8期実績値(令和5年度は見込値)			第9期計画値			長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
計画値	0	0	0	600	600	600	600	600
実績値	0	6	150					

施策 9 持続可能な介護保険制度の構築に向けた取組の推進

9-1 介護保険制度の円滑な運営

(1) 低所得者への負担軽減策

介護保険料について国の標準段階に基づく多段階化を行い、低所得者の負担割合の軽減を図ります。また、低所得者の保険料負担を軽減するため、別枠で公費による軽減を行います。さらに、特定入所者介護サービス費等給付、高額介護サービス費等給付や高額医療合算介護サービス費等給付の制度利用を促進し、低所得者の負担軽減に努めます。

(2) 要介護認定やサービスに関する相談体制の整備

要介護認定やサービスに関する意見等は、茨城県や国民健康保険団体連合会が受けつける仕組みとなっていますが、市としても被保険者に身近な存在である保険者として、対応に努めます。

(3) 近隣自治体・茨城県との連携

市内で営業するサービス事業者の多くは、近隣自治体も含め広域事業を展開しています。また、市内に事業者のないサービスについても近隣自治体の利用実績があるほか、施設サービスはより広域的な利用の実態があります。このような状況に対し、保険者として居宅サービス及び施設サービスの質的・量的な水準の向上をめざし、サービス事業者への適切な対応を図るため、茨城県や近隣自治体との連携に努めます。

また、今後は在宅医療・介護連携に向けて、特に医療圏内の自治体と情報共有及び連携を進めます。

■近隣自治体・茨城県との連携の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
近隣自治体との 事務連絡会議の 開催（回）	0 (1)	0 (1)	1 (1)	1	1	1

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(4) 介護保険制度の啓発

介護保険制度について広報するとともに、高齢者に確実に情報が伝わる手段を検討します。また、実際に介護保険を利用しようとする人が必要とする情報を適切に提供できるよう努めます。

■介護保険制度に関する市民向けパンフレットの作成の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
「みんなの安心 介護保険」 作成部数（部）	4,500 (4,500)	4,500 (4,500)	1,000 (4,500)	4,500	4,500	4,500
「みんなの 介護保険 ハンドブック」 作成部数（部）	2,900 (2,900)	2,500 (2,900)	2,500 (2,900)	2,500	2,500	2,500
「介護保険の お知らせ」 作成部数（部）	8,000 (8,000)	8,000 (8,000)	8,000 (8,000)	8,000	8,000	8,000

※（ ）内は前回計画値。令和5年度は見込値

(5) 災害・感染症対策に係る体制整備

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、介護サービス事業者が業務継続に向けた計画(BCP)を作成した後の研修や訓練の実施について必要な助言や支援を行います。

(6) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

要介護状態等となることの予防、状態の軽減や悪化防止を推進し、介護給付費の増加抑制を図るため、住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携推進、地域ケア会議における多職種連携の推進、地域包括支援センターの機能強化等を行います。

(7) PDCA サイクルを活用した保険者機能の強化

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域の現状や課題を積極的に把握し、関係者間で目標を共有するとともに、地域特性に合わせた具体的な計画の作成・評価・見直し(PDCAサイクル)が重要となっています。

「筑西市介護保険等運営協議会」において、施策・事業の評価を行い、改善を進め、適正な運用をめざします。また、点検指標や評価項目を設定するなど、継続的・客観的な評価ができるよう努めます。

9-2 介護給付適正化に向けた取組の推進

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とするサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことです。本市では、適切なサービスの確保と費用の効率化を進めるため、介護給付適正化に向けた主要3事業を推進し、介護保険制度の持続的かつ効率的な実施に努めます。

(1) 要介護認定の適正化

一人ひとりの状態に応じて適切に要介護認定を行うことができるよう、e-ラーニングを活用した自己研修や、調査員同士の勉強会を実施し、認定調査員の知識の習得を促します。また、模擬審査会を通して、認定審査の方法の統一・適正化を図ります。

■要介護認定適正化の取組の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自己研修の 実施率 (%)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100	100	100
認定審査模擬審 査会の実施回数 (回)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	2	2
調査員の勉強会 の実施回数 (回)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	3	3

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(2) ケアプランの点検

①ケアプラン点検

国民健康保険団体連合会のデータ等を活用し、作成されたケアプランについて、基本となる事項(サービス種類や利用頻度等の点検項目等)を検証します。

また、介護支援専門員との面談を通して「自立支援に資するケアマネジメント」についての気づきを促し、面談内容を密にすることで、サービス利用者一人ひとりに合ったプランの提供を進めます。

■ケアプラン点検の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ケアプラン点検 の実施件数 (件)	40 (40)	40 (40)	40 (40)	40	40	40

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

②住宅改修や福祉用具などの適正化

住宅改修や福祉用具購入について事前調査や事後調査等を行い、住宅改修状況や福祉用具利用状況、サービス利用の必要性について、聞き取り調査又は現場を訪問し、目視点検を行います。また、国民健康保険団体連合会のデータ等を活用した利用状況の点検を毎月実施します。

軽度者への福祉用具貸与については、認定調査の結果に加えて「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する確認書」の提出を求め、必要性を確認します。

■住宅改修や福祉用具などの適正化の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
住宅改修利用者 への訪問調査 件数(件)	42 (30)	35 (30)	100 (30)	100	100	100
福祉用具購入・ 貸与利用者への 聞き取り調査件数 (件)	56 (30)	38 (30)	36 (30)	36	36	36
国民健康保険 団体連合会の データ等を活用 した点検の実施	毎月実施 (毎月実施)	毎月実施 (毎月実施)	毎月実施 (毎月実施)	毎月実施	毎月実施	毎月実施

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

介護給付適正化システム*1等を活用し、介護報酬の支払い状況を利用者ごとに確認します。提供されたサービスの整合性や算定回数、算定日数等の点検を行い、正しく請求が行われているかを確認し、誤りがあった場合は早期に適切な対応を行います。

短期入所制限日数を超えるケアプランについては、介護給付算定相談票*2の提出を求め、内容を確認します。

■縦覧点検・医療情報との突合の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
縦覧点検・医療情 報との突合・その他 の帳票の活用	全件実施 (全件実施)	全件実施 (全件実施)	全件実施 (全件実施)	全件実施	全件実施	全件実施

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

*1 「介護給付適正化システム」とは、被保険者や事業所ごとの給付実績を通して、介護費用の適正な運用を判定するシステム。

*2 「介護給付算定相談票」とは、サービスの提供を開始する前に、利用者が希望する介護サービスの内容や理由等を記載した書類。

(4) 事業所に対する指導の実施

居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所、総合事業事業所に対する運営指導を定期的実施し、サービス提供の質の向上を図ります。また、利用者等からのサービス事業所への苦情に対し、事業所への聞き取り、指導等の強化を図ります。

適正なサービスを提供するため、集団指導を毎年実施し、遵守すべき介護保険の関係法令や介護給付費等の報酬請求に関する事項等に関する周知の機会とします。

■事業所指導の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
事業所への 運営指導回数 (回)	12 (指定有効 期間内に 1回以上)	10 (指定有効 期間内に 1回以上)	6 (指定有効 期間内に 1回以上)	指定有効 期間内に 1回以上	指定有効 期間内に 1回以上	指定有効 期間内に 1回以上
集団指導回数 (回)	1 (1)	4 (1)	4 (1)	1	1	1

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(5) 指導監督との連携

指導を行う必要のある事業者の情報や、苦情・告発等の内容について、市の内部で共有を行うとともに、適正化システムの情報を活用し、効率的な指導監督体制の更なる充実を図ります。また、苦情・告発等の内容の適切な把握及び分析や、不当請求あるいは誤請求の多い事業者に対する分析を行い、これらの事業者に対する指導を実施します。さらに、受給者等から提供された架空請求、過剰請求等の情報について調査分析を行います。

■指導監督との連携の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
誤請求に対する 事業者の指導 (%)	0 (100)	0 (100)	100 (100)	100	100	100

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

(6) 国民健康保険団体連合会の積極的な活用

国民健康保険団体連合会が開催する、適正化システムの活用に関する研修等に積極的に参加します。また、適正化業務を必要に応じて国民健康保険団体連合会に委託することにより、効率的な事業の推進に努めます。

(7) 適正化の推進に役立つツールの活用

国の提供する地域包括ケア「見える化」システムを用いた重点課題の把握や、国民健康保険団体連合会の適正化システムを用いたサービス提供状況の把握を行い、事業を効率的・効果的に実施します。また、地域ケア会議において、適正化事業により実施されるケアプラン点検の結果から浮かび上がった地域課題について多職種連携による議論を行い、施策の検討につなげます。

■適正化の推進に役立つツールの活用の実績と目標値

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見える化システム・ 国保連適正化シス テムの活用率 (%)	50 (100)	50 (100)	100 (100)	100	100	100
ケアプラン点検結 果から見える地域 課題について、地 域ケア会議におけ る議論の回数 (回)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	1	1	1

※()内は前回計画値。令和5年度は見込値

9-3 介護人材の確保・ICTの導入等にかかる取組

(1) 福祉・介護職の魅力発信

福祉・介護の仕事の魅力を感じてもらい、イメージアップを図るよう、福祉・介護の仕事についてのPRや学校を通じた情報提供等を介護保険事業所と連携して実施します。また、茨城県が実施する「介護人材確保育成事業」等の活用や、福祉・介護の職場見学・体験事業の周知啓発を図ります。

(2) 福祉・介護職の就労・定着の促進

茨城県の「いばらき ふくしのおしごとナビ」等、福祉・介護職に関する求人情報の提供や、相談会・ガイダンスの開催等、福祉・介護の仕事への就労支援を行います。また、事業所や地域、サービス種別を超えて、介護職員同士が交流・意見交換できる場をつくり、職員の定着促進を図ります。

(3) 地域支援事業を担う専門的介護人材の育成確保

茨城県社会福祉協議会が行う研修の活用を推進します。

(4) 先進的な取組の研究・検討

介護認定審査会に係るデジタル化・ICTの導入等の先進事例を研究し、取り組むべきものについて検討を行います。

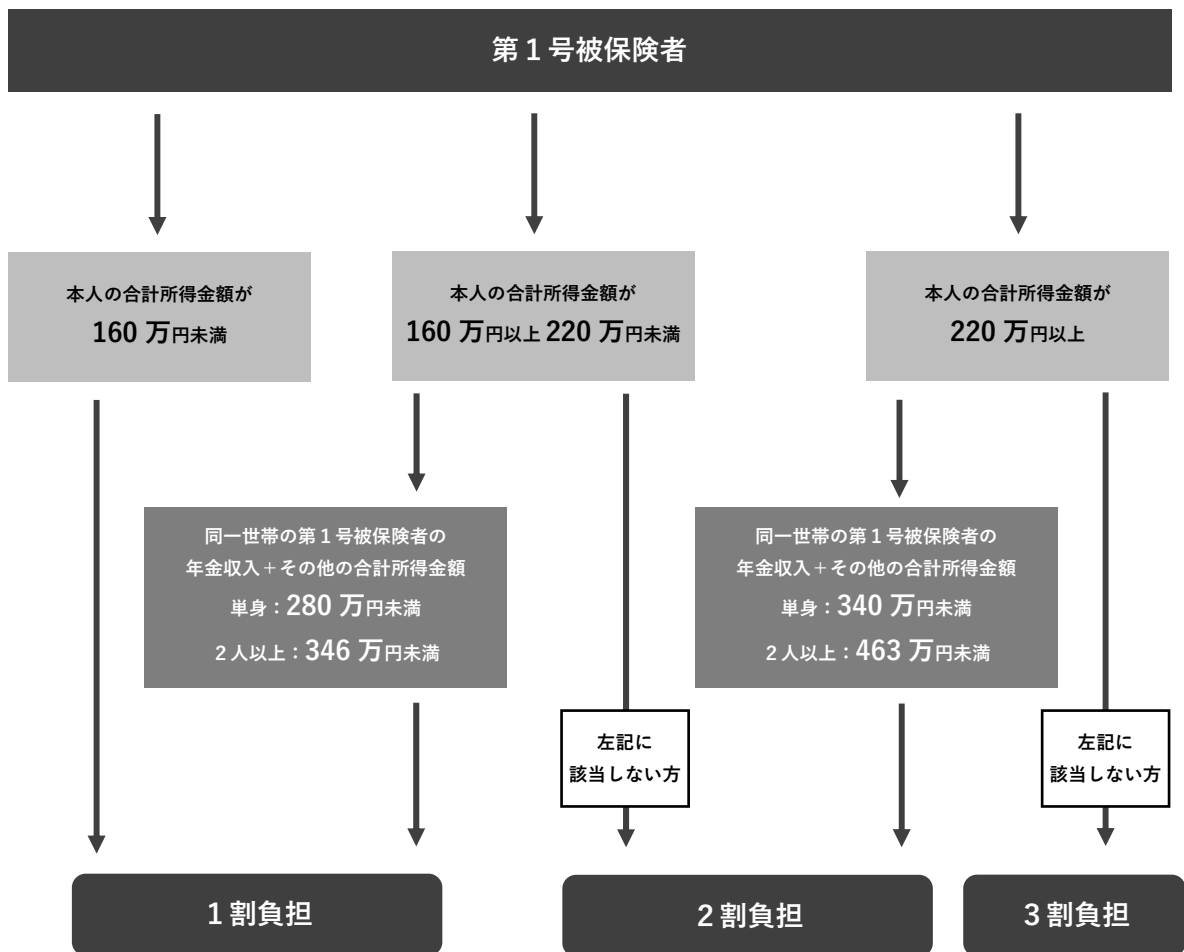
施策 10 介護保険事業費の見込額と介護保険料

10-1 介護保険の財源

(1) 介護保険サービス費と利用者負担割合

介護保険サービスの利用料のうち、利用者負担は原則1割(65歳以上のうち、一定以上の所得のある利用者については2割～3割負担)となっており、残りの9割(又は8割～7割)は介護給付費を充てることになります。

■負担割合の判定基準



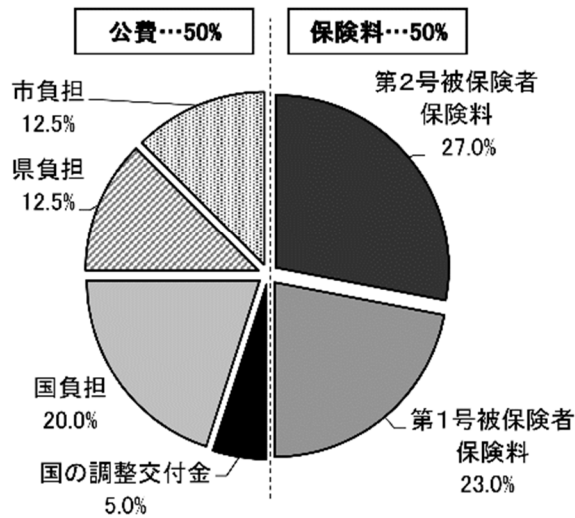
(2) 介護給付費・地域支援事業費

介護保険サービス利用料から、利用者負担分を除いた9割(又は8割～7割)の介護給付費(地域支援事業費)については、被保険者の保険料と公費で50%ずつ負担することとなります。

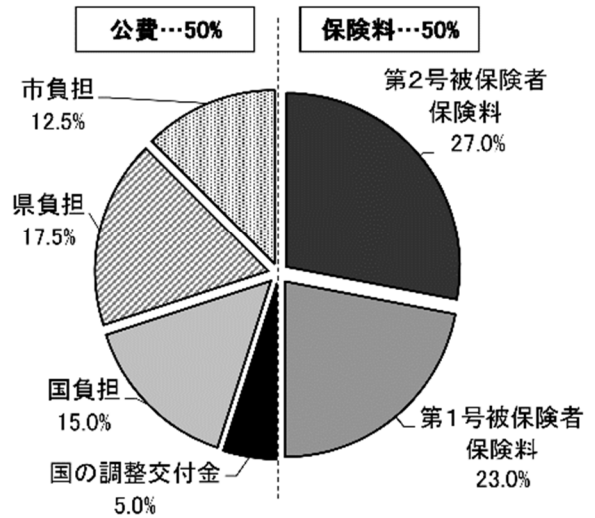
なお、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費で構成されています。

サービスの種別ごとに負担の内訳は異なりますが、いずれのサービスにおいても第1号被保険者負担分は23%となっています。

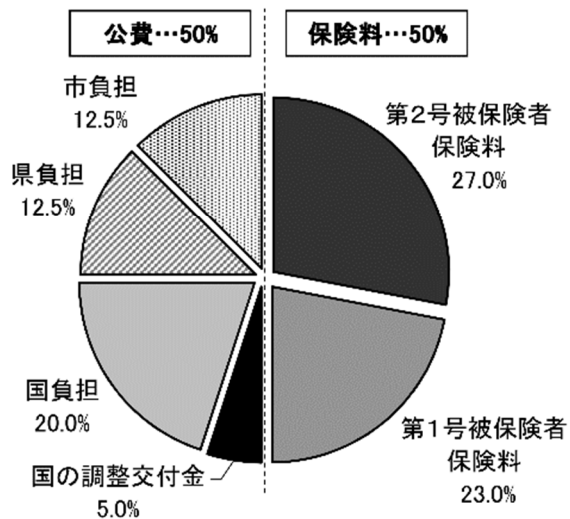
■介護給付費内訳（施設サービスを除く）



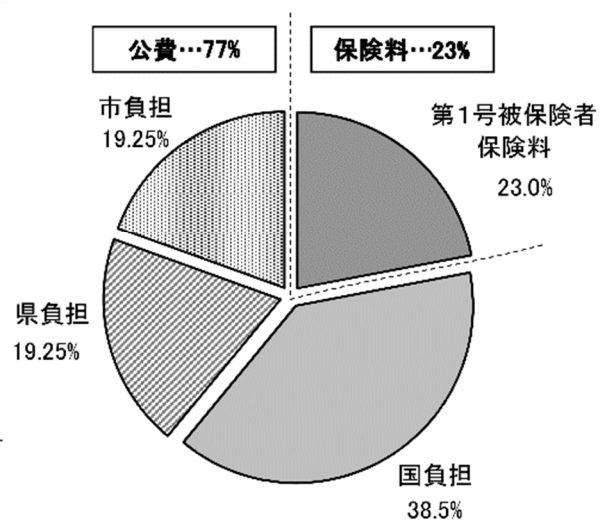
■介護給付費内訳（施設サービス費）



■介護予防事業/介護予防・日常生活支援総合事業



■包括的支援事業・任意事業



10-2 給付費の適切な見込額

(1) 介護給付費の見込額

(千円)

区分\年度		令和6	令和7	令和8	令和22
居宅サービス	訪問介護	318,267	322,384	326,304	380,330
	訪問入浴介護	42,992	43,394	44,161	49,774
	訪問看護	99,337	101,825	104,054	119,589
	訪問リハビリテーション	31,927	31,863	32,155	37,258
	居宅療養管理指導	51,116	51,721	52,104	60,882
	通所介護	731,159	747,707	758,040	879,995
	通所リハビリテーション	241,385	246,465	250,259	290,732
	短期入所生活介護	341,833	344,441	348,780	407,645
	短期入所療養介護	83,866	83,972	83,972	93,694
	特定施設入居者生活介護	273,291	275,874	283,223	327,629
	福祉用具貸与	202,056	206,334	209,143	242,974
	特定福祉用具購入費	7,091	7,399	7,399	9,204
	住宅改修費	9,796	9,796	9,796	9,796
	居宅介護支援	295,323	301,161	305,524	354,639
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20,430	20,456	20,456	23,400
	看護小規模多機能型居宅介護	28,870	76,774	76,774	76,774
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	31,292	33,708	36,935	38,692
	認知症対応型共同生活介護	553,882	567,078	570,547	664,749
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	165,355	165,564	165,564	201,408
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	259,369	263,357	268,552	312,063
施設サービス	介護老人福祉施設	1,566,891	1,568,873	1,568,873	1,876,059
	介護老人保健施設	1,314,426	1,316,089	1,316,089	1,558,295
	介護医療院	219,741	220,019	220,019	220,019
介護給付費 合計		6,889,695	7,006,254	7,058,723	8,235,600

※端数処理の関係により、合計の数字が合わないものがあります。

(2) 介護予防給付費の見込額

(千円)

区分\年度		令和6	令和7	令和8	令和22
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	10,612	10,625	10,939	12,147
	介護予防訪問リハビリテーション	4,297	4,302	4,302	4,927
	介護予防居宅療養管理指導	5,316	4,970	4,897	6,073
	介護予防通所リハビリテーション	45,670	46,520	46,520	52,345
	介護予防短期入所生活介護	6,640	6,648	6,648	7,594
	介護予防短期入所療養介護	1,878	1,880	1,880	2,423
	介護予防特定施設入居者生活介護	21,411	22,158	22,158	24,320
	介護予防福祉用具貸与	42,207	42,830	43,170	48,384
	特定介護予防福祉用具購入費	2,980	3,292	3,292	3,604
	介護予防住宅改修費	6,595	7,719	7,719	7,719
	介護予防支援	33,239	33,798	33,971	38,167
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	3,425	3,429	3,429	4,056
	介護予防認知症対応型共同生活介護	14,558	14,577	14,577	17,492
介護予防給付費 合計		198,828	202,748	203,502	229,251

※端数処理の関係により、合計の数字が合わないものがあります。

(3) 標準給付費及び地域支援事業費の見込額

(千円)

区分\年度		第9期	令和6	令和7	令和8
標準給付費	介護給付費	20,954,672	6,889,695	7,006,254	7,058,723
	介護予防給付費	605,078	198,828	202,748	203,502
	特定入所者介護サービス費等給付額* ¹ （財政影響額調整後）	1,074,416	353,956	358,643	361,817
	高額介護サービス費等給付額* ² （財政影響額調整後）	522,454	172,117	174,396	175,941
	高額医療合算介護サービス費等給付額* ³	76,513	25,205	25,487	25,820
	算定対象審査支払手数料* ⁴	17,516	5,770	5,835	5,911
	標準給付費 小計	23,250,648	7,645,572	7,773,363	7,831,714
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	996,577	321,858	332,018	342,701
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	500,728	166,909	166,909	166,909
	包括的支援事業（社会保障充実分）	25,353	8,418	8,450	8,485
	地域支援事業費 小計	1,522,657	497,185	507,377	518,095
合計	24,773,306	8,142,757	8,280,741	8,349,808	

※端数処理の関係により、合計の数字が合わないものがあります。

- *1 「特定入所者介護サービス費等給付額」とは、施設入所時等にかかる食費・居住費の自己負担分を所得段階に応じて減額するために要する費用。
- *2 「高額介護サービス費等給付額」とは、1か月の介護サービスの自己負担額が、所得段階ごとに定められた一定額を超えた場合、その超えた額を支給する費用。
- *3 「高額医療合算介護サービス費等給付額」とは、医療費と介護サービス費の両方を負担している世帯の年間の自己負担額が、一定額を超えた場合、その超えた額を支給する費用。
- *4 「算定対象審査支払手数料」とは、介護保険にかかる費用請求内容の審査委託に要する費用。

10-3 保険料の設定

(1) 所得段階別保険料額の算定

第8期計画では所得段階を10段階としていましたが、国の所得段階別の標準段階が13段階に見直されたことから、本市の第9期計画においては、国に合わせて13段階とします。さらに、低所得者の保険料負担を軽減するため、別枠で公費による軽減を行います。

第9期基準保険料 【4,800】円／月 （【57,600】円／年）

所得段階	負担割合	対象者	保険料 (円／年)
第1段階	0.455 (0.30)	生活保護を受けている方／老齢福祉年金を受けており、かつ世帯全員が住民税非課税の方／本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	26,200 (17,200)
第2段階	0.685 (0.50)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	39,400 (28,800)
第3段階	0.69 (0.685)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	39,700 (39,400)
第4段階	0.90	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	51,800
第5段階 (基準額)	1.00	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	57,600
第6段階	1.20	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	69,100
第7段階	1.30	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	74,800
第8段階	1.50	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	86,400
第9段階	1.70	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	97,900
第10段階	1.80	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	103,600
第11段階	1.90	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	109,400
第12段階	1.95	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	112,300
第13段階	2.00	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	115,200

※()内は低所得者負担軽減を行った後の負担割合及び保険料

(2) 所得段階別の人数の推計

■所得段階別の人数の推計

所得段階	構成割合	実績値	推計値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階	15.6%	5,062	5,062	5,055	5,042
第2段階	6.9%	2,255	2,255	2,252	2,246
第3段階	5.7%	1,854	1,854	1,851	1,847
第4段階	14.9%	4,832	4,832	4,825	4,813
第5段階 (基準額)	16.8%	5,450	5,449	5,443	5,428
第6段階	15.3%	4,985	4,985	4,978	4,965
第7段階	14.2%	4,631	4,631	4,625	4,612
第8段階	5.8%	1,892	1,892	1,889	1,884
第9段階	2.0%	644	644	643	641
第10段階	1.0%	309	309	309	308
第11段階	0.5%	166	166	166	165
第12段階	0.3%	99	99	99	99
第13段階	1.0%	340	340	340	339
合計	100.0%	32,519	32,518	32,475	32,389

※令和5年4月1日時点の実績を基に構成割合を算出。

資料編

策定経過

	年月日	項目	内容（議事）
令和4年	7月1日～ 令和5年3月31日	在宅介護実態調査	調査件数：600件 回収件数：600件（回収率100.0%）
令和5年	1月31日～ 3月31日	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	発送件数：4,000件 回収件数：2,431件（回収率60.8%）
	4月7日～21日	在宅生活改善調査	調査件数：34件 回収件数：17件（回収率50.0%）
		介護人材実態調査	調査件数：105件 回収件数：57件（回収率54.3%）
		居所変更実態調査	調査件数：35件 回収件数：23件（回収率65.7%）
	9月27日	令和5年度 第1回筑西市 介護保険等運営協議会	（1）令和5年度医療介護総合確保促進 法に基づく筑西市計画について （2）介護予防・日常生活支援総合事業 所の指定について （3）第9期高齢者福祉計画・介護保険 事業計画について
11月22日	令和5年度 第2回筑西 市介護保険等運営協議会	（1）第9期高齢者福祉計画・介護保険 事業計画について ①素案の修正等について ②介護保険料について	
12月27日	令和5年度 第3回筑西 市介護保険等運営協議会	（1）第9期高齢者福祉計画・介護保険 事業計画について ①素案の修正等について ②介護保険料について	
令和6年	1月18日～31日	パブリック・コメント	パブリック・コメントの実施
	2月21日	令和5年度 第4回筑西 市介護保険等運営協議会	（1）第9期高齢者福祉計画・介護保険 事業計画について ①パブリック・コメントの結果報告 ②介護保険事業計画の最終確認について ③新規事業所指定について

筑西市介護保険等運営協議会及び筑西市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

令和5年8月1日現在

種別	委員	所属	役職等
被保険者代表 (4名)	相澤 真理子		
	裕田 みとり		
	飯岡 千代子		
	熊田 恵美子		
保健医療の代表 (3名)	宮田 信之	真壁医師会	宮田医院理事長
	野口 敦司	筑西市歯科医師会	専務理事
	廣瀬 美世	筑西薬剤師会	ヒロセ薬局
福祉介護の代表 (3名)	三浦 誠	筑西市介護支援専門員 連絡協議会	会長
	上野 昌彦	筑西市社会福祉協議会	事務局長
	飯島 絹枝	筑西市介護保険認定審査会	保健師
公益代表 (4名)	中座 敏和	筑西市議会	福祉文教委員会 委員長
	鈴木 親男	筑西市自治会連合会	会長
	淀縄 武	筑西市高齢者クラブ連合会	会長
	鈴木 正志	筑西市連合民生委員児童委員 協議会	会長

敬称略

筑西市介護保険等運営協議会設置規則

筑西市介護保険等運営協議会設置規則

平成17年3月28日

市規則第93号

改正 平成18年3月28日市規則第29号

平成20年4月30日市規則第18号

(題名改称)

平成27年3月25日市規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、筑西市介護保険条例（平成17年条例第108号）第16条第2項の規定に基づき、筑西市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20市規則18・全改)

(所掌事項)

第2条 協議会は、筑西市介護保険条例第16条第1項に規定する介護保険に関するもののほか、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画に関する事項に関しても、所掌することとする。

2 前項の規定により、協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 介護保険事業計画及び老人福祉計画の実施に関する事項
- (3) 介護保険事業計画及び老人福祉計画のために必要な調査及び研究に関する事項
- (4) 介護保険事業のうち、地域密着型サービス（以下「サービス」という。）に関する次に掲げる事項

ア サービスの報酬設定に関すること。

イ サービス事業者の指定及び更新並びに廃止に関すること。

ウ サービス事業所の人員、設備、運営等に関すること。

エ サービスの質の確保及び適正な運営に関すること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか介護保険事業及び老人福祉に関する事項

(平18市規則29・平20市規則18・平27市規則14・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって構成する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 被保険者代表
- (2) 保健医療代表
- (3) 福祉・介護代表

(4) 公益代表

3 委員は、非常勤とする。

(平27市規則14・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平20市規則18・一部改正)

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者若しくは関係機関に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(平20市規則18・一部改正)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、介護保険主管課及び高齢福祉主管課において処理する。

(平20市規則18・一部改正)

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平20市規則18・一部改正)

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成18年市規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年市規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年市規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

筑西市地域包括支援センター運営協議会設置規則

筑西市地域包括支援センター運営協議会設置規則

平成27年3月25日

市規則第15号

改正 平成28年5月20日市規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、筑西市介護保険条例（平成17年条例第108号。以下「条例」という。）第17条第2項の規定に基づき、筑西市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、条例第17条第1項の規定により、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域包括支援センターの設置、変更及び廃止に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの担当する生活圏域の設定の承認に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの職員の確保に関すること。
- (5) 地域包括支援センターの業務の委託等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の46第1項に規定する包括的支援事業（以下「包括的支援事業」という。）に関する事項であって協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第115条の45に規定する地域支援事業に係る事業者並びに医療、介護及び福祉に係る団体の代表者
- (2) 介護保険の被保険者
- (3) 本市の区域内において権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 学識経験者

3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、包括的支援事業主管課において処理する。

(平28市規則30・一部改正)

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年市規則第30号）抄

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の筑西市行政組織規則の規定（別表第6第2項第1号ケの規定を除く。）、第2条の規定による改正後の筑西市文書取扱規則の規定、第3条の規定による改正後の筑西市職員の職名に関する規則の規定、第4条の規定による改正後の筑西市職員の採用に関する規則の規定、第5条の規定による改正後の筑西市職員の給与に関する規則の規定及び第6条の規定による改正後の筑西市地域包括支援センター運営協議会設置規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

筑西市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

発行：筑西市

編集：保健福祉部 高齢福祉課・介護保険課・地域医療推進課

住所：〒308-8616 茨城県筑西市丙 360 番地

TEL：0296-24-2111（代表）

FAX：0296-25-2913